

府中町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

府 中 町

目 次

第1章 計画の位置付け

1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 対象とする施設	3
1) 公共施設	4
2) インフラ資産	5
4. 計画期間	5

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 人口についての今後の見通し	6
2. 公共施設等の現況	6
1) 公共施設	6
2) インフラ資産	12
3. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み	14
1) 中長期的な経費の試算	14
2) 財源の見込み	17
4. 住民ニーズ（公共施設利用者アンケート）	19

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等マネジメントに関する基本的な方針	21
1) 公共施設等の課題の整理	21
2) 公共施設等マネジメントに関する基本方針	23
3) 公共施設等マネジメントに関する実施方針	24
2. 計画推進のための取組	29
1) 取組体制	29
2) 住民との情報共有	29
3) 個別計画の策定及び取組の実施	29
4) 計画実現に向けた具体的な手法	30

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共施設	32
1) 住民文化系施設	32
2) 社会教育系施設	34
3) スポーツ・レクリエーション系施設	36
4) 産業系施設	38
5) 学校教育系施設	40
6) 子育て支援系施設	42
7) 保健・福祉系施設	44
8) 公園	46
9) 公営住宅	48
10) 供給処理施設	50
11) 行政系施設	52
2. インフラ資産	54
1) 道路	54
2) 橋りょう	55
3) 下水道	56
4) その他インフラ資産	57

参考資料

1. 施設利用状況	59
2. 施設の類型、機能及び地域別の配置状況	60
3. 施設の利用実態、施設規模及び運営費用の関係	65
4. 長寿命化による更新費用の削減について	68
5. 公共施設の利用に関するアンケート調査について	73

第1章

計画の位置付け

1. 計画の背景と目的

当町は、昭和30（1955）年から昭和50（1975）年にかけて、広島市中心部に近接した住宅地として、その都市化の影響を受けるとともに、町内大手企業等の発展に伴い、急激に人口が増加しました。

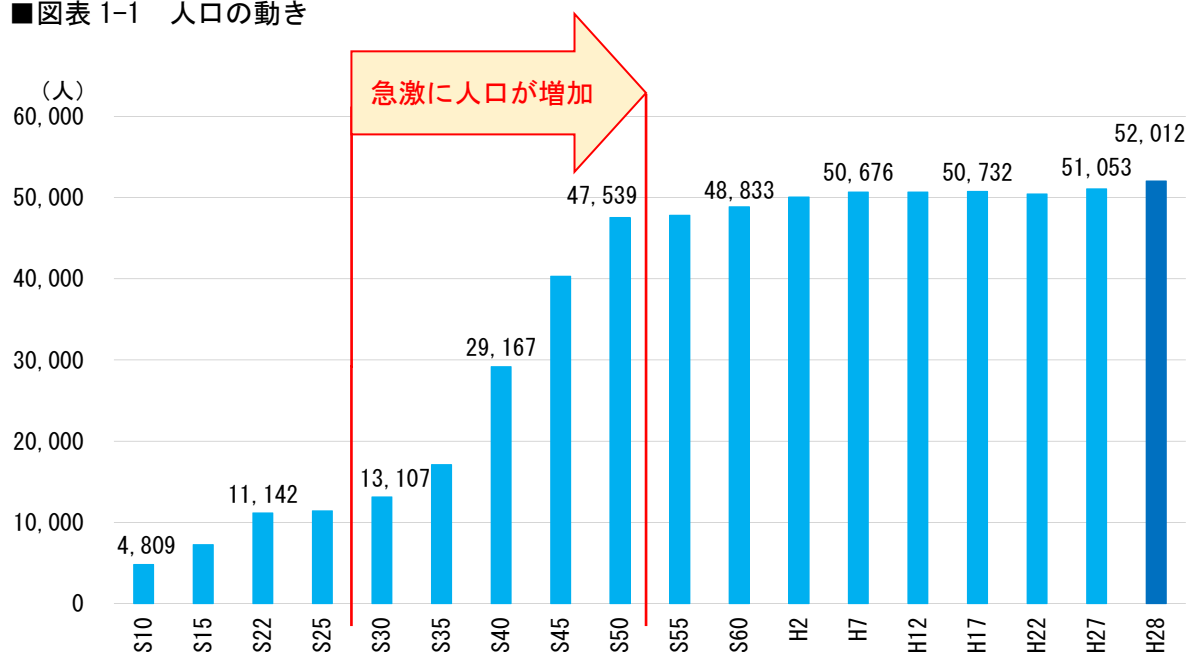
当町では、こうした人口増や多様化する住民ニーズに対応するため、学校や公民館等の公共施設整備及び住民の生活を支える道路や下水道等のインフラ資産整備を進め、住民サービスの向上、並びに都市機能の充実に努めてきました。

しかし、今後、高齢化の進行に伴う社会保障費の増加等により、財政状況の厳しさが増す一方で、これまでに整備してきた公共施設等の多くで老朽化が進行し、施設の維持管理や更新に必要な費用が増大することが予測されています。

こうした中、将来にわたって必要な公共サービスを持続的に提供していくためには、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、公共施設等の長寿命化や計画的な更新を行い、時代に即した公共施設等のあり方を検討する必要があります。

このため、当町が保有する公共施設やインフラ資産を対象に、長期的な公共施設等の管理方針を定めた「府中町公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

■図表 1-1 人口の動き



※S10～H27年：国勢調査（総務省）、H28年：住民基本台帳（H28.4.1）

2. 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画の策定については、総務大臣から各自治体に対し、速やかに策定するよう要請^{※1}がなされています。

本計画は、策定要請並びに国が示す策定指針^{※2}の内容を踏まえ、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設について、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示した基本的な計画となる「インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月策定）」の下、当町における行動計画に位置付けられるものとして策定するものです。

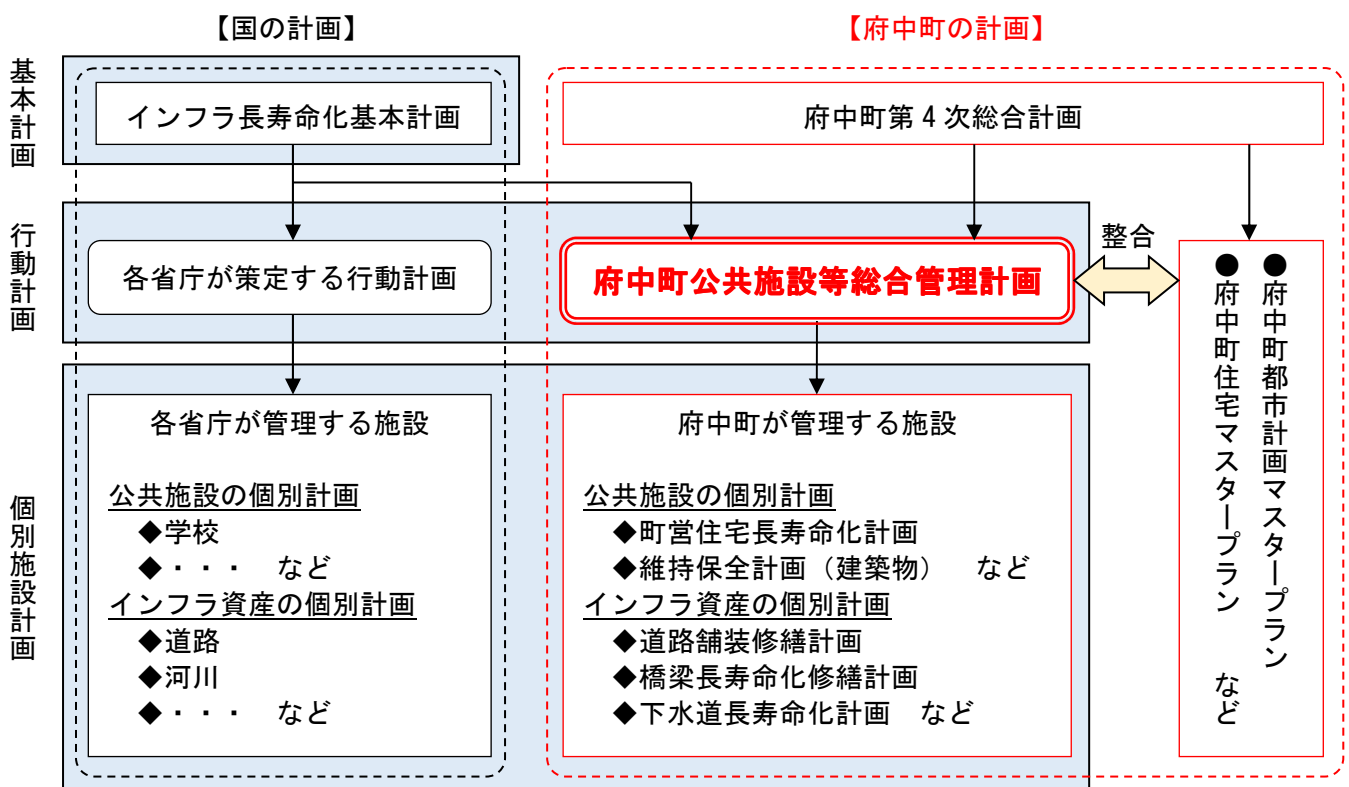
また、本計画は町の上位計画となる「府中町第4次総合計画」を踏まえ、「府中町都市計画マスタープラン」や「府中町住宅マスタープラン」など、他の関連計画との整合を図りつつ策定するものです。

今後、本計画の下、より具体的な計画として、各施設の長寿命化計画などを定める個別施設計画の策定並びに必要な見直しを行います。

※1：「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月22日付総財務第74号）」

※2：「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月22日付総財務第75号）」

■図表 1-2 計画の位置付け

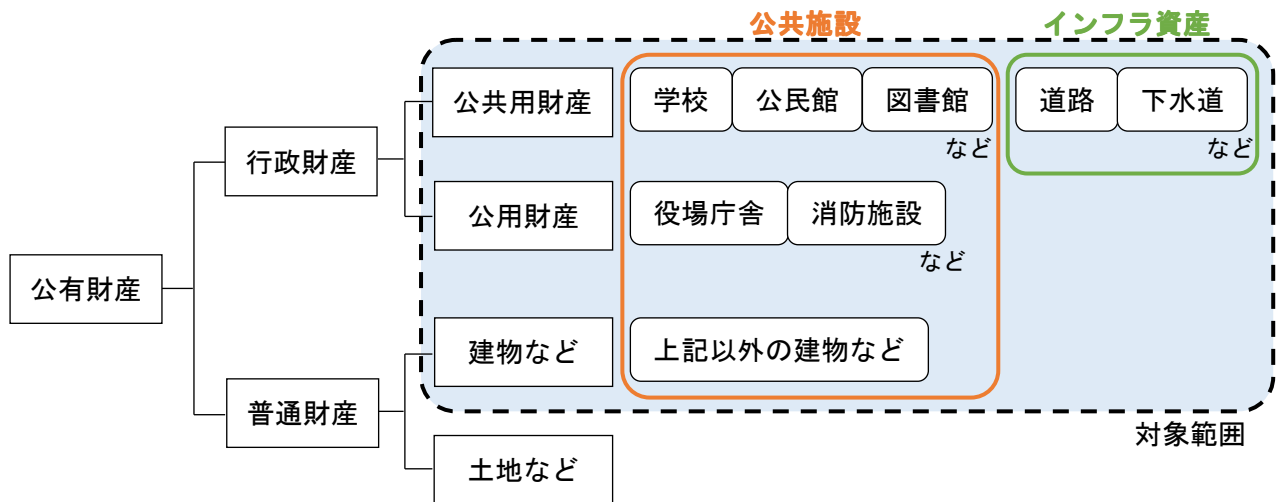


3. 対象とする施設

本計画で対象とする「公共施設等」の範囲は、今後、修繕や更新が必要となる施設で、次のとおりとします。

また、対象施設を「公共施設」及び「インフラ資産」に大別し、施設の現況等について整理します。

■図表 1-3 計画の対象範囲



1) 公共施設

公共施設については、平成28(2016)年4月1日時点において当町が保有する施設で、建築中または平成28(2016)年度に建築着工予定を含む施設を対象とし、その用途により、次のとおり分類しています。

■図表1-4 公共施設

建物用途		番号	施設名	延床面積 (㎡)	建物 棟数 (棟)	経過年数		
大分類	中分類					現在	10年後	20年後
住民文化系施設	9施設	1	安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ※1	7,007.55	1	○	○	△
		2	府中南交流センター※1	1,435.26	1	○	○	○
		3	府中北交流センター※1	2,389.84	1	○	○	○
		4	府中町立府中公民館	1,994.53	2	×	×	×
		5	府中町立府中南公民館※2	1,634.39	3	△	×	×
		6	府中東地区センター	420.00	1	△	△	△
		7	総社会館	514.22	1	○	△	△
		8	鶴江地区センター	256.88	1	○	○	△
		9	柳ヶ丘町内会集会所	149.78	1	△	×	×
社会教育系施設	1施設	10	歴史民俗資料館	1,145.61	1	×	×	×
スポーツ・レクリエーション系施設	1施設	11	府中町立体育場	611.57	1	△	×	×
産業系施設	3施設	12	安芸府中商工センター	623.79	1	△	△	△
		13	府中町商工会事務所	150.97	1	△	△	△
		14	旧府中町商工会事務所	199.69	1	△	×	×
学校教育系施設	8施設	15	府中町立府中北小学校※2	6,459.36	4	△	△	△
		16	府中町立府中小学校※2	9,669.30	7	△	△	×
		17	府中町立府中南小学校※2	7,899.46	7	△	△	×
		18	府中南体育場(南小学校体育館)	1,275.54	1	○	△	△
		19	府中町立府中中央小学校※2	8,996.72	4	△	△	×
		20	府中町立府中東小学校※2	6,526.29	6	△	△	△
		21	府中町立府中中学校※2	10,820.00	5	△	×	×
		22	府中町立府中緑ヶ丘中学校※2	9,118.97	9	△	△	△
子育て支援施設	5施設	23	府中町立南保育所※2	808.15	3	△	△	×
		24	府中中央小学校区留守家庭児童会※2	330.95	2	○	△	△
		25	府中南小学校区留守家庭児童会	271.61	1	○	△	△
		26	府中東小学校区留守家庭児童会	206.25	1	△	△	△
		27	府中北小学校区留守家庭児童会	106.92	1	△	△	△
保健・福祉施設	3施設	28	府中町ふれあい福祉センター	3,692.72	1	○	○	△
		29	府中町シルバーワークプラザ	360.00	1	○	○	△
		30	福寿館	1,684.43	1	△	△	△
公園	3施設	31	府中町水分峡森林公園(管理棟、作業棟)※2	240.92	2	○	○	△
		32	揚倉山健康運動公園(管理棟)	280.32	1	○	○	△
		33	空城山公園(管理棟)	236.80	1	△	△	△
公営住宅	6施設	34	鶴江住宅	138.60	4	×	×	×
		35	五反田住宅	475.20	8	△	×	×
		36	山田ブロック住宅※2	839.52	5	△	×	×
		37	鶴江ブロック住宅	749.00	4	△	×	×
		38	桃山住宅	104.26	2	△	×	×
		39	青崎東住宅※2	2,499.50	3	△	△	△
供給処理施設	1施設	40	府中町環境センター※2	1,405.55	4	△	△	△
行政系施設	11施設	41	府中町役場本庁舎	5,074.96	1	△	△	△
		42	府中町消防本部及び消防署	976.44	1	△	△	×
		43	府中町消防団第2分団詰所	225.76	1	△	×	×
		44	府中町消防団第3分団詰所	126.00	1	○	○	○
		45	向洋駅周辺区画整理事務所※2	404.95	3	○	△	△
		46	防災倉庫及び倉庫	88.90	1	○	○	○
		47	鶴江仮住居	490.23	1	△	△	△
		48	旧府中町公民館失対倉庫	51.23	1	×	×	×
		49	向洋駅北口駅舎	34.37	1	○	○	○
		50	向洋駅前自転車等駐車場	179.97	1	○	○	○
		51	府中町営火葬場(納骨堂、地藏安置堂)	4.95	1	×	×	×
計				101,388.18	118			

※1：複合施設の建物用途は、主要な用途の分類としています。

※2：1施設に建築年の異なる複数の棟があるものは、最も古い棟をその施設の経過年数としています。

2) インフラ資産

インフラ資産については、その機能や目的により、次のとおり分類しています。

■図表 1-5 インフラ資産

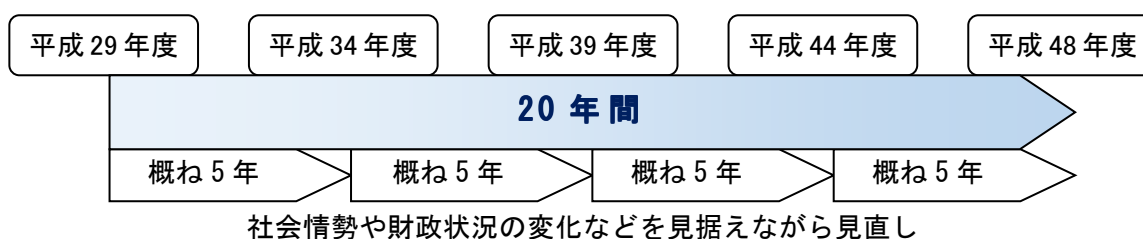
分 類
道路（町道、林道）
橋りょう
下水道（管きよ、雨水ポンプ場、調整池）
その他インフラ資産（街区公園、児童遊園、広場、水路等）

4. 計画期間

本計画は、将来の人口や財政の見通し等を踏まえた長期的な視点が不可欠であり、今後、公共施設等の大規模改修や更新の時期が集中することから、計画期間を20年間（平成29（2017）年度から平成48（2036）年度まで）とします。

なお、今後の社会情勢や財政状況の変化などを見据え、概ね5年を目途に計画の見直しを行うものとします。

■図表 1-6 計画期間



第2章

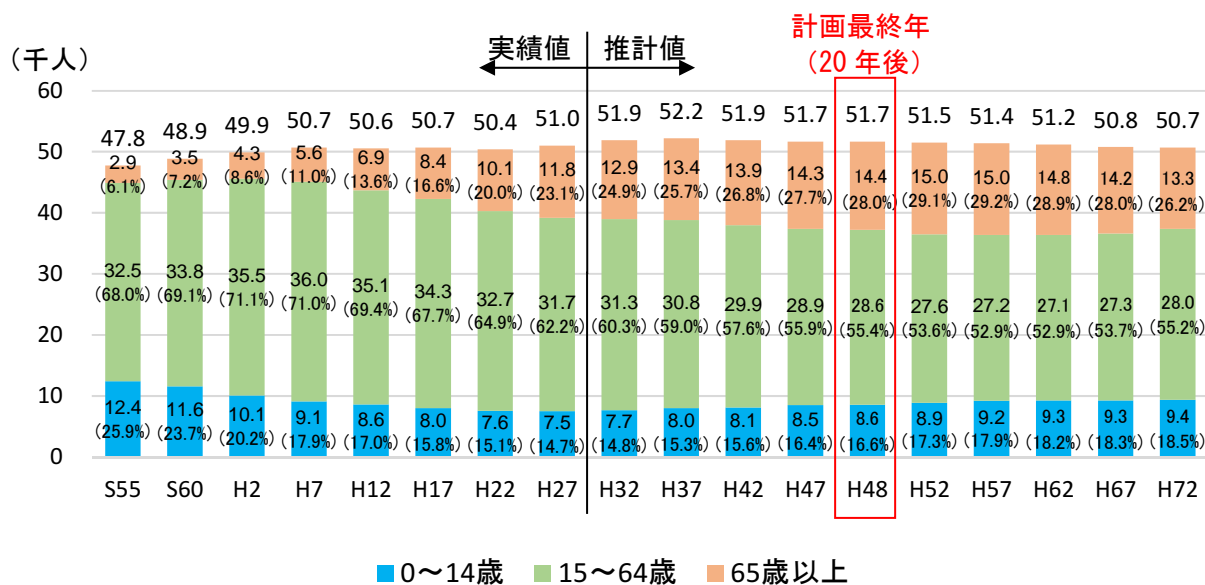
公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 人口についての今後の見通し

「府中町人口ビジョン（平成27年10月）」を基に、平成27（2015）年度国勢調査（総務省）の結果を反映して推計すると、平成72（2060）年の将来推計人口は50.7千人、65歳以上人口は13.3千人となり、5万人を維持するものの、高齢化の進行が予測されます。

なお、計画期間の最終年である平成48（2036）年の将来人口は51.7千人、65歳以上人口は14.4千人となり、高齢化率は28.0%となる見込みです。

■図表 2-1 人口推移



※S55～H27年：国勢調査（総務省）
 ※H32～H72年：府中町人口ビジョンを基にH27年度国勢調査により推計
 ※H48年：H47～H52年の変化量を直線補完

2. 公共施設等の現況

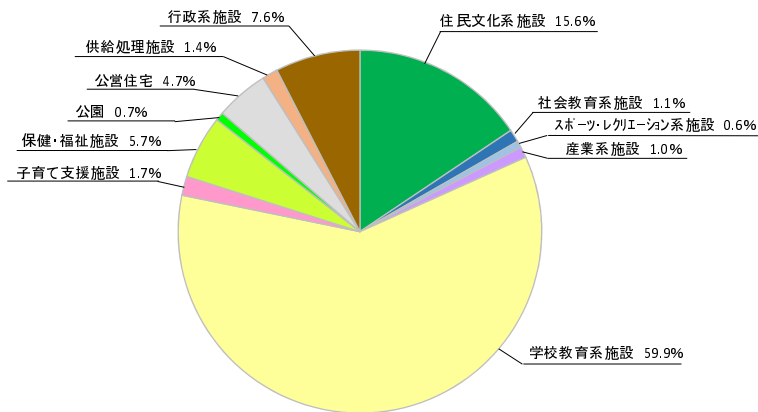
1) 公共施設

(1) 建物用途別の延床面積及び建物棟数の状況

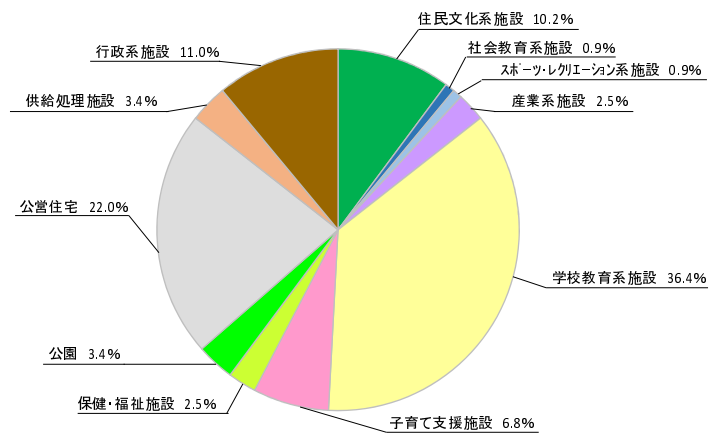
当町が保有する公共施設の総延床面積は101,388㎡、建物棟数は118棟です。延床面積の内訳は、学校教育系施設が60,766㎡(59.9%)で最も多く、次いで住民文化系施設が15,802㎡(15.6%)、行政系施設が7,658㎡(7.6%)、保健・福祉施設が5,737㎡(5.7%)、公営住宅が4,806㎡(4.7%)の順となっています。

また、建物棟数の内訳は、学校教育系施設が43棟(36.4%)で最も多く、次いで公営住宅が26棟(22.0%)、行政系施設が13棟(11.0%)、住民文化系施設が12棟(10.2%)の順となっています。

■図表 2-2 建物用途別の延床面積の割合



■図表 2-3 建物用途別の建物棟数の割合



■図表 2-4 建物用途別の延床面積及び建物棟数の割合

分類	延床面積 (㎡)	面積比率	建物棟数 (棟)	棟数比率
住民文化系施設	15,802	15.6%	12	10.2%
社会教育系施設	1,146	1.1%	1	0.9%
スポーツ・レクリエーション系施設	612	0.6%	1	0.9%
産業系施設	974	1.0%	3	2.5%
学校教育系施設	60,766	59.9%	43	36.4%
子育て支援施設	1,724	1.7%	8	6.8%
保健・福祉施設	5,737	5.7%	3	2.5%
公園	758	0.7%	4	3.4%
公営住宅	4,806	4.7%	26	22.0%
供給処理施設	1,406	1.4%	4	3.4%
行政系施設	7,658	7.6%	13	11.0%
計	101,388	100%	118	100%

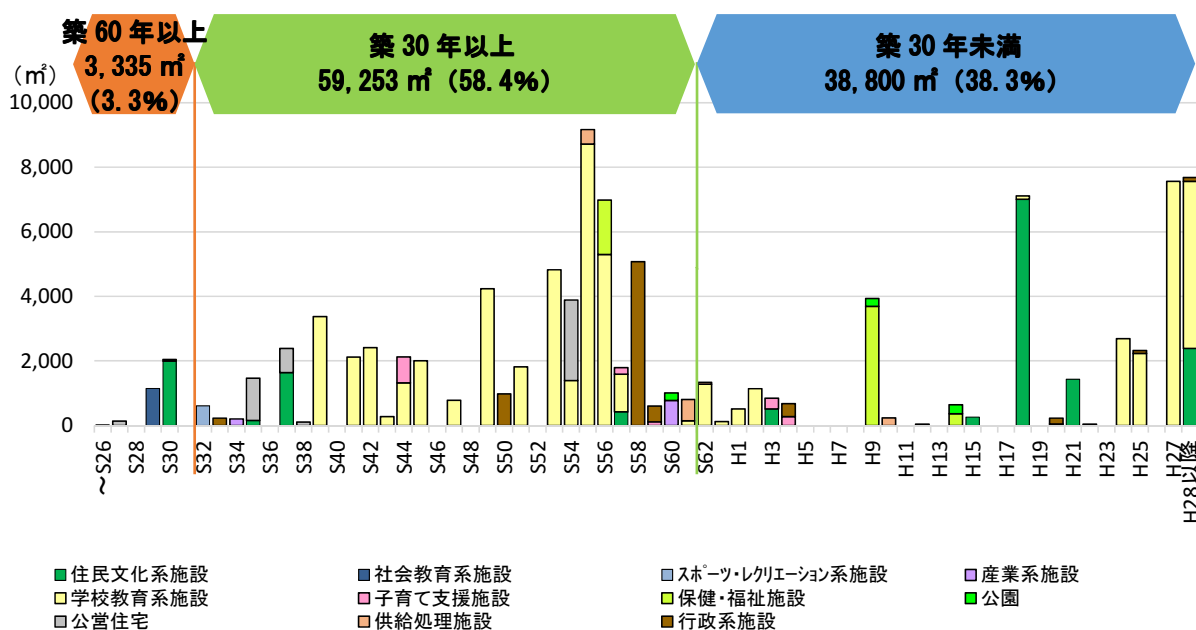
(2) 建物用途別・整備年度別の延床面積

現在、大規模改修の目安とされる築30年以上経過した施設は59,253㎡(58.4%)、建替えの目安とされる築60年以上経過した施設は3,335㎡(3.3%)となっています。

計画期間の最終年である20年後には、築30年以上経過する施設は50.2%、築60年以上経過する施設は28.1%となり、全体の約80%で大規模改修や建替えが必要となります。

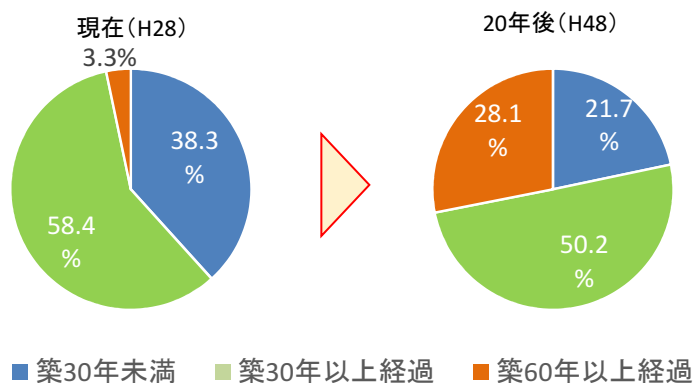
特に、学校教育系施設は、現在、築30年以上経過した施設が65.6%、築60年以上経過した施設が0%ですが、20年後にはそれぞれ40.7%と30.2%となり、築60年以上経過する施設が全体の30%を超えます。

■図表 2-5 建物用途別・整備年度別延床面積



※1 施設に複数の棟があるものは、棟ごとの整備年度別延床面積を示しています。
 ※平成29年度に完成予定の府中中学校特別教室棟・給食棟を含みます。

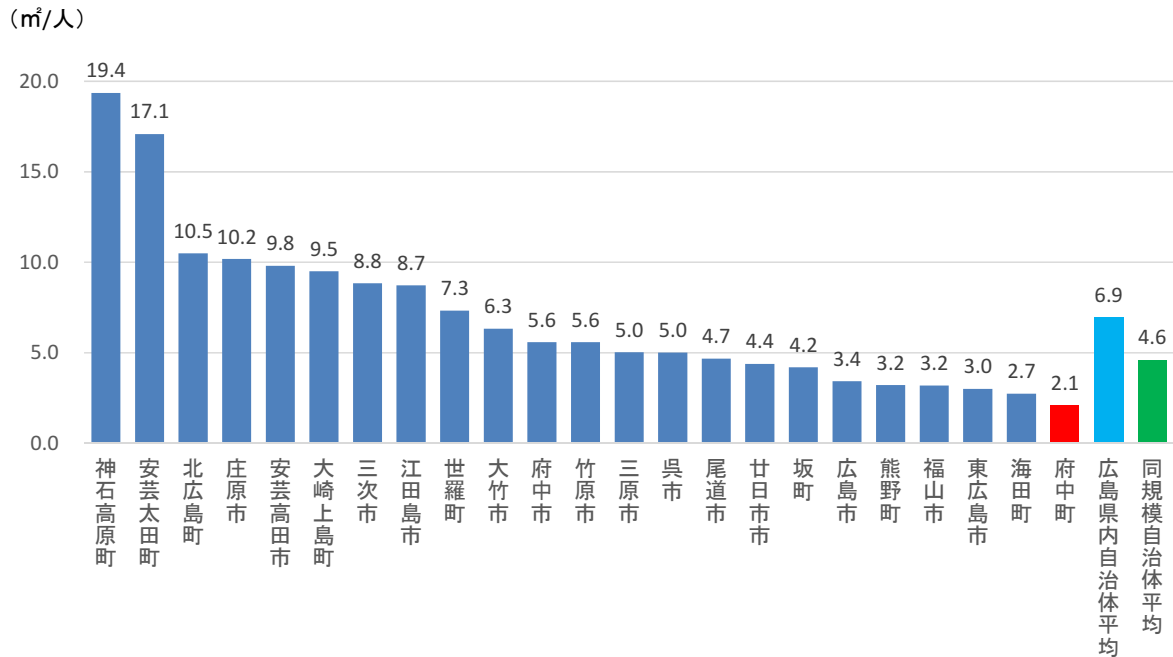
■図表 2-6 公共施設の建築後の経過年数 (延床面積ベース)



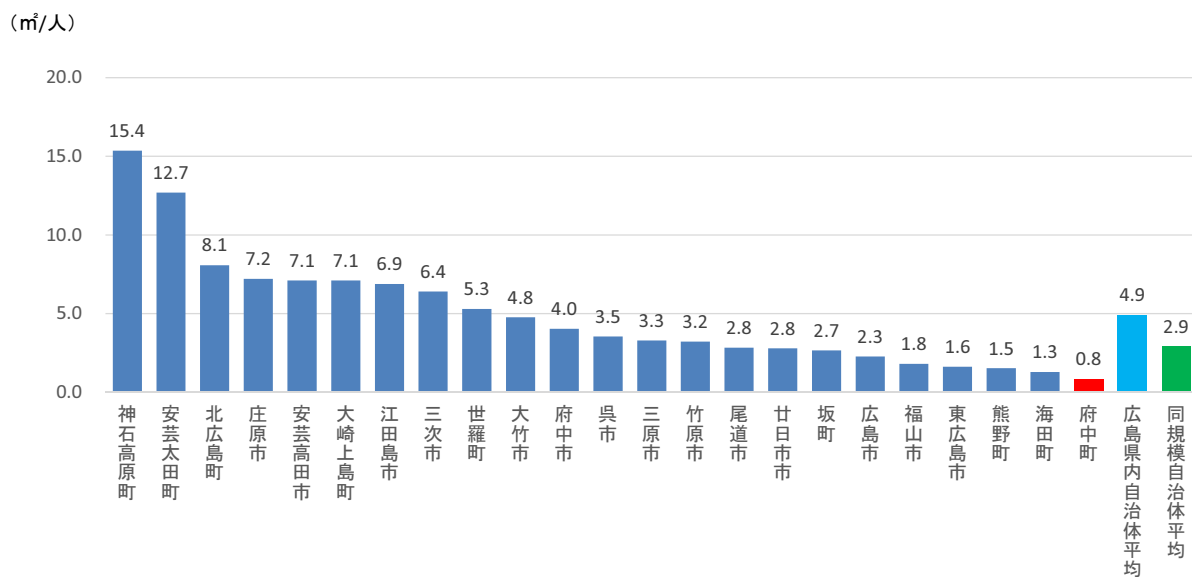
(3) 他自治体との施設保有量の比較

当町の住民1人当たりの公共施設延床面積は2.1㎡で、広島県内の自治体の中で最も少なく、人口5万人前後の同規模自治体の平均と比較しても半分以下となっています。また、施設の大半を占める学校施設を除いて比較した場合でも、同様の傾向が見られることから、当町における施設保有量は少ない状況であると言えます。

■図表 2-7 住民1人当たりの公共施設延床面積の比較



■図表 2-8 住民1人当たりの公共施設延床面積の比較（学校施設を除いた場合）



※人口：住民基本台帳（H27.1.1時点）

※公共施設延床面積：全国公共施設状況調（総務省）（H27.3.31時点）

※同規模自治体は住民基本台帳（H27.1.1時点）における人口が45,000～55,000人の95市町とします。

(4) 施設配置状況

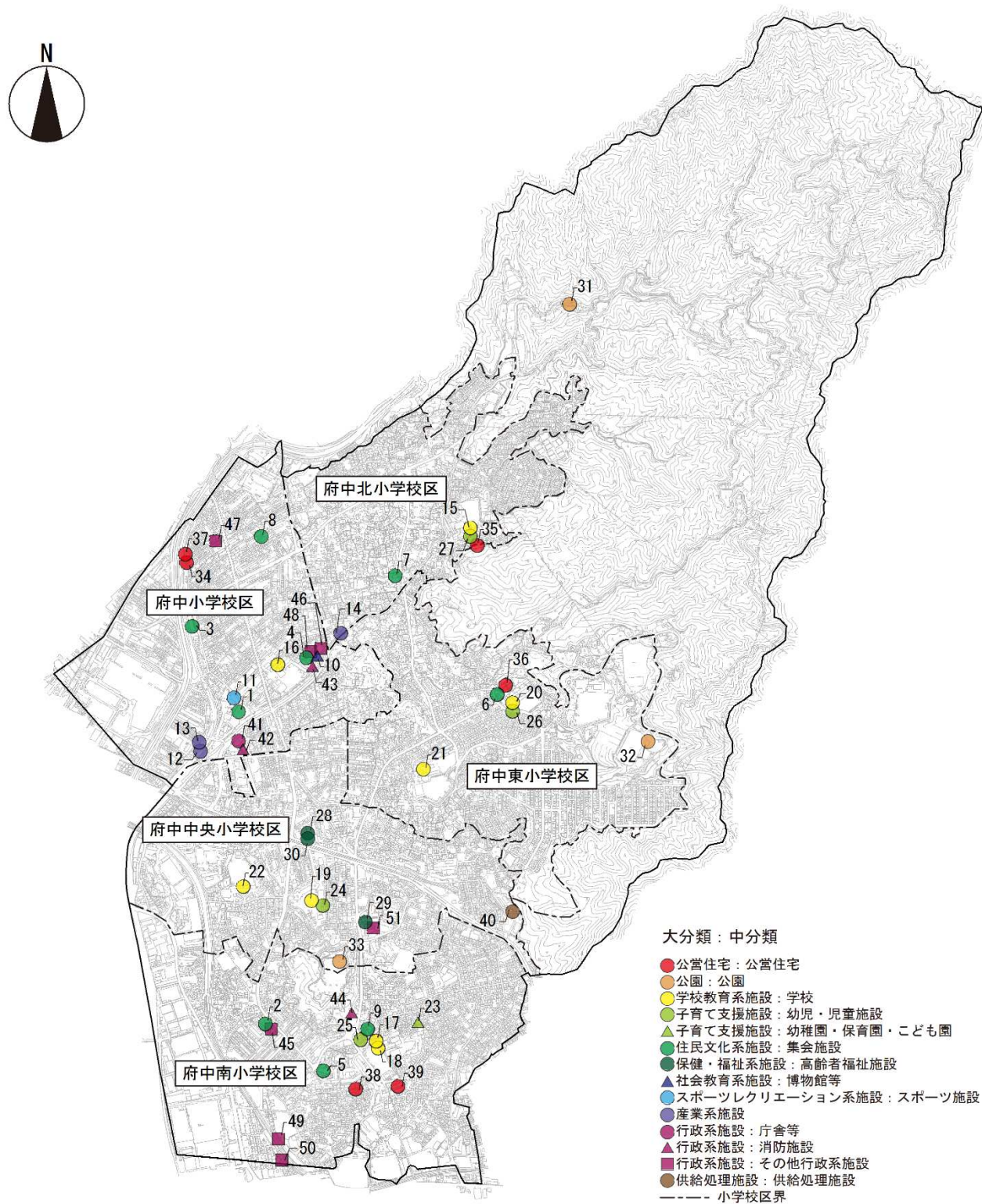
小学校区別の施設配置状況は次のとおりです。

類型ごとの施設数は、府中小学校区が 22 施設で最も多く、次いで府中南小学校区が 16 施設、府中中央小学校区が 11 施設の順となっています。

■図表 2-9 小学校区別の施設配置状況

小学校区	番号	建物名	住民文化系施設	社会教育系施設	スポーツ・レクリエーション系施設	産業系施設	学校教育系施設	子育て支援施設	保健・福祉施設	公園	公営住宅	供給処理施設	行政系施設
府中北小学校区	7	総社会館	●										
	14	旧府中町商工会事務所				●							
	15	府中町立府中北小学校					●						
	27	府中北小学校区留守家庭児童会						●					
	31	府中町水分峡森林公園(管理棟、作業棟)							●				
35	五反田住宅									●			
小学校区計		6	1	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0
府中小学校区	1	安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ	●	●	●								●
	3	府中北交流センター	●					●			●		
	4	府中町立府中公民館	●										
	8	鶴江地区センター	●										
	10	歴史民俗資料館		●									
	11	府中町立体育場			●								
	12	安芸府中商工センター				●							
	13	府中町商工会事務所				●							
	16	府中町立府中小学校					●						
	34	鶴江住宅									●		
	37	鶴江ブロック住宅									●		
	41	府中町役場本庁舎											●
	42	府中町消防本部及び消防署											●
	43	府中町消防団第2分団詰所											●
46	防災倉庫及び倉庫											●	
47	鶴江仮住居											●	
48	旧府中町公民館失対倉庫											●	
小学校区計		22	4	2	2	2	1	1	0	0	3	0	7
府中東小学校区	6	府中東地区センター	●										
	20	府中町立府中東小学校					●						
	21	府中町立府中中学校					●						
	26	府中東小学校区留守家庭児童会						●					
	32	揚倉山健康運動公園(管理棟)							●				
36	山田ブロック住宅									●			
小学校区計		6	1	0	0	0	2	1	0	1	1	0	0
府中中央小学校区	19	府中町立府中中央小学校					●						
	22	府中町立府中緑ヶ丘中学校					●						
	24	府中中央小学校区留守家庭児童会						●					
	28	府中町ふれあい福祉センター							●				
	29	府中町シルバークプラザ							●				
	30	福寿館	●						●				●
	33	空城山公園(管理棟)								●			
40	府中町環境センター										●		
51	府中町営火葬場(納骨堂、地藏安置堂)											●	
小学校区計		11	1	0	0	0	2	1	3	1	0	1	2
府中南小学校区	2	府中南交流センター	●					●	●				●
	5	府中町立府中南公民館	●										
	9	柳ヶ丘町内会集会所	●										
	17	府中町立府中南小学校					●						
	18	府中南体育場(南小学校体育館)					●						
	23	府中町立南保育所						●					
	25	府中南小学校区留守家庭児童会						●					
	38	桃山住宅									●		
	39	青崎東住宅									●		
	44	府中町消防団第3分団詰所											●
	45	向洋駅周辺区画整理事務所											●
49	向洋駅北口駅舎											●	
50	向洋駅前自転車等駐車場											●	
小学校区計		16	3	0	0	0	2	3	1	0	2	0	5
総計		61	10	2	2	3	8	7	4	3	7	1	14

■図表 2-10 小学校区別の施設配置図



2) インフラ資産

(1) 道路

道路種別ごとの延長及び面積は、次のとおりです。

■図表 2-11 道路種別延長及び面積

種 別	延長 (m)	面積 (㎡)
町道	111,492	602,772
林道	9,365	41,517
計	120,857	644,289

(2) 橋りょう

構造別の橋りょう数及び面積は、次のとおりです。

整備年度別にみると、昭和 45 (1970) 年に 966 ㎡、昭和 61 (1986) 年に 745 ㎡が整備されるなど、昭和 40 (1970) 年代から昭和 60 (1980) 年代の 20 年間に整備時期が集中しており、全体の約 75% が整備されています。

■図表 2-12 構造別橋りょう数及び面積

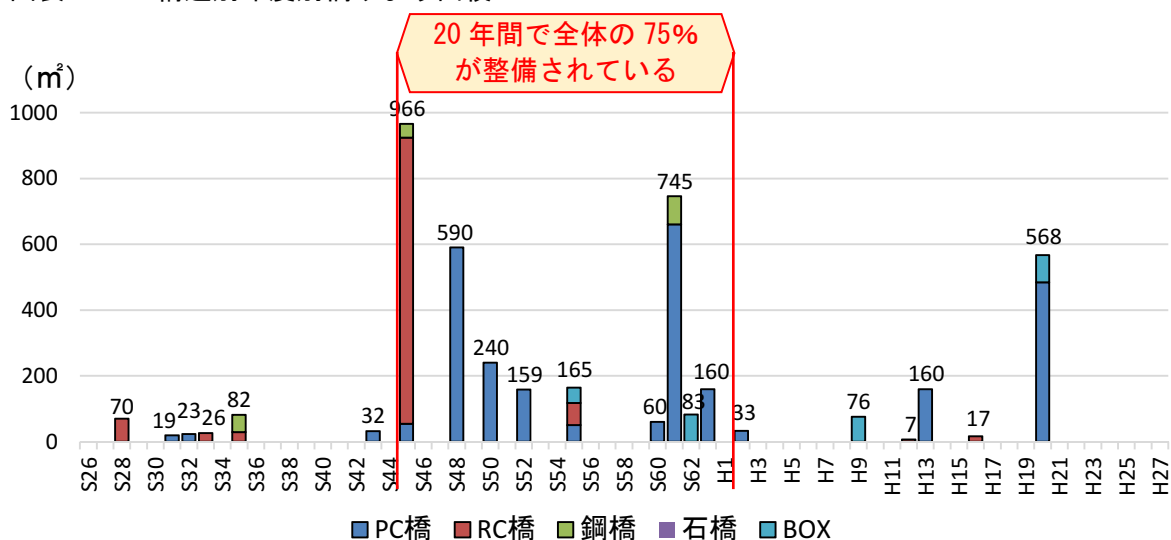
	PC 橋※1	RC 橋※2	鋼橋	石橋	BOX※3	計
橋りょう数(橋)	20	19	4	0	5	48
橋りょう面積(㎡)	2,723	1,086	181	0	288	4,278

※1：鉄筋よりも引張りに強いケーブルを入れて強化したコンクリート (PC) を桁に使った橋です。

※2：鉄筋コンクリート (RC) を桁に使った橋です。

※3：構造が箱型となっている橋です。

■図表 2-13 構造別年度別橋りょう面積



(3) 下水道

管種別の下水道管延長は、次のとおりです。

整備年度別にみると、昭和 50（1980）年代から本格的な整備が開始されており、全体の約 93%が昭和 56（1981）年以降に整備されています。

下水道施設として管きよのほか、雨水ポンプ場^{※1}と、入川調整池が整備されています。

■図表 2-14 管種別延長

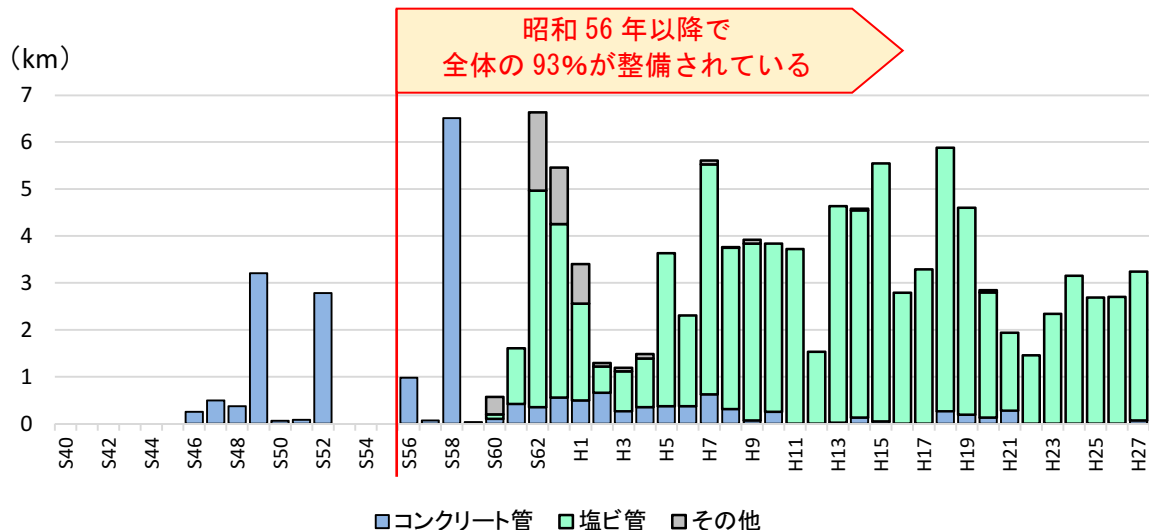
種 別	コンクリート管	塩ビ管	その他 ^{※2}	計
雨水管 ^{※3} 延長 (km)	5.9	0	0	5.9
污水管延長 (km)	16.9	90.7	4.5	112.1
計	22.8	90.7	4.5	118.0

※1：府中ポンプ場、宮の町ポンプ場、茂陰ポンプ場、千代ポンプ場、入川ポンプ場の 5 施設です。

※2：陶管、更生管、圧送管です。

※3：排水面積が 20 ヘクタールを超える雨水幹線を対象としています。

■図表 2-15 管種別年度別整備延長



(4) その他インフラ資産（街区公園、児童遊園、広場等）

その他インフラ資産として公園等^{※1}の種別ごとの箇所数及び面積は、次のとおりです。

■図表 2-16 公園等種別箇所数及び面積

種 別	箇所数(箇所)	面積(m ²)
都市公園(街区公園) ^{※2}	10	21,564
児童遊園 ^{※3}	36	31,568
広場等	5	5,095
計	51	58,227

※1：水分峡森林公園、揚倉山健康運動公園、空城山公園の管理棟や作業棟については、大規模改修や建替えを必要とするため、インフラ資産に含めず、公共施設として分類しています。

※2：都市公園法に定められ、主に街区に居住されている方の利用に供することを目的とした公園です。

※3：児童福祉法に定められ、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とした施設です。

3. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込み

1) 中長期的な経費の試算

(1) 試算条件

現在、当町が保有している公共施設等を将来も保有し続け、現在と同じ規模で更新した場合の費用について、「公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）」を活用し、次の条件を基に試算を行いました。なお、各施設の更新周期・更新単価等は、町の実態に合わせ、次のとおり設定しています。

■図表 2-17 試算条件

項 目		条 件			
試算期間		平成 28（2016）年から平成 67（2055）年までの 40 年間			
公共施設	更新周期	大規模改修：建築後 30 年、建替え：建築後 60 年			
	更新期間	大規模改修：1 年、建替え：3 年			
	更新単価	施設類型		大規模改修	建替え
		住民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、子育て支援系施設、保健・福祉系施設、公園、行政系施設		10 万円/㎡	40 万円/㎡
		スポーツ・レクリエーション系施設		6 万円/㎡	25 万円/㎡
		学校教育系施設		9 万円/㎡	33 万円/㎡
		公営住宅		4 万円/㎡	40 万円/㎡
供給処理施設		10 万円/㎡	48 万円/㎡		
設定根拠	維持保全計画（建築物）における更新単価を使用、更新周期は試算ソフトの設定値を使用				
インフラ資産	道路	更新周期	15 年		
		更新単価	5 千円/㎡（1 年ごとの更新費用は総面積にかかる費用を 15 年で均等配分）		
		設定根拠	府中町道路舗装修繕計画における更新単価を使用、更新周期は試算ソフトの設定値を使用		
	橋りょう	更新周期	60 年		
		更新単価	種 別		更新単価
			PC 橋、RC 橋、石橋、木橋、その他		425 千円/㎡
	鋼橋		500 千円/㎡		
	設定根拠	試算ソフトの設定値を使用			
	下水道	更新周期	管きよ：50 年、雨水ポンプ場：60 年		
		更新単価	種 別		更新単価
管きよ			雨水管（幹線）		120 万円/m
			污水管		124 千円/m
雨水ポンプ場（設備を含む）		150 万円/㎡			
設定根拠	府中町下水道ストックマネジメント計画における更新単価を使用（污水管を除く）、更新周期及び污水管の更新単価は試算ソフトの設定値を使用				

※現時点で更新周期を超過している公共施設は今後 10 年間で、インフラ資産は今後 5 年間で均等に更新を行うものと仮定します。

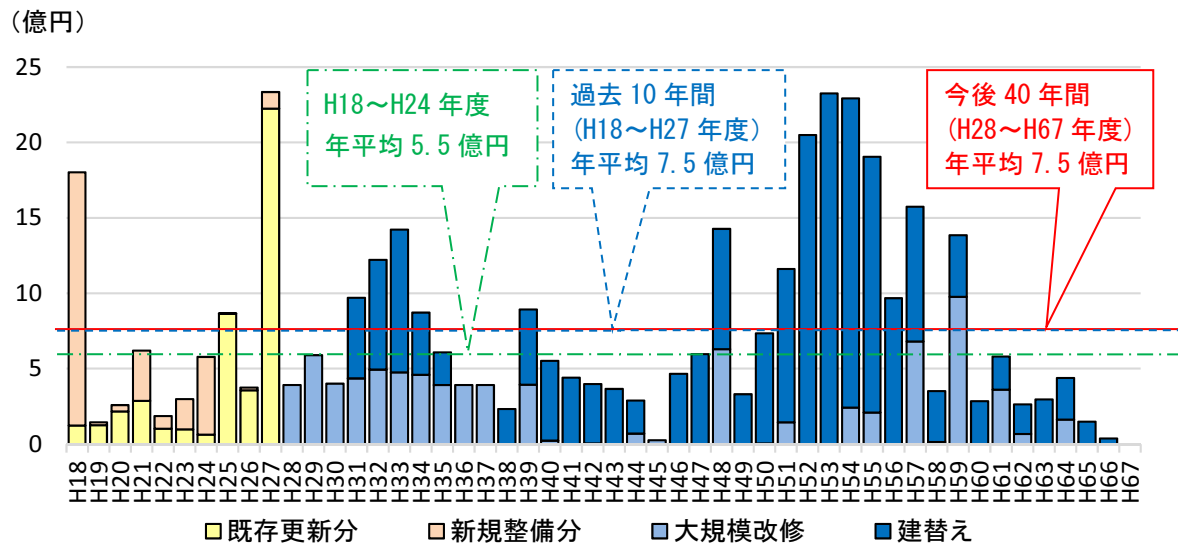
(2) 試算結果

①公共施設

過去10年間の公共施設の更新・新規整備等にかかる費用の平均は、年間7.5億円です。なお、平成25(2013)年度から平成27(2015)年度にかけて、小中学校校舎等の耐震化を集中的に進めてきたため、既存更新分の費用が非常に大きくなっており、この3年間を除いた費用の平均は、年間5.5億円です。

今後40年間の更新費用総額*は300.5億円、1年当たりの更新費用は7.5億円と試算され、過去10年間の年平均とほぼ同額となっています。

■図表 2-18 公共施設の修繕・更新コスト試算



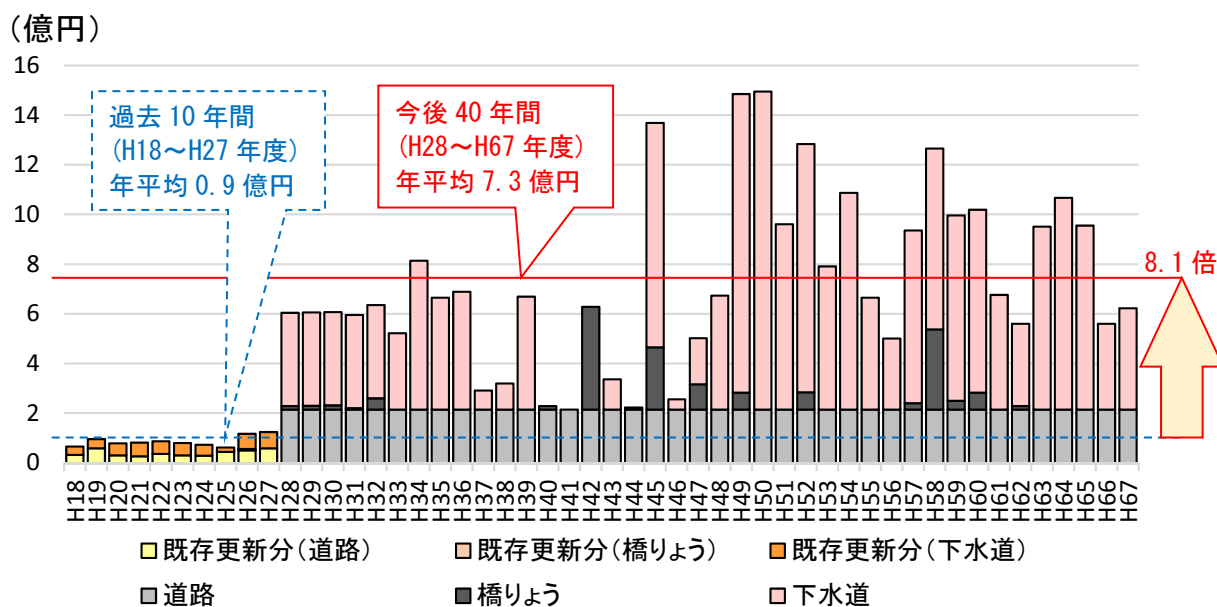
※現在、保有する公共施設のうち、解体・廃止等の方針が決まっている施設（府中南小学校旧体育館、南保育所、鶴江住宅、鶴江ブロック住宅、桃山住宅、向洋駅周辺区画整理事務所、向洋駅北口駅舎、向洋駅前自転車等駐車場）を除いて、将来の更新費用を試算しています。

②インフラ資産

過去10年間のインフラ資産（道路、橋りょう、下水道）の更新にかかる費用の平均は年間0.9億円です。

今後40年間の更新費用総額は293.3億円、1年当たりの更新費用は7.3億円と試算され、過去10年間の8.1倍となっています。

■図表 2-19 インフラ資産の修繕・更新コスト試算

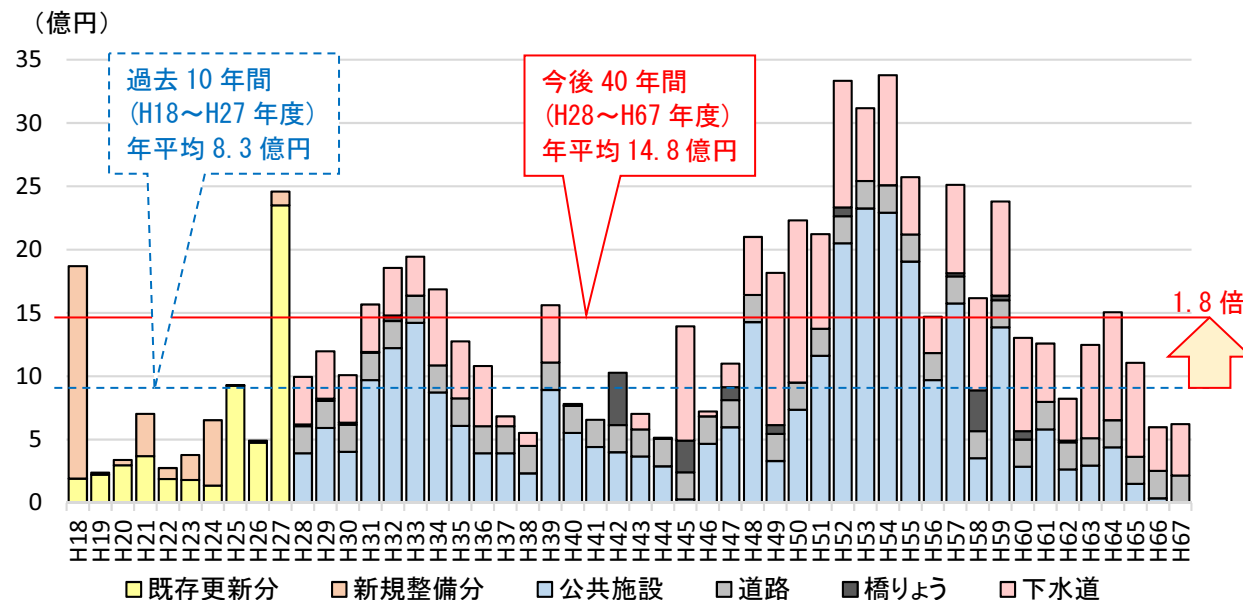


③公共施設及びインフラ資産

公共施設及びインフラ資産を合わせた、過去10年間の更新・新規整備等にかかる費用の平均は年間8.3億円です。

今後40年間の更新費用総額は593.8億円、1年当たりの更新費用は14.8億円と試算され、過去10年間の1.8倍となっています。

■図表 2-20 公共施設及びインフラ資産の修繕・更新コスト試算

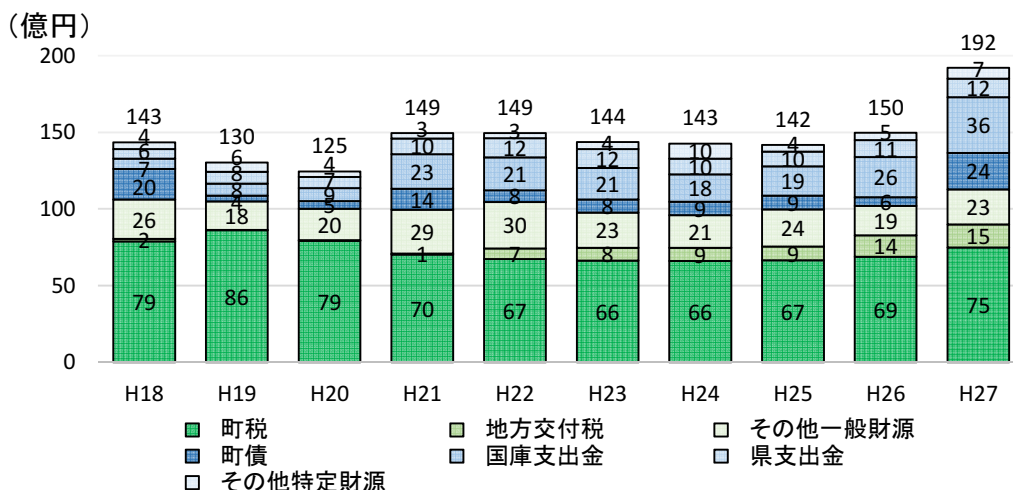


2) 財源の見込み

(1) 歳入

町の歳入は、近年概ね 140 億円台で推移していましたが、平成 27 (2015) 年度は、学校施設耐震化事業に伴う町債や国庫支出金等の増加により 192 億円となっています。

■図表 2-21 歳入の推移

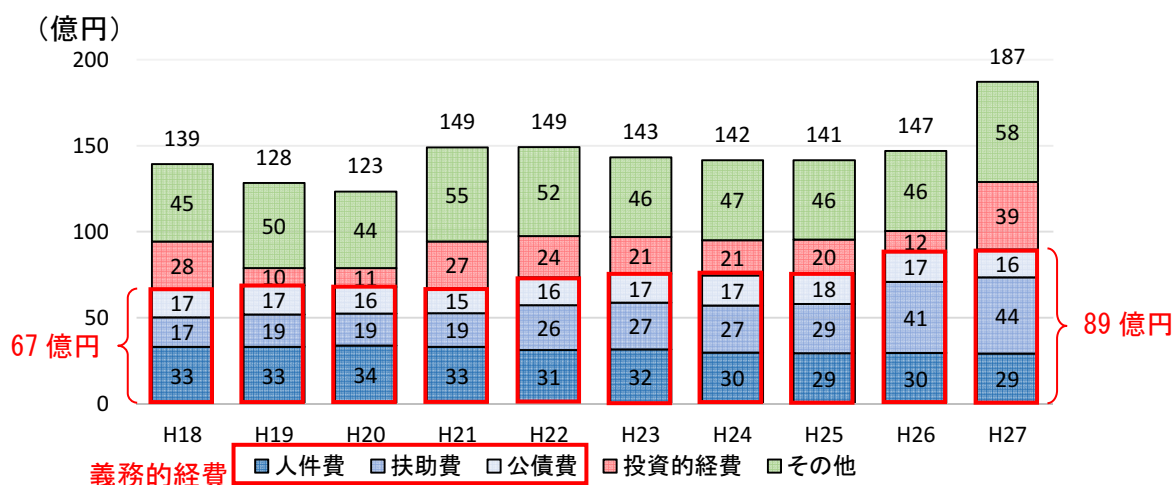


(2) 歳出

町の歳出は、近年、扶助費^{※1}の増大により、義務的経費^{※2}が増加しています。平成 18 (2006) 年度は 67 億円だったものが、平成 27 (2015) 年度は 89 億円となっており、22 億円増加しています。なお、平成 26 (2014) 年度以降については、福祉事務所の設置により、扶助費が急増しています。

また、学校や道路等の更新・新規整備のための投資的経費は、平成 19 (2007) 年度及び平成 20 (2008) 年度に歳入が大幅に減少した時期に大きく減少しているほか、平成 27 (2015) 年度には学校施設耐震化事業に伴い急増しています。

■図表 2-22 歳出の推移



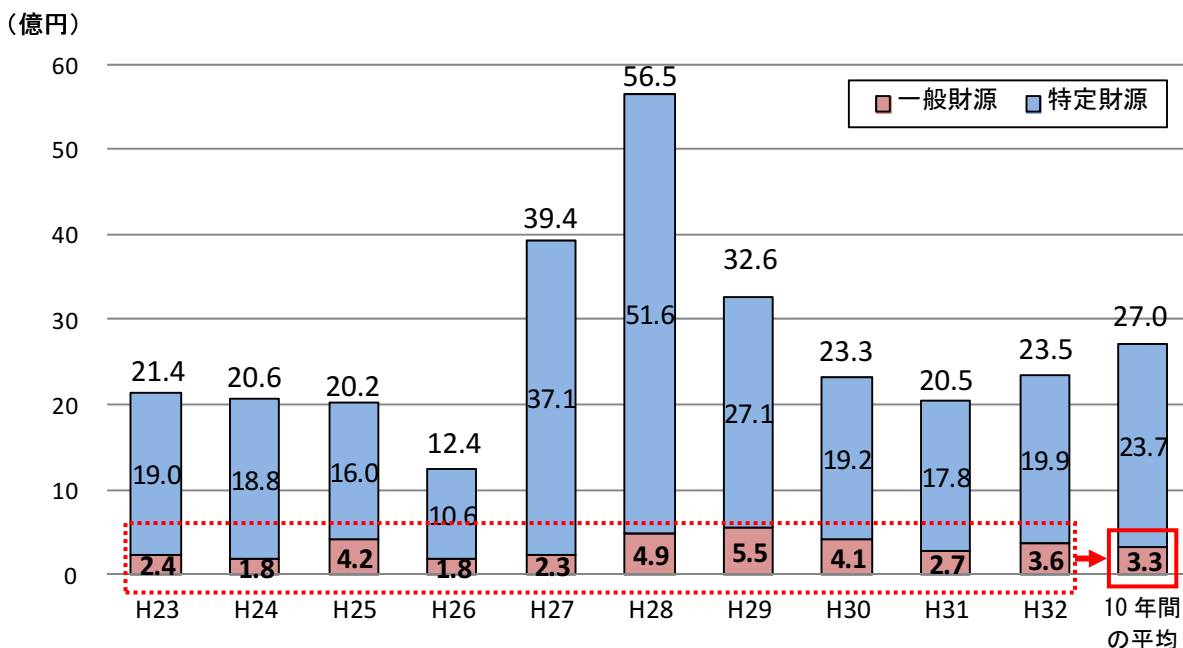
※1：社会保障制度の一環として、乳幼児・児童・高齢者・障がい者・生活困窮者の方の支援に要する経費です。
 ※2：支出が義務づけられ、簡単に削減することができない経費です。

(3) 投資可能な一般財源額の見込み

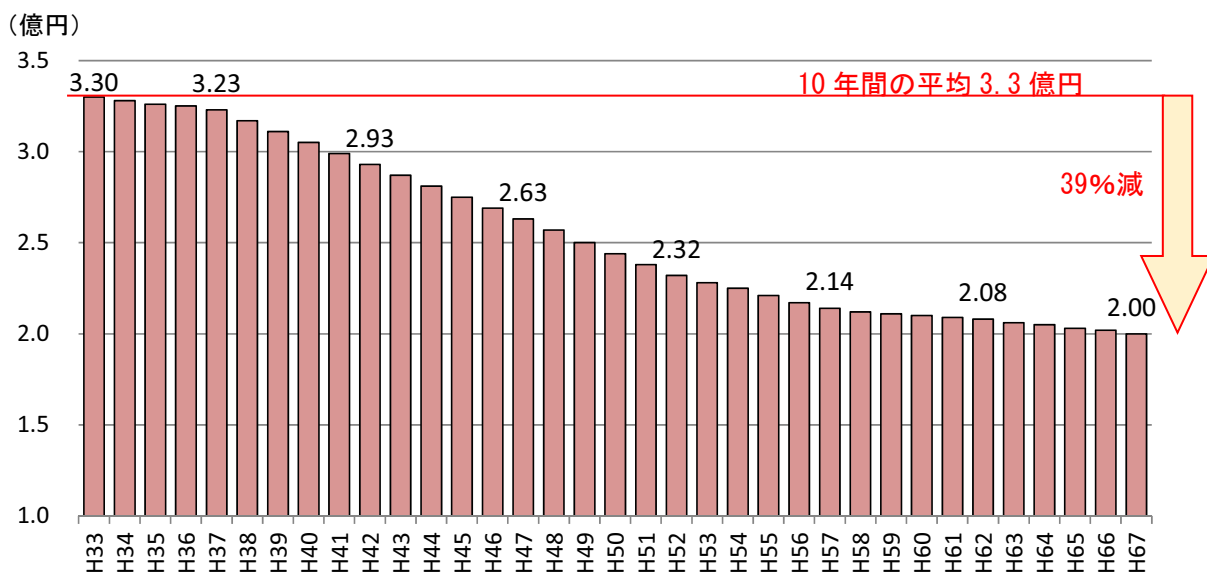
投資的経費は、一般財源^{※1}と特定財源^{※2}で賄われています。過去5年間の実績値と今後5年間に必要とされる額^{※3}から平成33(2021)年度以降に投資可能な一般財源額^{※4}を試算すると、年平均3.3億円と見込まれます。また、平成33(2021)年度以降の一般財源額を将来推計人口の増減に伴う税収及び扶助費の増減を加味して試算すると、投資的経費として投資可能な一般財源額は、平成67(2055)年度で2.0億円となり、39%減の見込みとなっています。

- ※1：町税や地方交付税など、用途が特定されていないため、どのような経費にも使用できる財源です。
- ※2：国庫支出金や町債など、用途が特定されている財源です。
- ※3：第4次総合計画実施計画の前期5カ年(H28~H32)において計画されている事業費を計上しています。
- ※4：特別会計となる下水道事業を除いて試算しています。

■図表 2-23 投資的経費の推移



■図表 2-24 投資可能な一般財源額の見込み



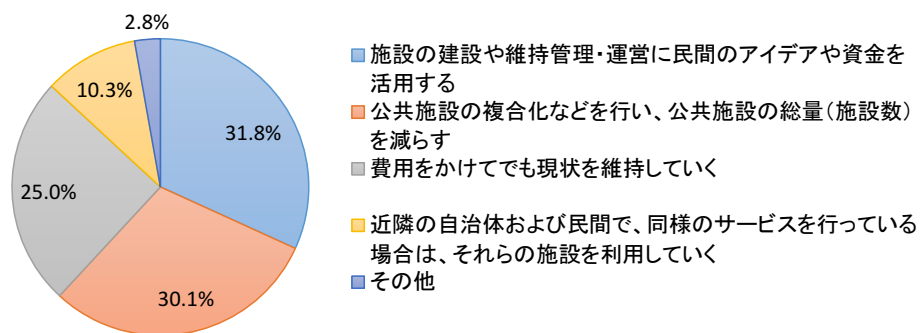
4. 住民ニーズ（公共施設利用者アンケート）

本計画の策定に向け、今後の公共施設のあり方について、施設利用者の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

（1）今後の施設のあり方

「施設の建設や維持管理・運営に民間のアイデアや資金を活用する」が最も多く31.8%、次いで「公共施設の複合化などを行い、公共施設の総量（施設数）を減らす」が30.1%となっており、施設運営にかかる費用の削減を進めるべきとの意見が多くなっています。

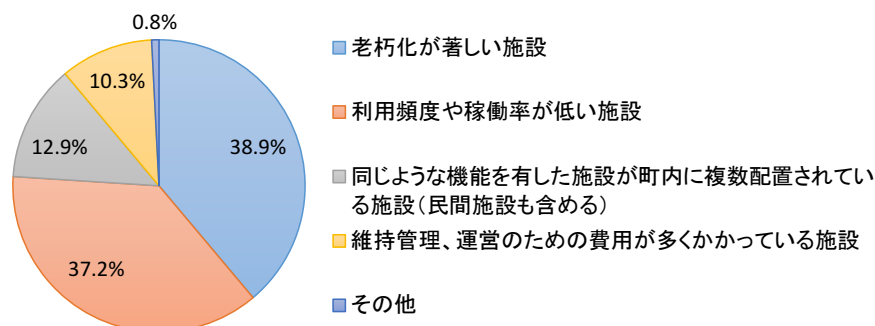
問. 今後の施設のあり方について検討を進めていくにあたり、あなたが考慮するべきと思われることは何ですか。（〇は1つ）



（2）経費抑制のための施設の複合化などによる見直し

「老朽化が著しい施設」が最も多く38.9%、次いで「利用頻度や稼働率が低い施設」が37.2%となっています。

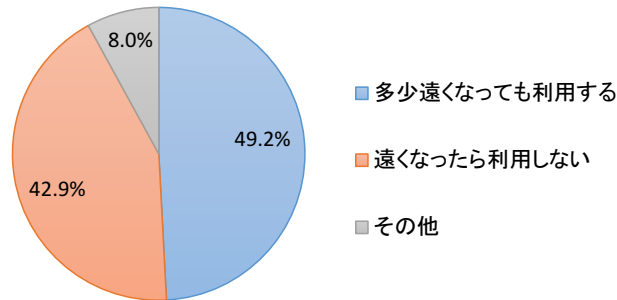
問. 公共施設にかかる経費の増加を抑制するため、施設の見直しを行う場合、どのような施設から実施していくべきだと思いますか。（〇は1つ）



(3) 施設までの距離と利用頻度

「多少遠くなくても利用する」が最も多く 49.2%、次いで「遠くなったら利用しない」が 42.9% となっており、施設までの距離が利用意向に大きな影響を与えることが伺えます。

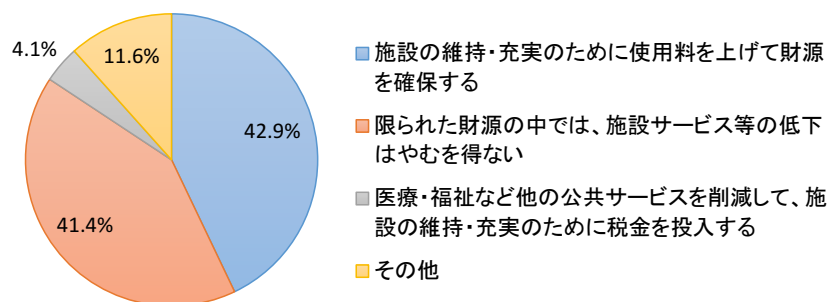
問. 仮に、施設の複合化などにより、利用しようとする施設までの距離が遠くなってしまった場合、施設の利用頻度はどのように変化すると思いますか。(〇は1つ)



(4) 限られた財源の中での今後の方針

「施設の維持・充実のために使用料を上げて財源を確保する」が最も多く 42.9%、次いで「限られた財源の中では、施設サービス等の低下はやむを得ない」が 41.4% となっており、サービスの維持・充実を求める意見とサービスの低下もやむを得ないとする意見がほぼ同数となっています。

問. 限られた財源の中で公共施設を今までどおり維持または充実させるためには、今後、どのようにしていくべきだと考えますか。(〇は1つ)



第3章

公共施設等の総合的かつ

計画的な管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等マネジメントに関する基本的な方針

1) 公共施設等の課題の整理

(1) 施設の現況及び財源見込みからの課題

公共施設等の修繕・更新にかかる中長期的な経費の試算に示すとおり、昭和 30（1950）年代から昭和 50（1970）年代にかけて集中的に整備してきた公共施設等の老朽化が進行しており、今後は維持・更新費の増加が想定されますが、町の財政状況は、税収の減少や扶助費の増加に伴い、より一層、厳しさを増すことが予測されます。

全国的に人口減少・少子高齢化を背景とした諸問題が深刻化する中、国では戦略の一つとして集約型都市構造（コンパクト＋ネットワーク）への転換・再編を掲げていますが、当町においては、コンパクトで密度の高い市街地が概に形成されています。

その都市構造を将来にわたって維持するためには、それを支えるインフラ資産の維持が必要不可欠であり、インフラ資産の総量を削減していくことは、現実的ではありません。

公共施設及びインフラ資産の維持・更新費において公共施設の占める割合は大きく、厳しい財政状況の下、長期的な視点で、計画的な維持管理によるインフラ資産の維持を推進しつつ、公共施設の長寿命化・複合化等による効率化を図り、財政負担を軽減・平準化する必要があります。

(2) 施設の類型、機能及び地域別の配置状況からの課題

町内に複数あり、住民の利用する頻度が高い施設として住民文化系施設及びスポーツ関連施設（スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設）について、各施設の利用圏域の状況※をみると、スポーツ関連施設は町内にバランスよく配置されていますが、住民文化系施設（地区センター）では一部の地域において利用圏域の重複が生じているため、施設配置の地域バランスについては十分に考慮する必要があります。

※参考資料 P. 60 を参照

(3) 施設の利用実態、施設規模及び運営費用からの課題

町内に複数あり、住民の利用する頻度が高い施設として住民文化系施設を例に、単位面積当たりの利用者数と利用者一人当たりにかかる運営費用について同規模自治体と比較※すると、利用実態から見た面積効率や運営効率は良いと言えますが、施設ごとにみると効率が悪い施設があります。また、延床面積と施設運営費との関係では同規模自治体より効率が悪い傾向にあるため、今後は運営の効率化による改善を図るとともに、施設の建替えや大規模改修時には施設利用実態を踏まえた適切な規模の検討や、非効率な施設の統廃合等を検討していく必要があります。

※参考資料 P. 65 を参照

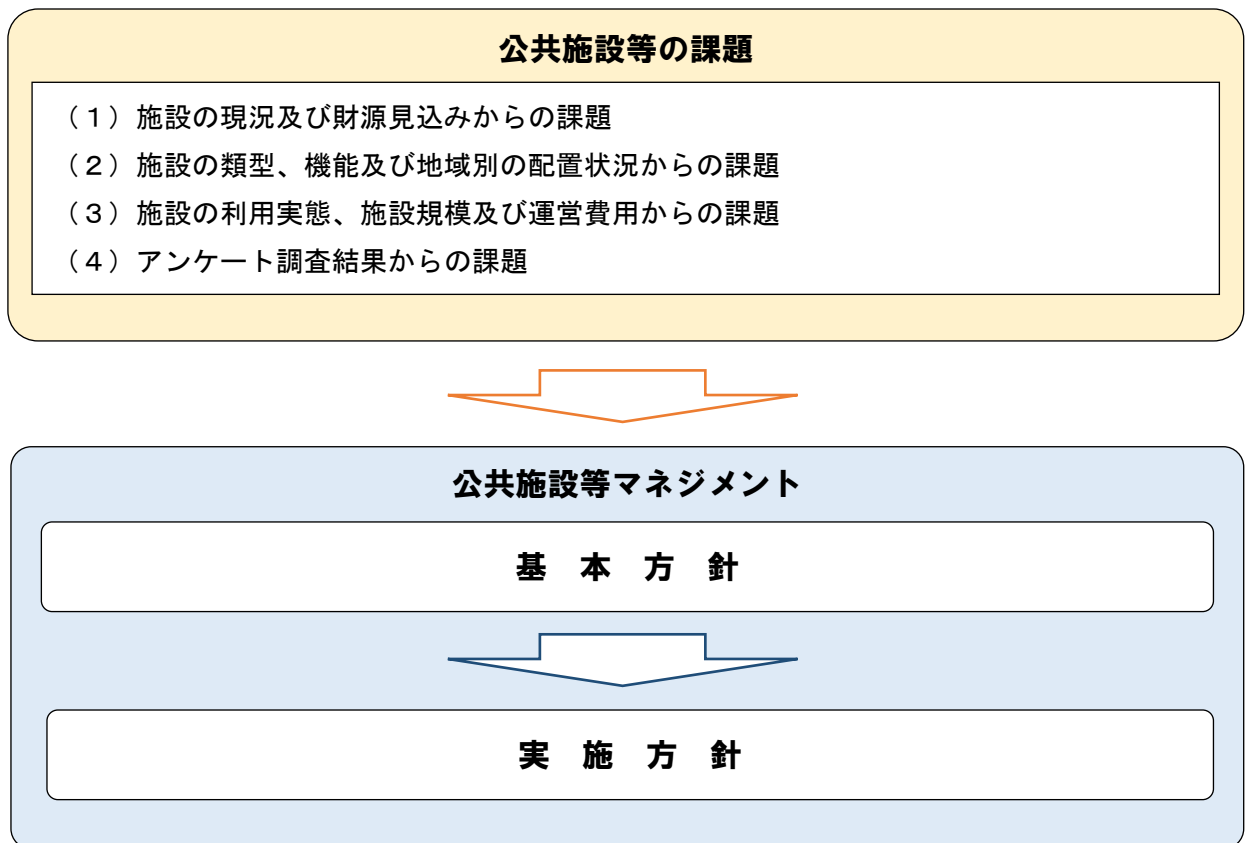
(4) アンケート調査結果からの課題

今後の施設のあり方として、「公共施設の複合化などを行い、総量を減らすべき」との意見が約30%ありましたが、「複合化により施設までの距離が遠くなった場合、利用しない」とした回答者は40%を越えており、施設の統廃合や複合化を検討する際には、稼働率や老朽度を整理した上で施設配置の地域バランスを十分に考慮する必要があります。

また、限られた財源の中で提供するサービス水準や財源確保に関して、「施設の維持・充実のために使用料を上げて財源を確保する」と「施設サービス等の低下はやむを得ない」の回答がほぼ同数であったことから、サービス水準の維持・向上を目的とした財源確保のための使用料見直しについては、維持管理・運営方法の効率化や施設の総量抑制等の検討と併せて、慎重に行う必要があります。

これらの課題を踏まえ、長期的な視点を持って公共施設等を適正に維持管理し、有効活用を図るための取組を示す「公共施設等マネジメント」について、今後の公共施設等の維持管理・運営に関する基本的な方針や、マネジメントを推進するための具体的な実施方針を定めます。

■図表 3-1 公共施設等の課題からマネジメントまでのイメージ



2) 公共施設等マネジメントに関する基本方針

前項で整理した課題を踏まえ、公共施設等マネジメントに関する基本的な方針を定めるにあたり、公共施設については、他自治体と比較して、当町における施設保有量は少ない状況であること、また将来人口は、高齢化が進行するものの、5万人を維持することが予測されることを考慮し、施設総量の大幅な削減は行わないことを前提とします。ただし、各施設の維持・廃止の検討については、施設の機能や役割、配置状況や利用状況など、様々な視点から適切に行うこととします。

インフラ資産については、当町の特徴であるコンパクトな都市構造を支え、住民が快適な生活を送るために必要不可欠なものとして、将来的にも維持していきます。

これらの事項を前提に、今後の公共施設等マネジメントに関する基本方針を次のとおり定めます。

方針 1

計画的な維持管理の推進

計画的な維持管理を行うことにより、施設の老朽化による重大な損傷を未然に防ぎ、安全性を確保するとともに、修繕・更新にかかるコストの平準化及び長寿命化によるライフサイクルコスト※の削減を図ります。

※施設の計画、設計、建設、管理、運営、解体処分までの全期間に要する費用です。

方針 2

施設整備や維持管理・運営の効率性を高める施設再配置の推進

施設整備や維持管理・運営の効率性を高めるため、新規整備及び建替えの際には、各施設の機能や位置付け、利便性等から施設配置の地域バランスを考慮した上で、複合化等の施設再配置を推進します。

方針 3

サービス水準の維持・向上と運営コスト抑制の両立

厳しさを増す財政状況下において、維持管理・運営にかかる無駄をなくし、サービス水準の維持・向上と運営コスト抑制の両立を図るため、多様な住民ニーズへ柔軟に対応するとともに、民間活力の導入や適切な受益者負担の検討などを行うことにより、効率的・効果的な維持管理・運営を推進します。

3) 公共施設等マネジメントに関する実施方針

(1) 公共施設

公共施設に関する実施方針を次のとおり定めます。

①点検・診断等の実施方針

○日常的な点検の実施

施設管理者は、施設を常時適切な状態に維持するため、施設利用者の視点から、利用に際して支障が生じていないか、目視により部位の破損や不具合を確認します。

○定期点検の実施

当町の保有する施設の定期点検は、建築基準法に義務付けられた法定点検のほか、施設管理者が年1回、施設の各部位及び設備機器の機能・性能について、異常・劣化・損傷の状況の確認を「府中町公共建築物維持保全の手引」に基づいて実施します。

なお、必要に応じて、建築課職員立会いの下、実施することとします。

○点検・診断結果の記録化と情報共有の推進

日常点検で発見された不具合や専門業者に委託して行った法定点検・診断結果等の転記、また点検することに危険を伴う部位については、その部位の点検が行われていないことを記録するなど、情報の蓄積及び共有を図り、計画的な維持管理・更新を実施するための基礎資料とします。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

○予防保全型の維持管理への転換

限られた財源の中で公共施設を安全で快適に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図るため、損傷や不具合が生じてから対応する事後保全型の維持管理ではなく、使用された建材や仕様に基づく耐用年数及び点検・診断結果を踏まえて計画的に対策を行う予防保全型の維持管理への転換を図ります。

○優先順位をつけた計画的な修繕・更新

部位や設備別の耐用年数、修繕サイクル、修繕内容、劣化状況等から優先順位をつけた計画的な修繕や更新を実施することにより、トータルコストの平準化を図ります。

③安全確保の実施方針

○点検・診断結果を踏まえた速やかな安全対策の実施

点検・診断の結果、危険性が認められる施設については、利用者の安全を確保するため、速やかに修繕を行います。

また、小規模な修繕のみでは安全性を確保できない場合は、大規模改修の実施や更新、他施設への移転、使用停止等について検討します。

④耐震化の実施方針

○耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

当町では平成22(2010)年3月に策定した「府中町耐震改修促進計画」に基づき、昭和56(1981)年6月1日以前に建築された旧耐震設計基準による公共建築物の耐震化を推進しており、学校施設については、平成23(2011)年11月に策定した「府中町学校施設耐震化推進計画」により耐震化に取り組み、平成27(2015)年度に耐震化率100%となっています。

今後も、災害対策拠点機能等の確保を図る上での重要な施設や震災時における被害防止の観点から整備すべき施設について優先的に耐震化を推進します。

⑤長寿命化の実施方針

○長寿命化によるライフサイクルコストの縮減

修繕時における仕様の見直し等、耐久性の改善を行うことにより長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するとともに、省エネルギー化による二酸化炭素排出量等の改善を行います。

⑥統合や廃止の推進方針

○施設の位置付けを明確にした施設配置の検討

施設類型別、施設別にまちづくりにおける施設の位置付けを明確にした上で、利用者の利便性を踏まえ、地域バランスを考慮した施設配置を検討します。

○施設の複合化

大規模改修・建替えの機会をとらえ、施設の複合化の推進により、利便性を高めるとともに、修繕・更新にかかるコストや運営コストの縮減を図ります。

⑦使用料徴収施設の管理方針

○ニーズに対応した効率的な施設運営による運営コストの削減

利用者の利用実態やニーズを把握し、開館時間や開館日、サービス内容などについて、柔軟かつ弾力的に対応することによって効率的な施設運営を実現し、運営コストの削減に努めます。

○民間活力の導入や住民との協働による維持管理・運営コストの削減

指定管理者制度^{※1}やPFI^{※2}等のPPP^{※3}手法の活用等、管理運営に関する民間活力の導入や、住民参加型の施設の管理運営の検討により、施設利用者の満足度の維持・向上と行政負担の削減を図ります。

○運営コストとのバランスを考慮した適切な受益者負担の検討

施設の利用状況や運営にかかるコスト等とのバランスを考慮した適切な受益者負担を検討します。

※1：従来、公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができる制度のことです。

※2：公共施設等の整備や管理運営に民間の資金とノウハウを活用し、民間主導により、効率的かつ効果的な公共サービスを行う手法のことです。

※3：公共施設等について、公共と民間がパートナーシップを組んで、効率的で質の高い公共サービスを行う手法のことです。

⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

○部署間の連携

各施設の所管部署が相互に連携し、計画的な維持管理を行います。また、建築課は、施設管理者からの相談等に対して、維持管理上必要な技術的助言を行います。

○施設情報の一元化

各施設の建築年度や延べ床面積、構造などの基本的な情報のほか、日々の管理業務記録や、工事・修繕履歴などの施設情報の一元化を行い、類似する施設と多角的な分析を行うことにより、維持管理の効率化を図ります。

(2) インフラ資産

インフラ資産に関する実施方針を次のとおり定めます。

①点検・診断等の実施方針

○日常的な点検の実施

施設管理者は、各種インフラ資産を常時適切な状態に維持するため、施設の使用に際して支障が生じていないか、日常的な目視により部位の破損や不具合を確認します。

○定期点検の実施

インフラ資産別に定められた国や県、町の各種点検要領に基づき定期的な点検を行います。

○点検・診断結果の記録化と情報共有の推進

日常点検で発見された不具合や専門業者に委託して行った点検・診断結果等の情報の蓄積及び共有を図り、計画的な維持管理・更新を実施するための基礎資料とします。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

○予防保全型の維持管理への転換

限られた財源の中でインフラ資産を安全で快適に利用できる状態を維持するとともに、長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図るため、損傷や不具合が生じてから対応する事後保全型の維持管理ではなく、使用された材料や仕様に基づく耐用年数及び点検・診断結果を踏まえて計画的に対策を行う予防保全型の維持管理への転換を図ります。

○優先順位をつけた計画的な修繕・更新

部位や構造別の耐用年数、修繕サイクル、修繕内容、劣化状況等から優先順位をつけた計画的な修繕や更新を実施することにより、トータルコストの平準化を図ります。

③安全確保の実施方針

○点検・診断結果を踏まえた速やかな安全対策の実施

点検・診断の結果、損傷が著しく、早急に対応が必要な施設については、利用者の安全を確保するため、速やかに修繕を行います。

また、小規模な修繕のみでは安全性を確保できない場合は、大規模改修の実施や更新、使用停止等について検討します。

④耐震化の実施方針

○耐震化の推進

各施設の重要性や劣化状況等の個別事情を踏まえつつ、部材の更新時期等を勘案した適切な耐震化を実施します。

⑤長寿命化の実施方針

○長寿命化によるライフサイクルコストの縮減

修繕時における仕様の見直し等、耐久性の改善を行うことにより長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するとともに、省エネルギー化による二酸化炭素排出量等の改善を行います。

⑥総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

○部署間の連携

各施設の所管部署が相互に連携し、計画的な維持管理を行います。

○点検・診断に関する技術力を持った人材の育成・確保

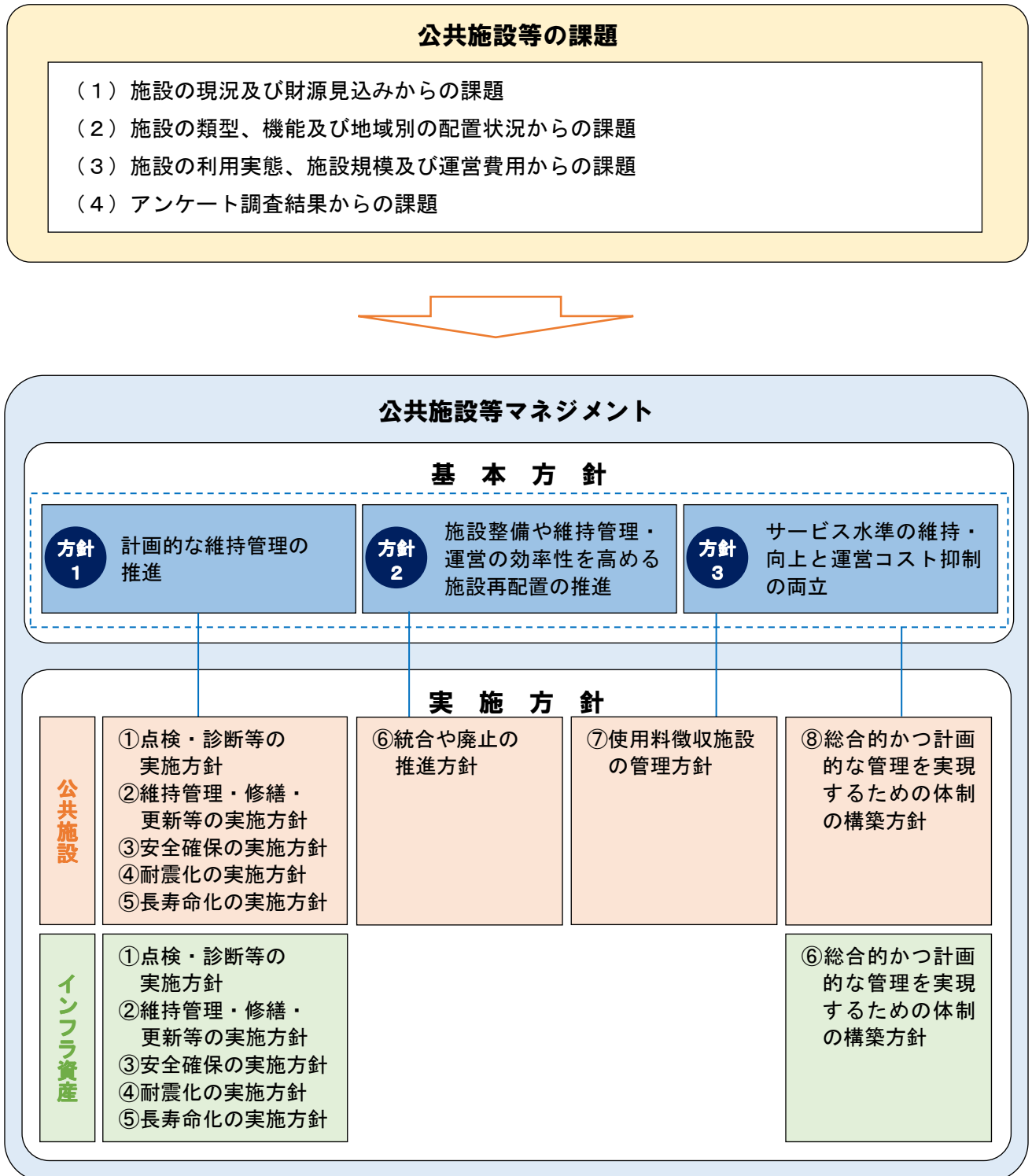
研修や実地経験を基に点検・診断に関する知見やノウハウを蓄積し、一定の技術力を持った職員の育成・確保を図ります。

○県や他市町との連携・共同体制の構築

各種連絡会議等を通じ、県や他市町等との情報共有や技術力の向上・補完など、連携・共同体制の構築に向けた検討を進めます。

公共施設等の課題を踏まえた今後の公共施設等マネジメントの基本方針及び実施方針について、次のとおり体系図を示します。

■図表 3-2 体系図



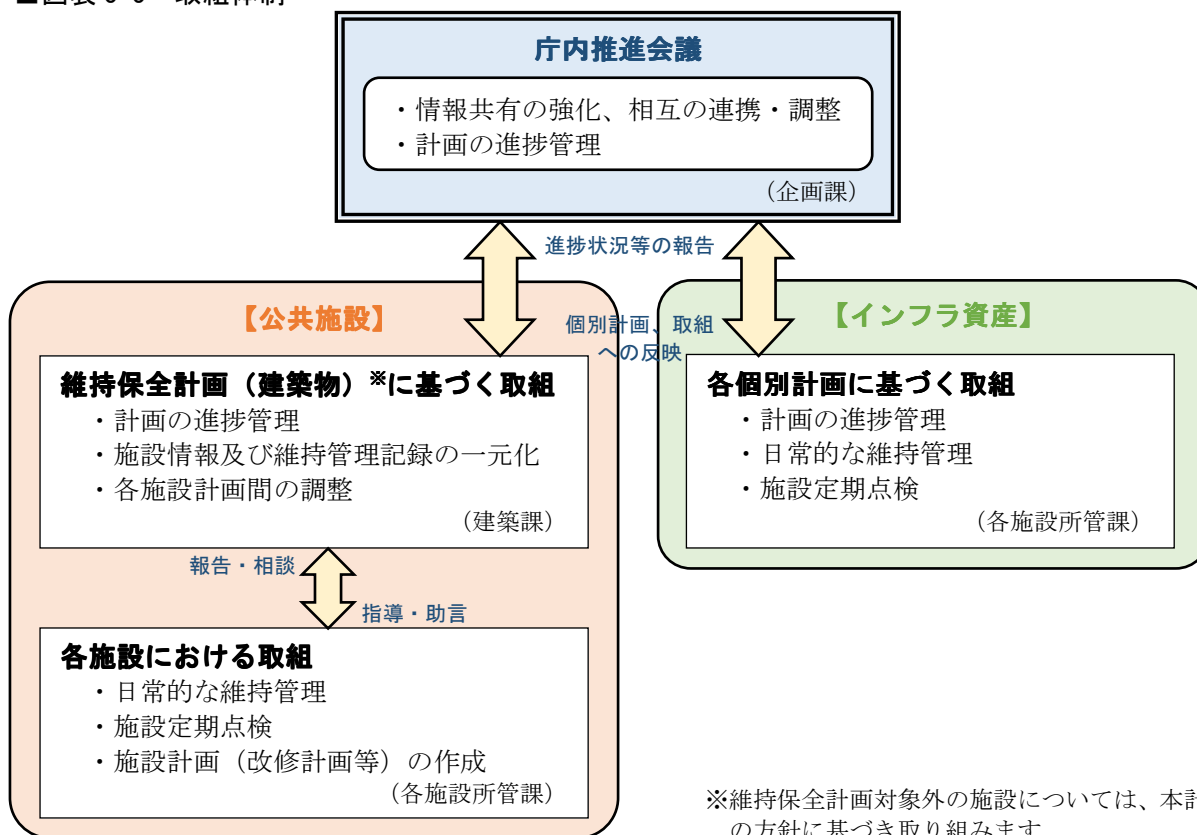
2. 計画推進のための取組

1) 取組体制

本計画に示す公共施設等マネジメントを着実に推進していくため、公共施設については、「維持保全計画（建築物）」において、建築課を中心に各施設所管課長が連携し、計画的な維持保全を行う体制が既に構築されているため、今後もこの体制を踏襲します。インフラ資産については、各施設所管課において策定した個別計画に基づき計画的に取り組みます。

また、企画課を事務局とした各施設所管課長で構成される「庁内推進会議」において、公共施設等の管理を統一的・能率的に遂行するため、進捗状況や発生した課題等の情報共有の強化及び相互の連携・調整を図ることにより、本計画の進捗管理を行います。

■図表 3-3 取組体制



2) 住民との情報共有

本計画の推進にあたり、計画の趣旨や内容について、住民と情報共有し、公共施設等に関する問題意識の共有化を図ります。そのため、住民の理解と協力が得られるよう、施設状況等の情報を分かりやすく伝えていきます。

3) 個別計画の策定及び取組の実施

本計画の考え方を踏まえ、今後、公共施設及びインフラ資産について、各個別計画（長寿命化計画等）を策定します。なお、既に策定済みの個別計画については、本計画及び他の関連計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行います。

また、策定した個別計画に基づき、施設の点検や修繕等の取組を着実に実施し、適切な維持管理を推進します。

4) 計画実現に向けた具体的な手法

(1) 長寿命化によるライフサイクルコストの縮減

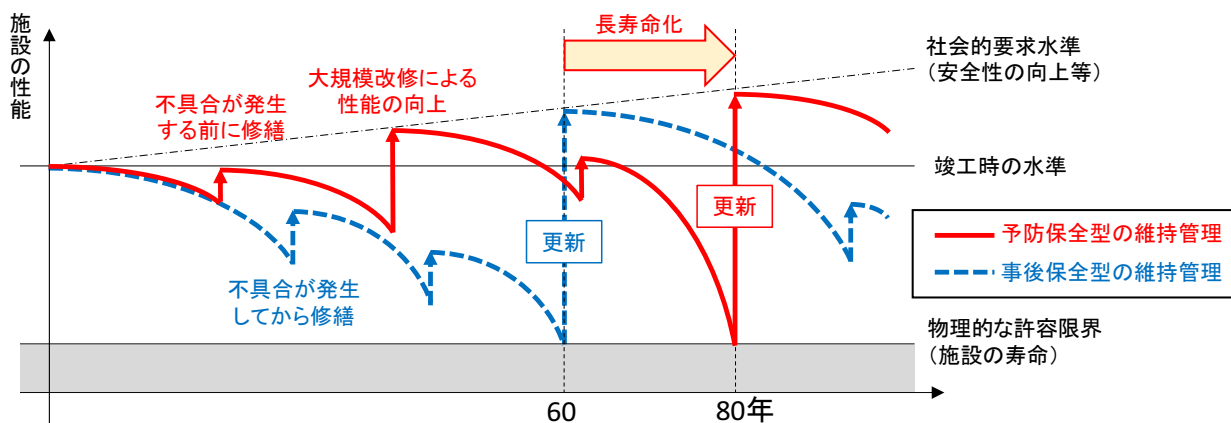
これまでの公共施設等の維持管理は主に、不具合が発生し、機能・性能が低下するか、または使用が困難になった後に行う事後保全による対応を行ってきましたが、ライフサイクルコスト縮減の観点から必ずしも効率的・効果的な修繕を行っているとは言えない状況にありました。

今後は、使用された建材や仕様に基づく耐用年数※、点検・診断結果を踏まえて計画的に対策を行う予防保全型の維持管理への転換を行うことにより、施設の長寿命化を図るとともに、更新時における安全性の向上や省エネルギー化による二酸化炭素排出量の削減など、社会的に要求される水準への改善を行います。

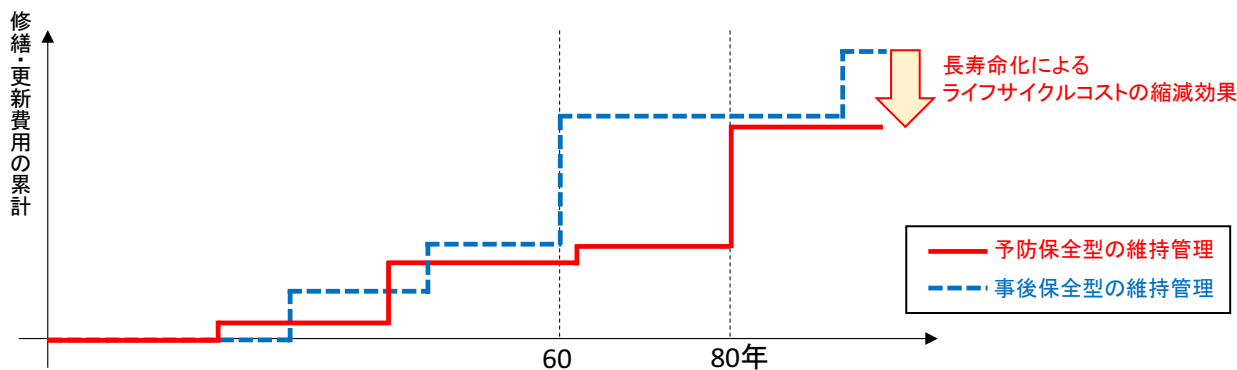
施設の長寿命化により、更新時期を遅らせ、ライフサイクルコストの縮減を図ることができます。

※「建築物の耐久計画に関する考え方」((社)日本建築学会編)において、普通品質の鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建築物における望ましい目標耐用年数は50~80年の範囲とされているため、予防保全型の維持管理による更新(建替え)の実施時期を上限の80年と仮定します。

■図表 3-4 長寿命化のイメージ



■図表 3-5 長寿命化によるライフサイクルコスト縮減のイメージ



(2) 施設の複合化

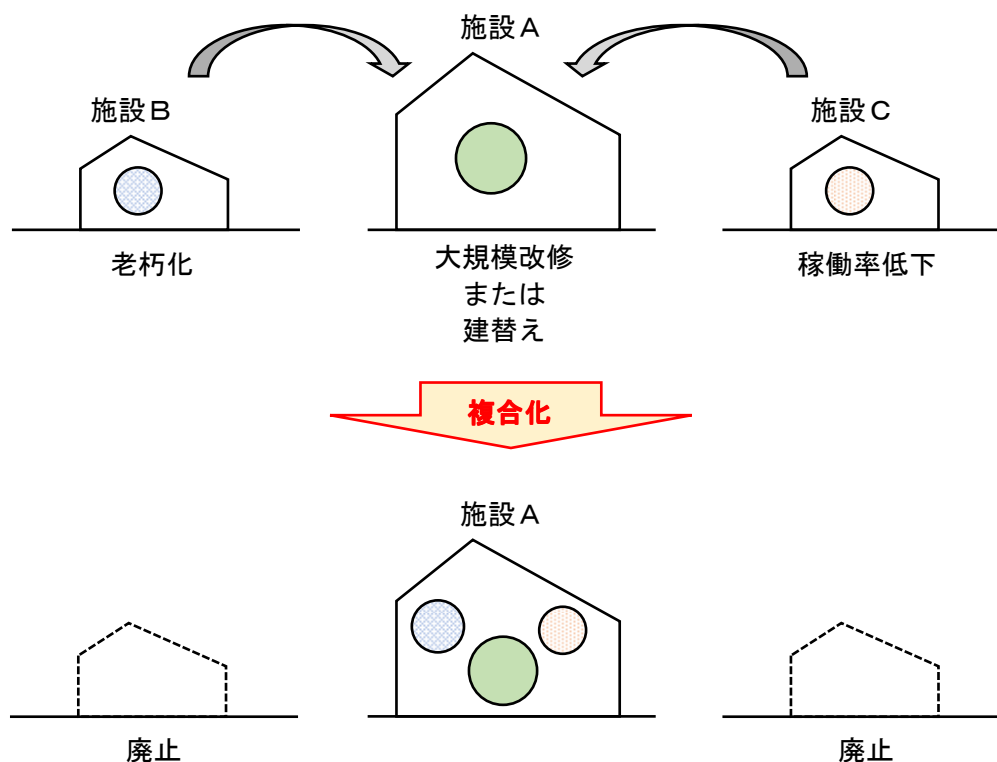
公共施設の大規模改修や建替えを行う際に、老朽化が進行する施設や稼働率が低下している施設などを集約し、一つの建物で複数の機能を有する施設の複合化を推進します。

当町では、これまでに複合施設として「安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ」や「府中南交流センター」、「府中北交流センター」を整備していますが、施設を複合化することで、建物の共通部分（廊下、トイレ、給排水設備など）を共用することができ、各施設を単独で整備する場合と比較して、延床面積の抑制や設備の共通化等による整備費の削減が図られます。また、管理・運営の共通化による効率的な施設運営が図られ、維持管理経費の削減も期待されます。

さらに、利用者が一つの施設で複数のサービスを受けられるようになり、利便性の向上や利用者数の増加が期待されます。

なお、複合化の検討に際しては、地域バランスを考慮して行うこととします。

■図表 3-6 施設の複合化のイメージ



第4章

施設類型ごとの管理に関する
基本的な方針

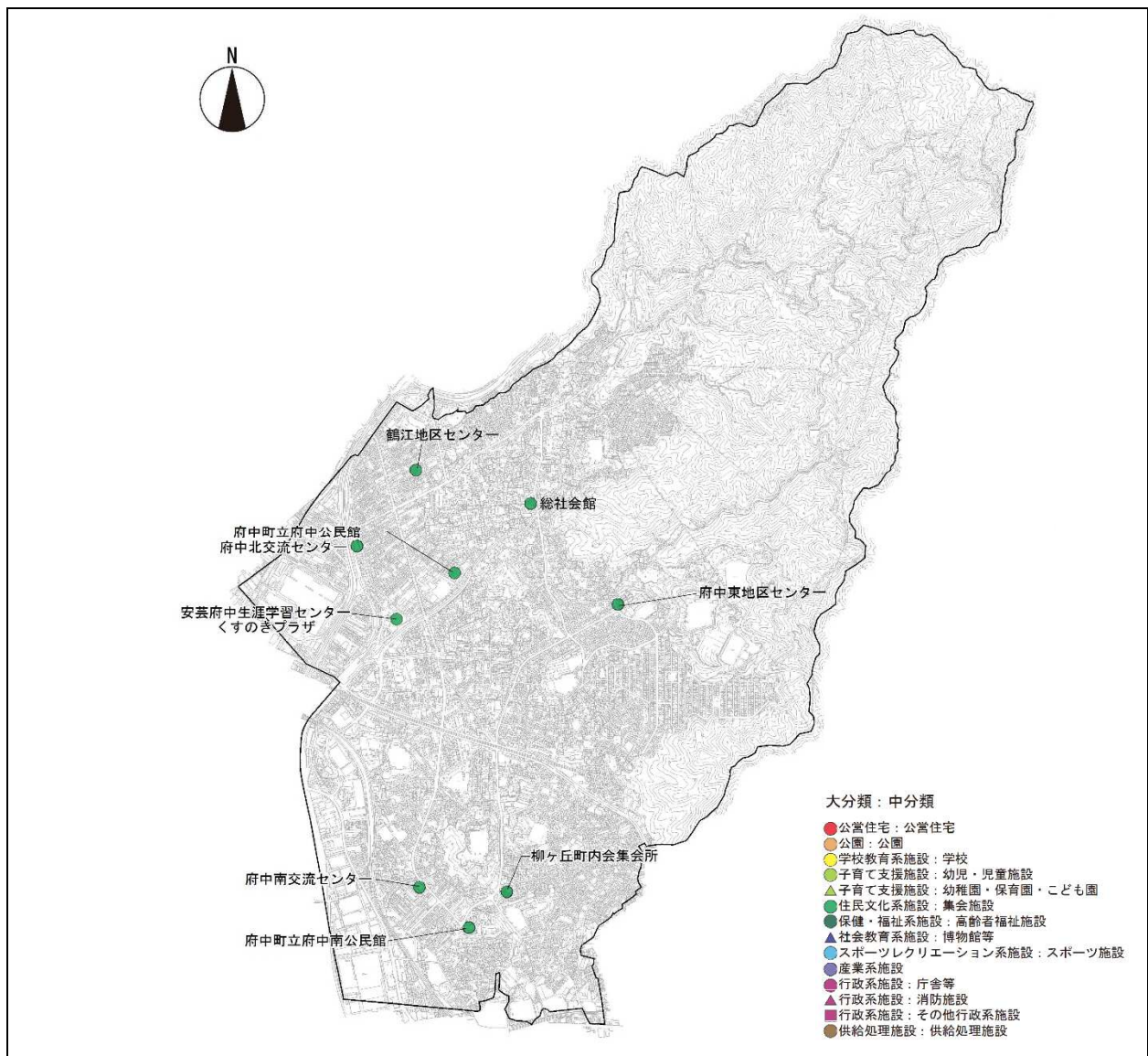
1. 公共施設

1) 住民文化系施設

(1) 施設概要

分類	施設名称	小学校区	建築年度	経過年数	延床面積 (㎡)
集会施設	安芸府中生涯学習センターくすのきプラザ	府中	2006	10	7007.55
集会施設	府中南交流センター	府中南	2009	7	1435.26
集会施設	府中北交流センター	府中	2016	0	1259.79
集会施設	府中町立府中公民館	府中	1955	61	1994.53
集会施設	府中町立府中南公民館	府中南	1962	54	1634.39
集会施設	府中東地区センター	府中東	1982	34	420.00
集会施設	総社会館	府中北	1991	25	514.22
集会施設	鶴江地区センター	府中	2003	13	256.88
集会施設	柳ヶ丘町内会集会所	府中南	1960	56	149.78

(2) 配置状況



(3) 現状と課題

【くすのきプラザ】

- ・スポーツ施設、集会施設、図書館や行政機能を有する複合施設として平成 18（2006）年度に建築され、町全域を利用圏域とした施設と位置付けられており、年間約 35 万人が利用しています。今後は、計画的な修繕による長寿命化対策が必要です。

【交流センター、公民館】

- ・府中南交流センターは、老人集会所、地区センター等の集会施設、児童センター、行政機能を有する複合施設として、平成 21（2009）年度に建築されました。今後は、計画的な修繕による長寿命化対策が必要です。
- ・府中北交流センターは、集会所、児童センター、町営住宅を有する複合施設として、平成 28（2016）年度に建築されました。今後は、計画的な修繕による長寿命化対策が必要です。
- ・府中公民館は建築後 61 年、府中南公民館は建築後 54 年が経過しており、老朽化が著しく進行し、耐震性も確保されていないため、建替え等の対策が必要です。

【地区センター】

- ・各小学校区を主な利用圏域とし、住民が日常的に利用できるコミュニティ施設として、府中東小学校区の府中東地区センター、府中北小学校区の総社会館、府中小学校区の鶴江地区センターの 3 施設が整備されています。
- ・府中南小学校区及び府中中央小学校区については、それぞれ南交流センターと福寿館が地区センター機能を持つ施設として位置付けられています。
- ・府中東地区センターは、建築後 34 年が経過しており、大規模な修繕が必要な時期となっています。

【柳ヶ丘町内会集会所】

- ・柳ヶ丘第 5 町内会集会所は、旧所有者から平成 24（2012）年に寄付の申し出があり、町が普通財産として取得後、町内会へ無償貸付を行っています。建築後 56 年が経過しており、老朽化が著しく進行し、耐震性も確保されていませんが、当該建物は公道に接しておらず、建築基準法上、修繕や建替え等ができないため、地元町内会との調整による今後の方針について検討が必要です。

(4) 基本的な方針

公共施設に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

【くすのきプラザ、地区センター】

- ・「維持保全計画（建築物）」に基づき、予防保全型の維持管理及び耐久性の改善を行い、施設の長寿命化を図ります。

【交流センター、公民館】

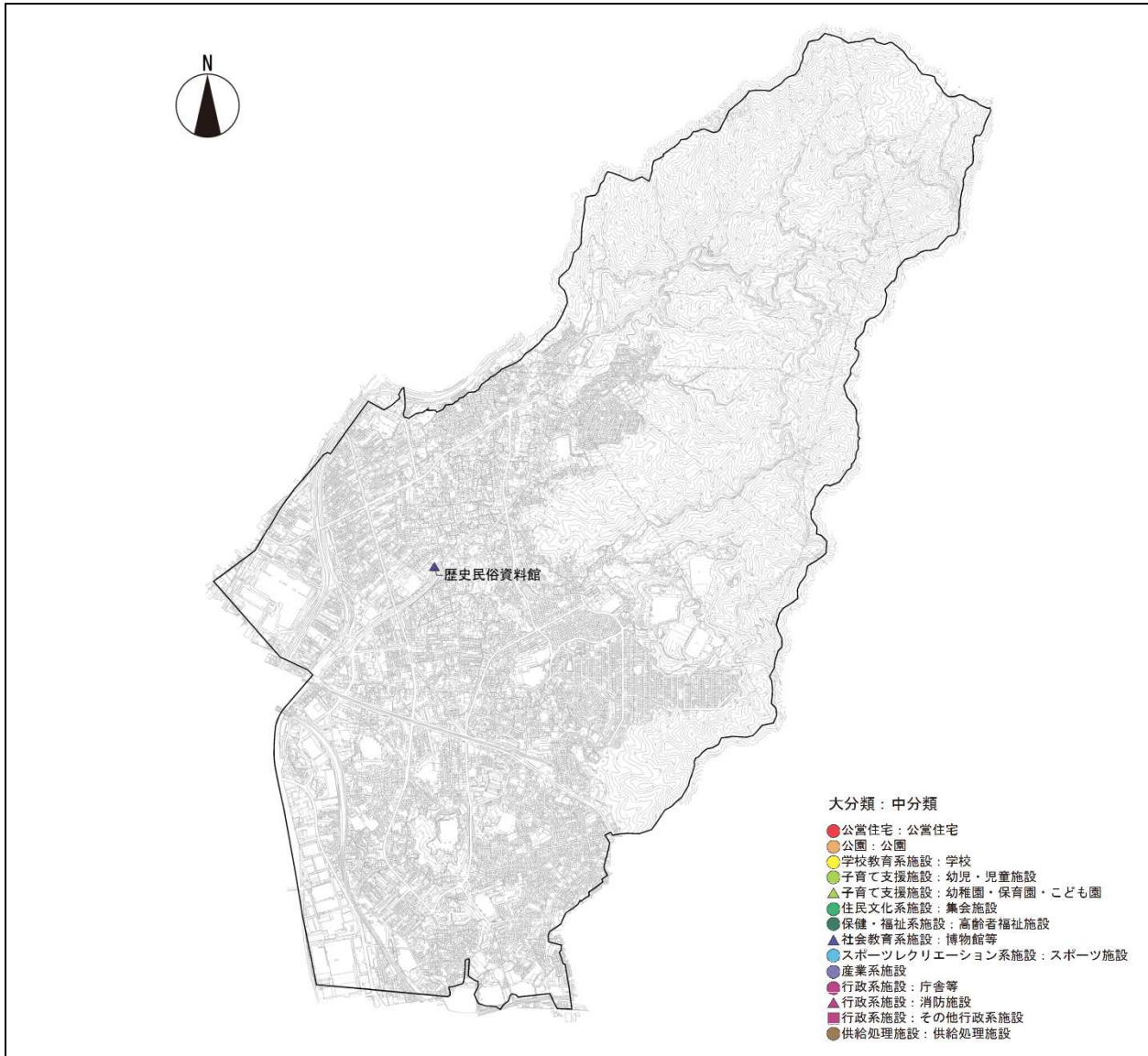
- ・「維持保全計画（建築物）」に基づき、予防保全型の維持管理及び耐久性の改善を行い、施設の長寿命化を図ります。なお、当計画において、改修の優先順位が高い府中公民館は、老朽化が著しく進行し、耐震性も確保されていないことから、早急に建替えを行います。また、同じく順位が高い府中南公民館は、耐震診断を実施し、改修または建替えの検討を行います。
- ・府中公民館の建替えについては、同様に老朽化が進行し、耐震性も確保されておらず、現位置において建替えが不可能な歴史民俗資料館や消防団第 1 分団詰所との複合化を検討します。

2) 社会教育系施設

(1) 施設概要

分類	施設名称	小学校区	建築年度	経過年数	延床面積(m ²)
博物館等	歴史民俗資料館	府中	1954	62	1145.61

(2) 配置状況



(3) 現状と課題

- 歴史民俗資料館は、昭和 29（1954）年度に建築された旧役場庁舎を転用した施設です。
- 通常は無料で運営され、年間約 8,000 人の利用がありますが、建築後 60 年以上が経過しており、老朽化が著しく進行し、耐震性も確保されていないため、建替え等の対策が必要です。

(4) 基本的な方針

公共施設に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

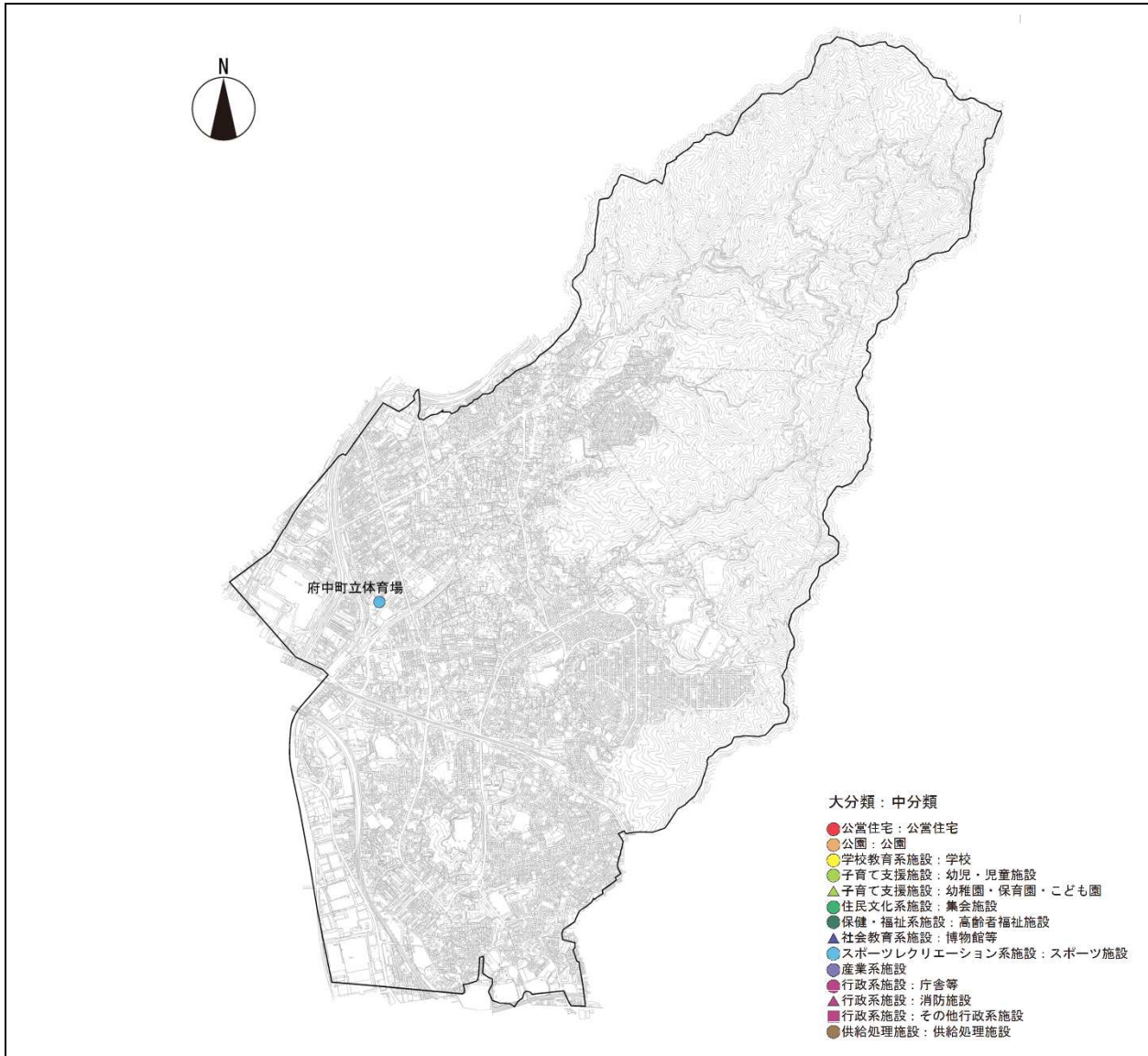
- 「維持保全計画（建築物）」において、改修の優先順位が高い歴史民俗資料館は、老朽化が著しく進行し、耐震性も確保されていないことから、早急に建替えを行います。
- 歴史民俗資料館の建替えについては、当敷地が河川改修計画地内にあり、現位置における建替えが不可能であることから、同様に老朽化が進行し、耐震性が確保されていない府中公民館や消防団第 1 分団詰所との複合化を検討します。

3) スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設概要

分類	施設名称	小学校区	建築年度	経過年数	延床面積(m ²)
スポーツ施設	府中町立体育場	府中	1957	59	611.57

(2) 配置状況



(3) 現状と課題

- 町立体育場は、住民のスポーツ活動等で年間約 35,000 人に利用されています。建築後 59 年が経過しており、老朽化が著しく進行し、耐震性も確保されていない状況です。

(4) 基本的な方針

公共施設に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

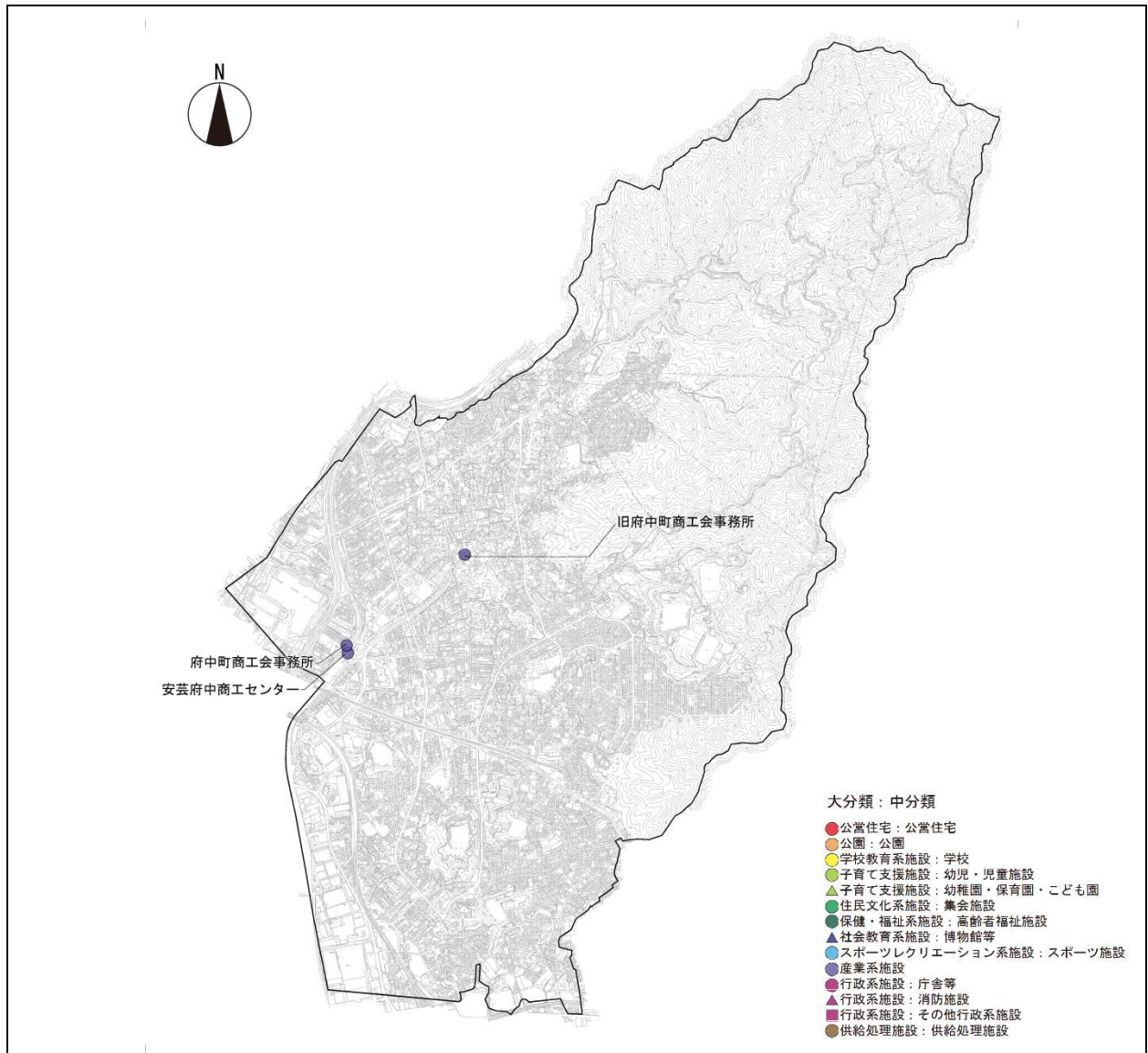
- 「維持保全計画（建築物）」において、改修の優先順位が高い町立体育場は、老朽化が著しく進行し、耐震性も確保されていないことから、利用実態を踏まえた機能回復について検討した上で、除却します。

4) 産業系施設

(1) 施設概要

分類	施設名称	小学校区	建築年度	経過年数	延床面積(m ²)
産業系施設	安芸府中商工センター	府中	1985	31	623.79
産業系施設	府中町商工会事務所	府中	1985	31	150.97
産業系施設	旧府中町商工会事務所	府中北	1959	57	199.69

(2) 配置状況



(3) 現状と課題

【商工センター、商工会事務所】

- 商工業の振興等を目的とした商工センター及び商工会事務所は、指定管理により運営されています。建築後31年が経過しており、大規模な修繕が必要な時期となっています。

【旧商工会事務所】

- 旧商工会事務所は、府中町観光協会及び消防団第1分団詰所として使用されています。建築後57年が経過していますが、当敷地が河川改修計画地内にあり、現位置における建替えが不可能であることから、移転先等について検討が必要です。

(4) 基本的な方針

公共施設に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

【商工センター、商工会事務所】

- 「維持保全計画（建築物）」に基づき、予防保全型の維持管理及び耐久性の改善を行い、施設の長寿命化を図ります。

【旧商工会事務所】

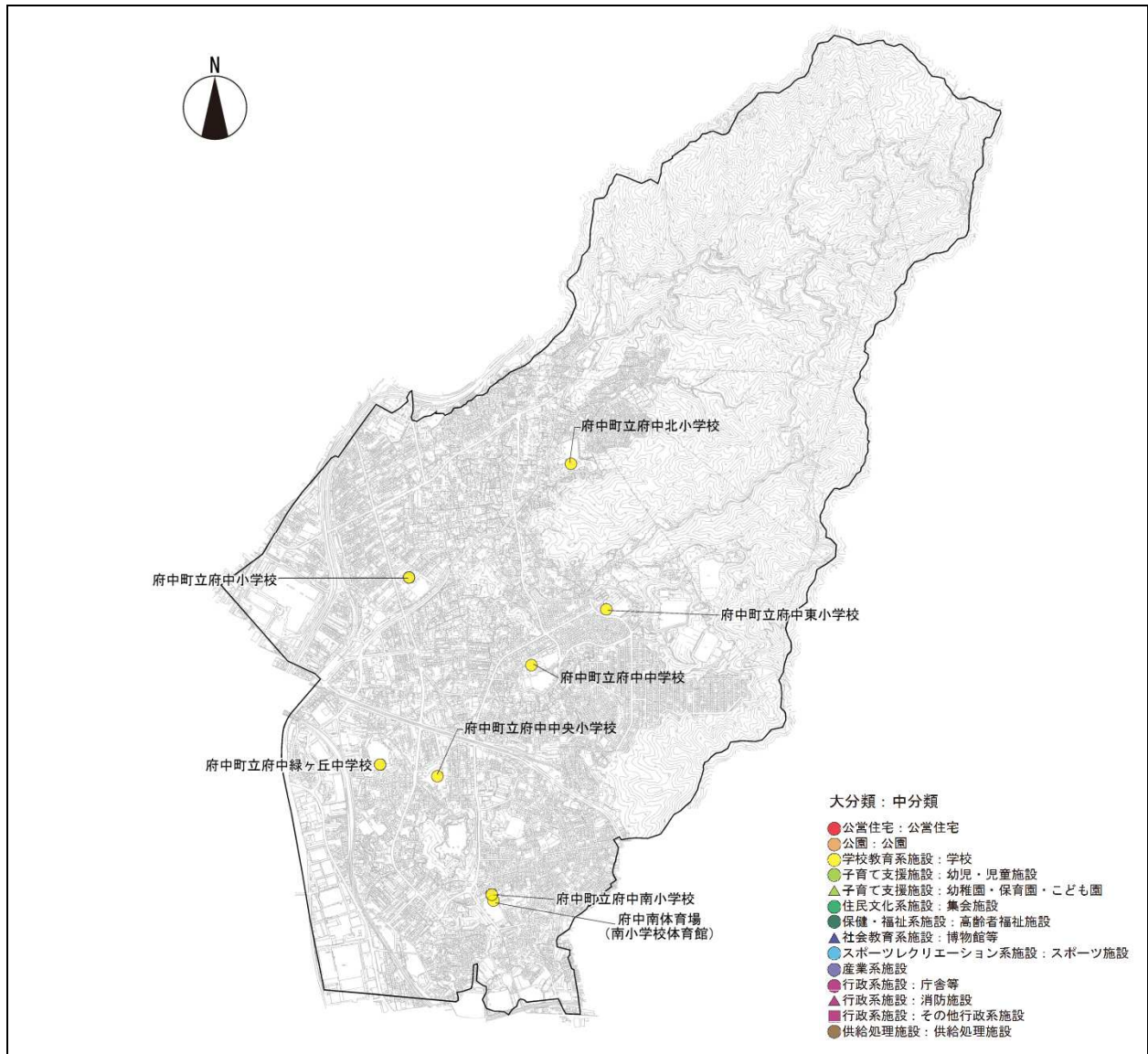
- 旧商工会事務所は、府中町観光協会及び消防団第1分団詰所の移転後、除却します。

5) 学校教育系施設

(1) 施設概要

分類	施設名称	小学校区	建築年度	経過年数	延床面積 (㎡)
学校	府中町立府中北小学校	府中北	1981	35	6459.36
学校	府中町立府中小学校	府中	1970	46	9669.30
学校	府中町立府中南小学校	府中南	1967	49	7899.46
学校	府中南体育場(南小学校体育館)	府中南	1987	29	1275.54
学校	府中町立府中中央小学校	府中中央	2015	1	8996.72
学校	府中町立府中東小学校	府中東	1978	38	6526.29
学校	府中町立府中中学校	府中東	1964	52	10820.00
学校	府中町立府中緑ヶ丘中学校	府中中央	1980	36	9118.97

(2) 配置状況



(3) 現状と課題

- 当町には、5つの小学校と2つの中学校が設置されており、各小学校区が一つのコミュニティ単位となっています。また、学校施設のうち体育館及び運動場等は夜間を中心に一般にも開放されており、住民のスポーツ・レクリエーションの場として活用されています。
- 学校施設については、平成 23（2011）年度から校舎の耐震改修工事及び建替えにより集中的に耐震化を推進し、平成 27（2015）年度に耐震化率 100%を確保しています。
- 公共施設の延床面積に占める学校施設の割合は約 60%であり、公共施設全体の維持管理費の平準化及び抑制を図るためには、学校施設について計画的な修繕を実施し、長寿命化を図ることは非常に重要です。

(4) 基本的な方針

公共施設に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

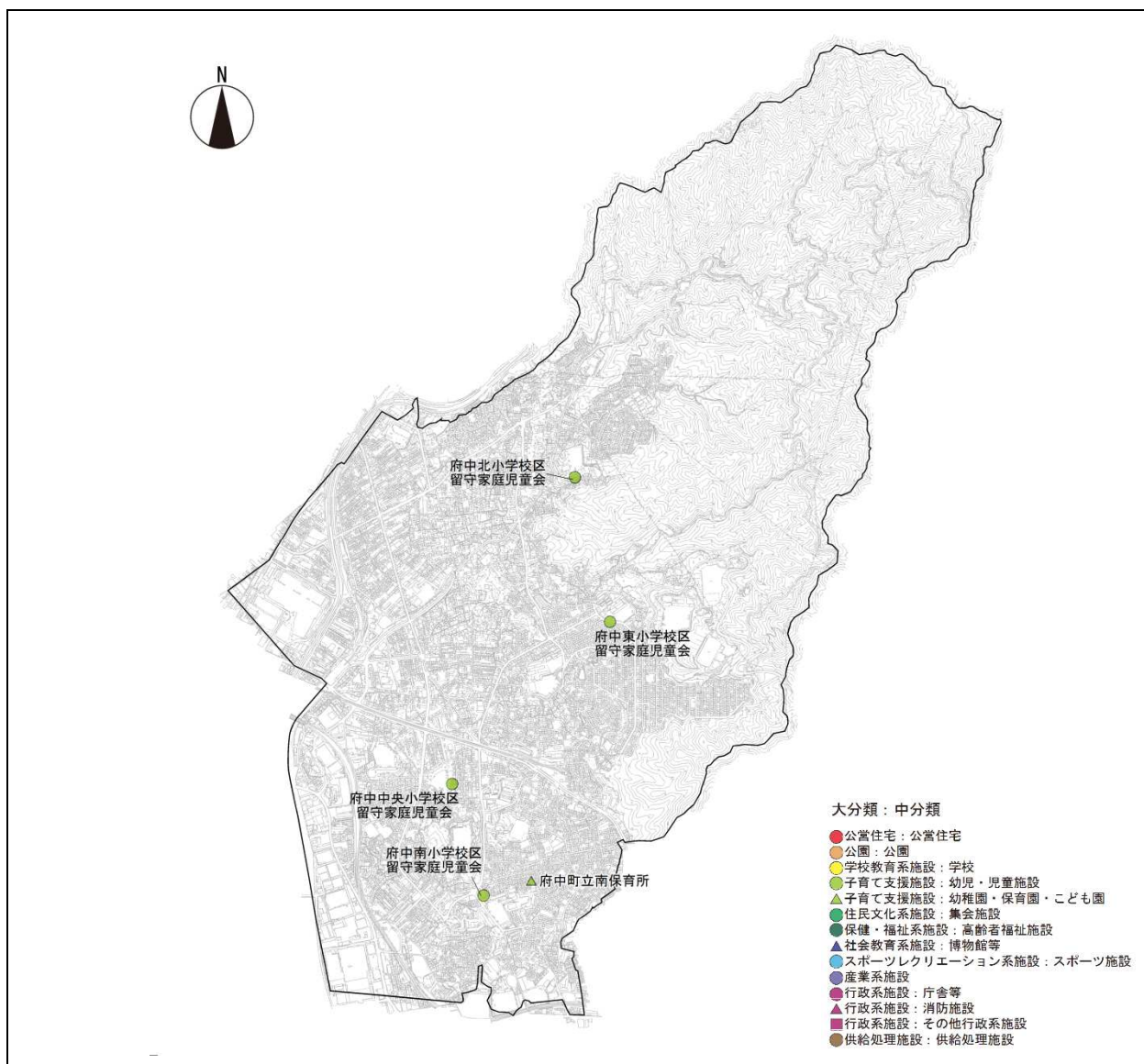
- 平成 29（2017）年度に策定予定の「学校・社会教育施設等の利用・整備マスタープラン」に基づき、予防保全型の維持管理による施設の長寿命化を図ります。
- 将来人口推計によると、14歳以下の年少人口は、平成 27（2015）年の 7.5千人から平成 72（2060）年には 9.4千人へ増加すると推計され、また、小学校、中学校とも町内にバランスよく配置されていることから、学校施設については現状を維持します。ただし、府中南小学校旧体育館については、現在は用途廃止し、体育館として利用されていないため、早急に除却します。

6) 子育て支援系施設

(1) 施設概要

分類	施設名称	小学校区	建築年度	経過年数	延床面積 (㎡)
幼稚園・保育園・こども園	府中町立南保育所	府中南	1969	47	808.15
幼児・児童施設	府中中央小学校区留守家庭児童会	府中中央	1991	25	330.95
幼児・児童施設	府中南小学校区留守家庭児童会	府中南	1992	24	271.61
幼児・児童施設	府中東小学校区留守家庭児童会	府中東	1982	34	206.25
幼児・児童施設	府中北小学校区留守家庭児童会	府中北	1984	32	106.92

(2) 配置状況



(3) 現状と課題

【南保育所】

- 南保育所は、平成 28 (2016) 年 3 月に閉園しており、平成 28 (2016) 年度に除却を行っています。

【留守家庭児童会】

- 留守家庭児童会は、下校後保護者が家庭にいない児童を対象に社会教育事業の一環として児童の生活指導を行う施設であり、府中中央小、府中南小、府中東小、府中北小の各小学校の敷地内に併設されています。なお、府中小学校留守家庭児童会については、府中小学校東棟の一部を利用し開設しています。
- 平成 25 (2013) 年度から平成 27 (2015) 年度までの 3 年間における利用者数は、各施設とも概ね横ばいとなっていますが、平成 28 (2016) 年度から対象を拡充したため、府中中央小及び府中南小学校区留守家庭児童会において、今後、利用需要に対する施設規模の不足が予測されています。
- 府中東小及び府中北小学校区留守家庭児童会は、建築後 30 年以上が経過しており、大規模な修繕が必要な時期となっています。

(4) 基本的な方針

公共施設に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

【留守家庭児童会】

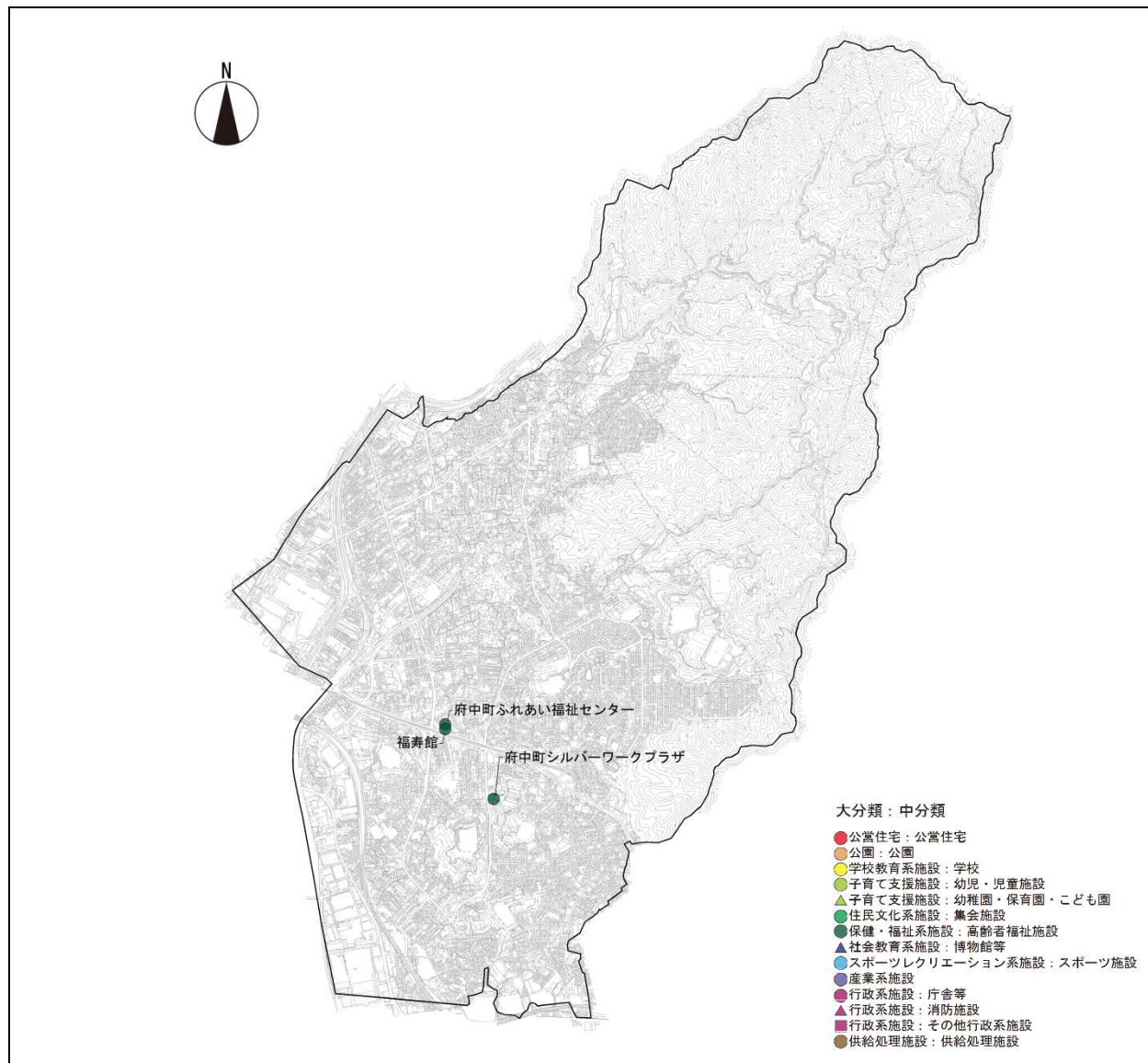
- 「維持保全計画 (建築物)」に基づき、予防保全型の維持管理及び耐久性の改善を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 府中中央小及び府中南小学校区留守家庭児童会については、今後の利用需要に応じた施設規模の検討を行います。

7) 保健・福祉系施設

(1) 施設概要

分類	施設名称	小学校区	建築年度	経過年数	延床面積 (㎡)
高齢者福祉施設	府中町ふれあい福祉センター	府中中央	1997	19	3692.72
高齢者福祉施設	府中町シルバーワークプラザ	府中中央	2002	14	360.00
高齢者福祉施設	福寿館	府中中央	1981	35	1684.43

(2) 配置状況



(3) 現状と課題

高齢者福祉施設は、府中中央小学校区に集中して整備されています。

【ふれあい福祉センター、シルバーワークプラザ】

- ・ふれあい福祉センター及びシルバーワークプラザは、建築後 20 年未満であり、深刻な老朽化の進行は見られませんが、計画的な修繕による長寿命化対策が必要です。

【福寿館】

- ・福寿館は、建築後 35 年が経過しており、大規模な修繕が必要な時期となっています。

(4) 基本的な方針

公共施設に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

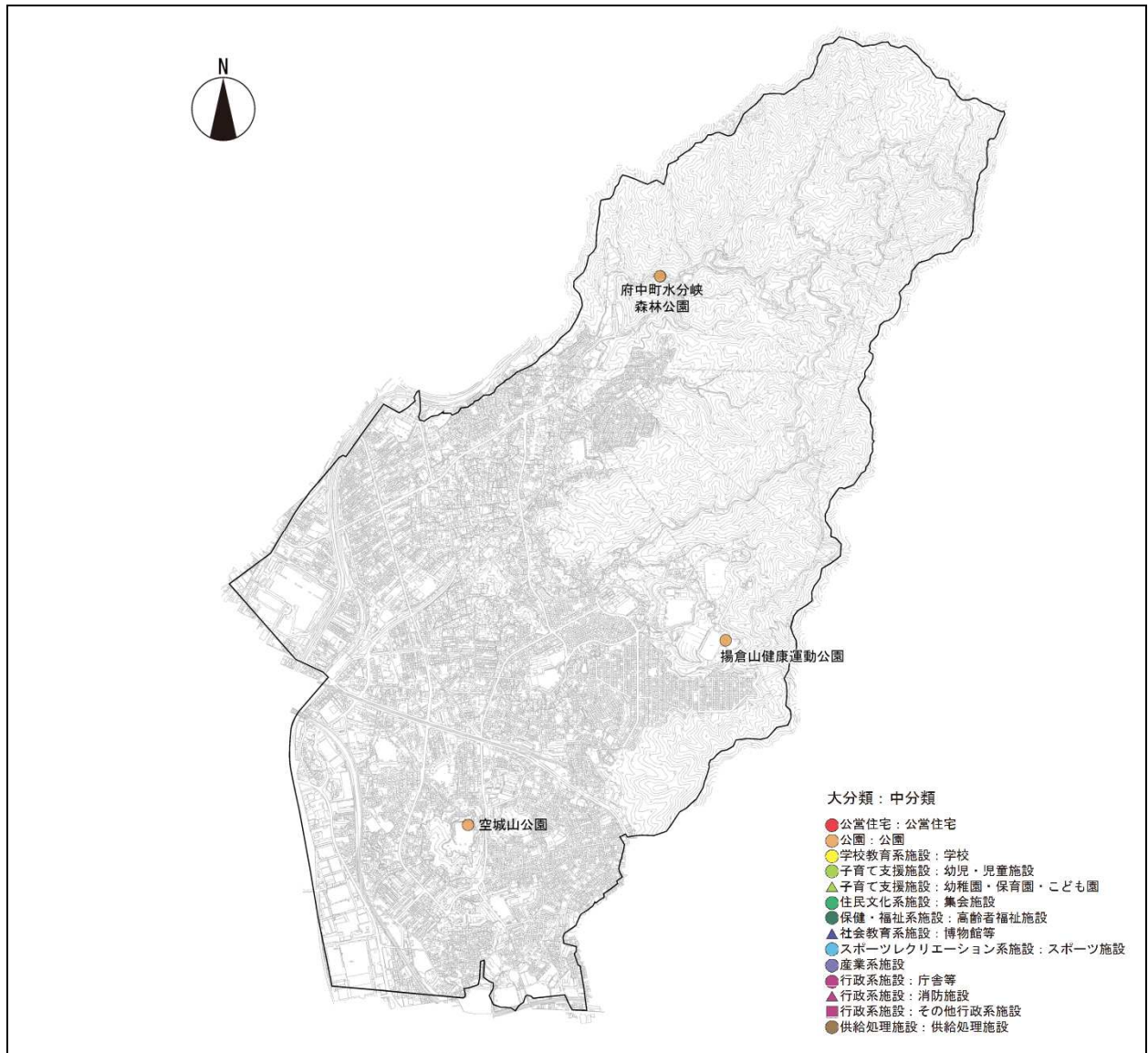
- ・「維持保全計画（建築物）」に基づき、予防保全型の維持管理及び耐久性の改善を行い、施設の長寿命化を図ります。

8) 公園

(1) 施設概要

分類	施設名称	小学校区	建築年度	経過年数	延床面積(m ²)
公園	府中町水分峡森林公園(管理棟、作業棟)	府中北	1997	19	240.92
公園	揚倉山健康運動公園(管理棟)	府中東	2002	14	280.32
公園	空城山公園(管理棟)	府中中央	1985	31	236.80

(2) 配置状況



(3) 現状と課題

- 公園施設は、管理棟や作業棟のほかに、便所、遊具、グラウンド、テニスコート等の施設も整備されており、事後保全型の維持管理を行っている状況です。
- 空城山公園の管理棟は、建築後30年以上が経過しており、大規模な修繕が必要な時期となっています。

(4) 基本的な方針

公共施設に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

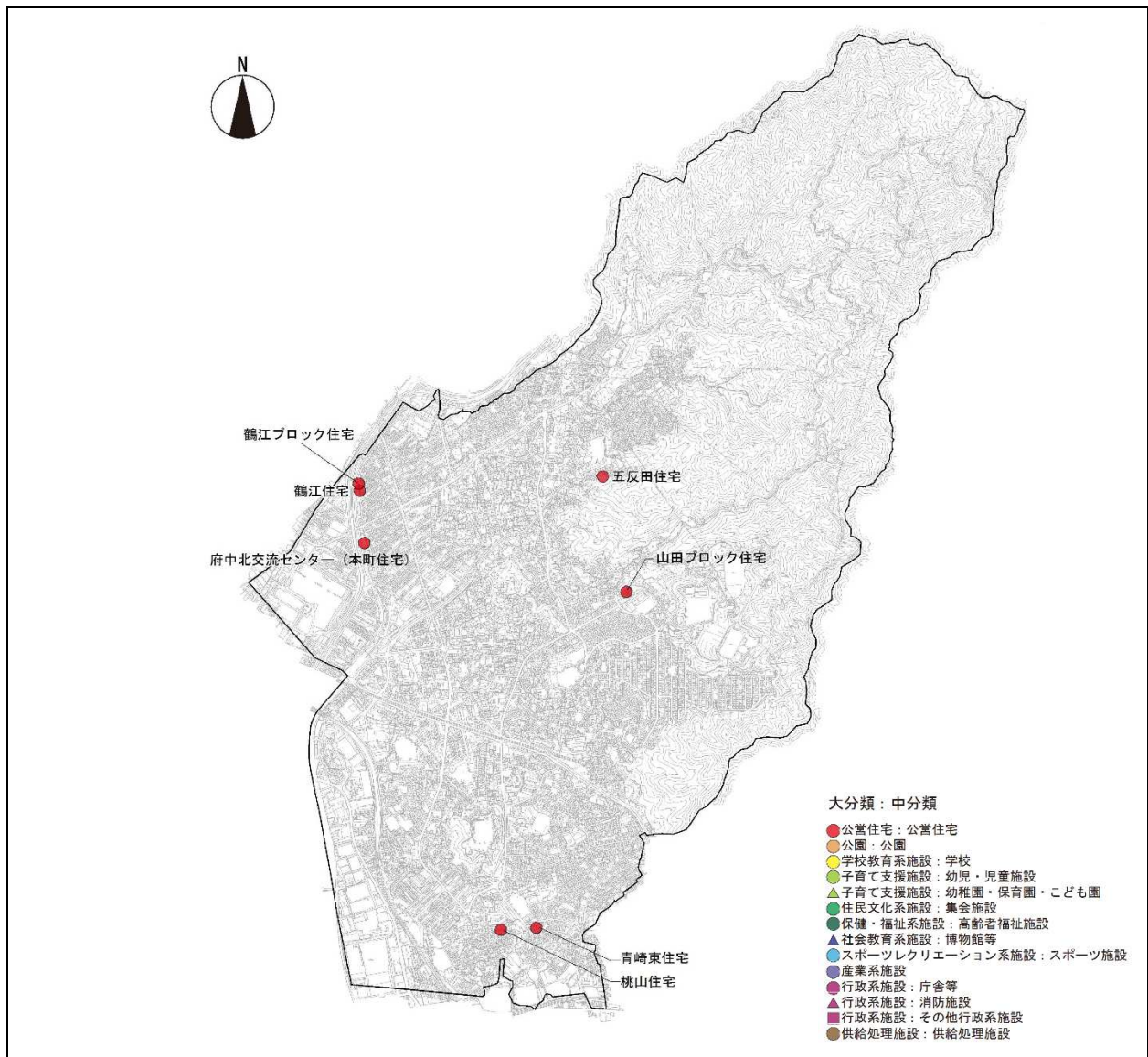
- 管理棟や作業棟については、「維持保全計画（建築物）」に基づき、予防保全型の維持管理及び耐久性の改善を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 遊具については、長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理による長寿命化を図ります。
- その他の公園施設は、利用実態を踏まえた再整備について検討します。

9) 公営住宅

(1) 施設概要

分類	施設名称	小学校区	建築年度	経過年数	延床面積 (㎡)
公営住宅	府中北交流センター(本町住宅)	府中	2016	0	1130.05
公営住宅	鶴江住宅	府中	1952	64	138.60
公営住宅	五反田住宅	府中北	1960	56	475.20
公営住宅	山田ブロック住宅	府中東	1960	56	839.52
公営住宅	鶴江ブロック住宅	府中	1962	54	749.00
公営住宅	桃山住宅	府中南	1963	53	104.26
公営住宅	青崎東住宅	府中南	1979	37	2499.50

(2) 配置状況



(3) 現状と課題

- 当町には、府中小学校区に3団地、府中南小学校区に2団地、府中東小学校区に1団地、府中北小学校区に1団地、計7団地の町営住宅が整備されています。
- 昭和20(1950)年代から昭和30(1960)年代にかけて木造や簡易耐火構造の住宅が多く建てられており、5団地が建築後50年を超えて利用されています。
- 青崎東住宅では、近年、屋根や外壁の改修、老朽化した部分に対する修繕等を計画的に実施していますが、「府中町住宅マスタープラン」において、「建替え」もしくは「用途廃止」と判定された他の団地については、平成16(2004)年以降、軽微な修繕以外ほとんど行われていない状況です。

(4) 基本的な方針

公共施設に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

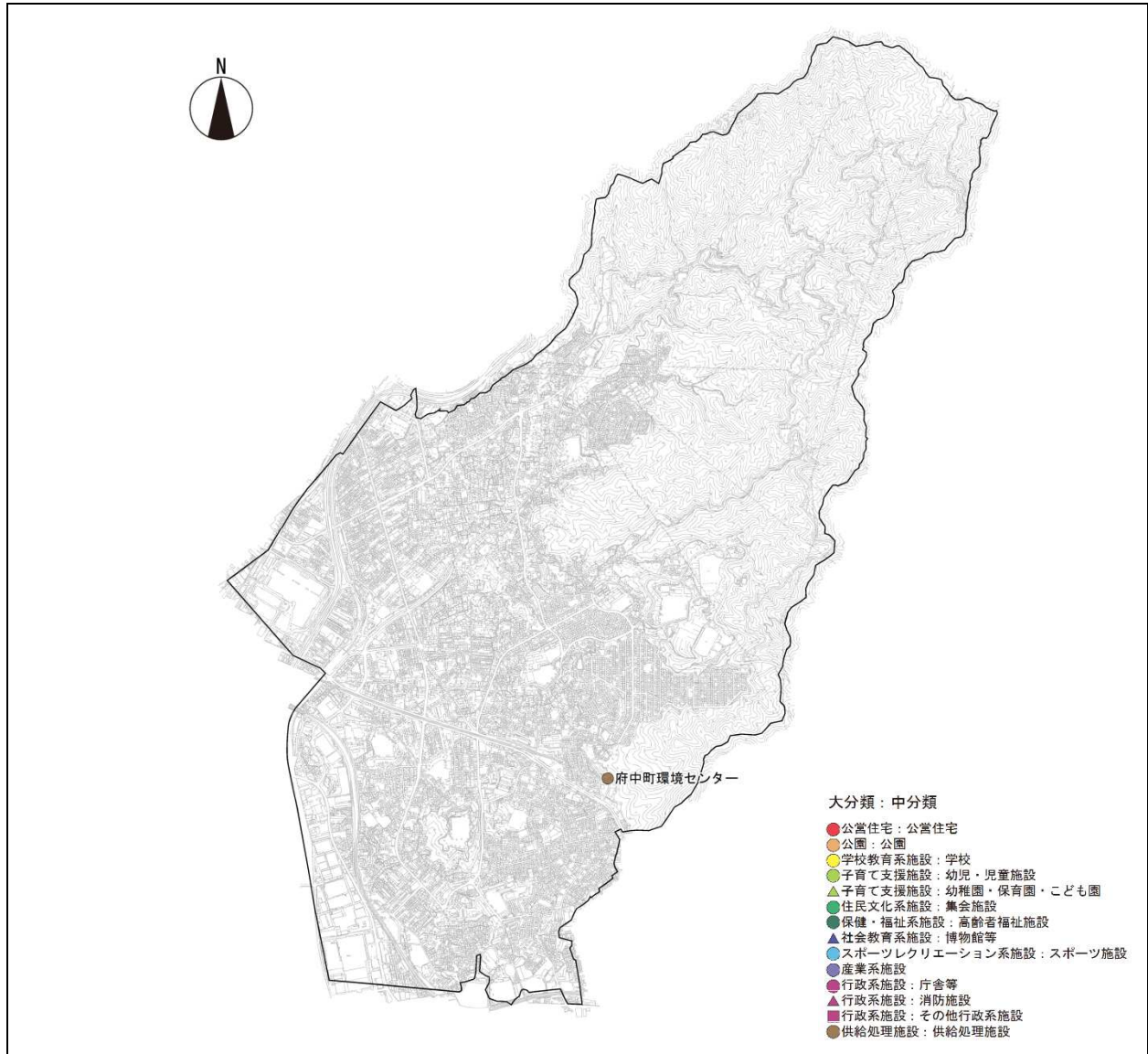
- 「府中町町営住宅長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持管理及び耐久性の改善を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 鶴江住宅は、府中北交流センターに集約し、除却します。
- 老朽化が進行し、比較的近接して立地している山田ブロック住宅と五反田住宅は、利便性や敷地規模、周辺の状況等を踏まえ、集約化による効率的な土地利用を検討します。
- 老朽化が進行している鶴江ブロック住宅と桃山住宅については、入居者の退去後、除却します。

10) 供給処理施設

(1) 施設概要

分類	施設名称	小学校区	建築年度	経過年数	延床面積(m ²)
供給処理施設	府中町環境センター	府中中央	1980	36	1405.55

(2) 配置状況



(3) 現状と課題

- 府中町環境センターは、町内で発生する廃棄物の中間処理施設であり、ストックヤード、大型ごみ分解場、リサイクルセンターなどから構成されています。このうち、大型ごみ分解工場は、建築後36年が経過しており、大規模な修繕が必要な時期となっています。また、施設の老朽化等に伴い、一部の作業の非効率性や大型ごみの受入ヤードの容量、分解場の面積の不足が問題となっています。

(4) 基本的な方針

公共施設に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

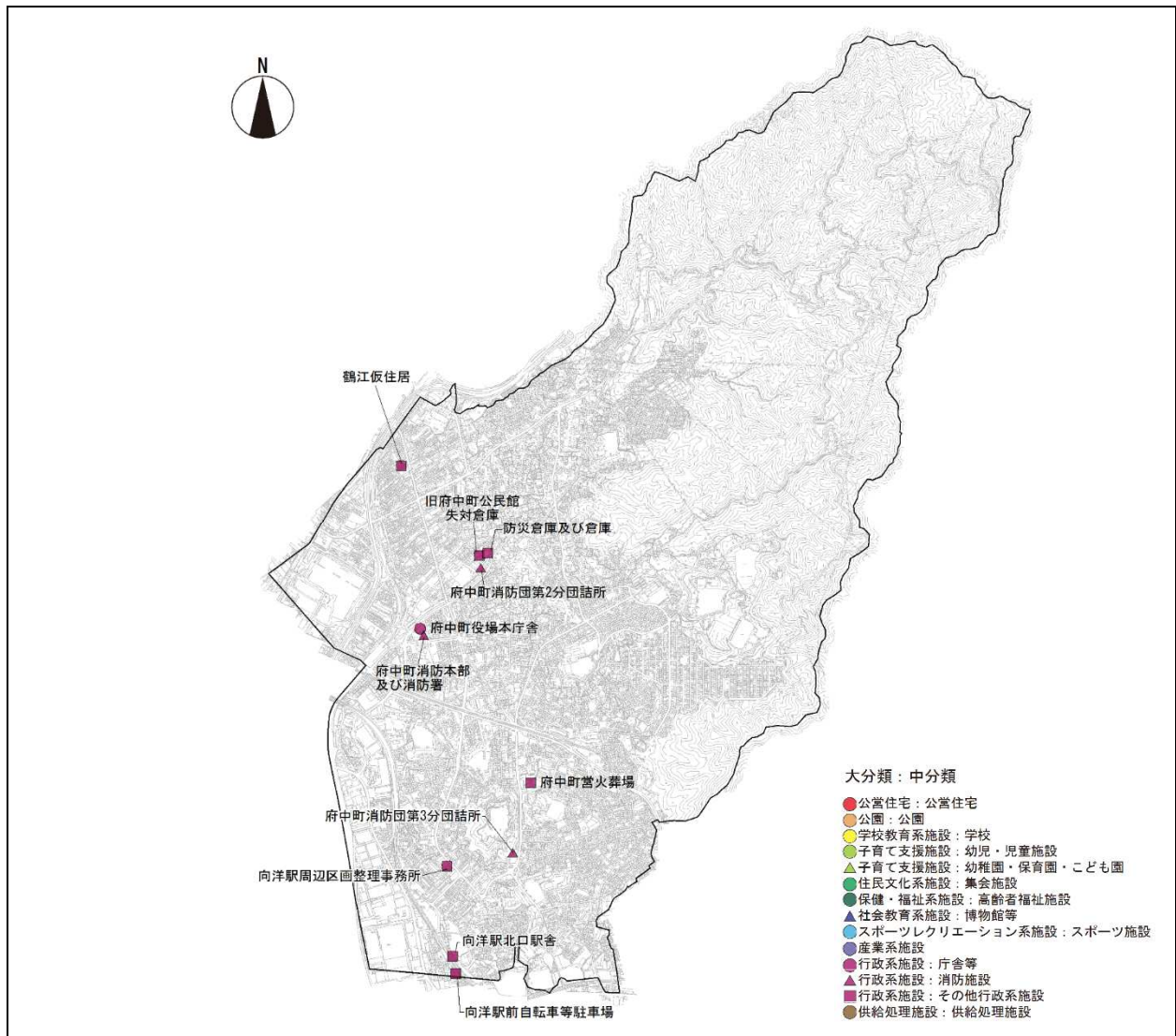
- 「維持保全計画（建築物）」に基づき、予防保全型の維持管理及び耐久性の改善を行い、施設の長寿命化を図ります。
- 老朽化が進行している府中町環境センターは、一部の作業が非効率となっていることや大型ごみの受入ヤードの容量等が不足していることを踏まえ、施設整備方針を検討します。なお、検討にあたっては、施設周辺において都市化が進行していることや主要道路の拡充の計画があることなどを考慮します。

11) 行政系施設

(1) 施設概要

分類	施設名称	小学校区	建築年度	経過年数	延床面積 (㎡)
庁舎等	府中町役場本庁舎	府中	1983	33	5074.96
消防施設	府中町消防本部及び消防署	府中	1975	41	976.44
消防施設	府中町消防団第2分団詰所	府中	1958	58	225.76
消防施設	府中町消防団第3分団詰所	府中南	2017	-	126.00
その他行政施設	向洋駅周辺区画整理事務所	府中南	1992	24	404.95
その他行政施設	防災倉庫及び倉庫	府中	2013	3	88.90
その他行政施設	鶴江仮住居	府中	1984	32	490.23
その他行政施設	旧府中町公民館失対倉庫	府中	1955	61	51.23
その他行政施設	向洋駅北口駅舎	府中南	2010	6	34.37
その他行政施設	向洋駅前自転車等駐車場	府中南	2008	8	179.97
その他行政施設	府中町営火葬場(納骨堂、地蔵安置堂)	府中中央	1951	65	4.95

(2) 配置状況



(3) 現状と課題

【役場本庁舎】

- ・役場本庁舎は、建築後 33 年が経過しており、バリアフリー化や設備等の更新は実施しているものの、大規模な修繕は未実施であるため、計画的な修繕による長寿命化対策が必要です。

【消防施設】

- ・消防本部及び消防署は、旧耐震基準により建築された施設ですが、耐震改修工事を実施済みであり耐震性は確保されています。一方で建築後 41 年が経過していますが、大規模な修繕は未実施であるため、計画的な修繕による長寿命化対策が必要です。
- ・消防団第 2 分団詰所は、建築後 58 年が経過しており、老朽化が著しく進行し、耐震性も確保されていないため、建替え等の対策が必要です。
- ・消防団第 3 分団詰所は、県事業である都市計画道路青崎池尻線の整備による移転に伴い、平成 29 (2017) 年度に建築完了予定です。今後は、計画的な修繕による長寿命化対策が必要です。

【その他行政施設】

- ・その他行政施設として向洋駅周辺土地区画整理事業に伴う事務所や北口駅舎など 7 施設がありますが、将来的に公共施設として維持していくことの必要性が低いものについては、用途廃止を含めた今後の方針を検討する必要があります。

(4) 基本的な方針

公共施設に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

【役場本庁舎】

- ・「維持保全計画（建築物）」に基づき、予防保全型の維持管理及び耐久性の改善を行い、施設の長寿命化を図ります。

【消防施設】

- ・「維持保全計画（建築物）」に基づき、予防保全型の維持管理及び耐久性の改善を行い、施設の長寿命化を図ります。なお、当計画において、改修の優先順位が高い消防団第 2 分団詰所は、老朽化が著しく進行し、耐震性も確保されていないことから、早急に建替えを行います。
- ・消防団第 2 分団詰所の建替えについては、当敷地が河川敷であるため、現位置における建替えが不可能であることから、移転先の検討を行います。また、近接する消防団第 1 分団詰所については、老朽化が進行し、耐震性が確保されていない府中公民館や歴史民俗資料館との複合化を検討します。

【その他行政施設】

- ・将来的に維持していく施設については、「維持保全計画（建築物）」に基づき、予防保全型の維持管理及び耐久性の改善を行い、施設の長寿命化を図ります。
- ・向洋駅北口駅舎については、広島市東部地区連続立体交差事業により高架化される鉄道施設に統合します。
- ・向洋駅前自転車等駐車場については、事業の進捗に合わせ、鉄道高架下へ移転します。

2. インフラ資産

1) 道路

(1) 現状と課題

- ・現在、町道と林道とを合わせて120,857mの道路を管理しています。
- ・平成25(2013)年度及び平成26(2014)年度に全町道において実施した路面の状況調査によると、損傷度の大きい区間が約13%(延長約16km)あり、ひび割れを主体とした舗装の劣化が進行しています。
- ・昭和50(1970)年代から平成初期(1990年代)にかけて、集中的に整備、修繕した道路舗装の損傷・劣化が進行しており、今後数年間で一斉に修繕が必要になることが予測されます。

(2) 基本的な方針

インフラ資産に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

①点検・診断等の実施方針

- ・道路を良好な状態に保つため、パトロール等により、日常的な点検を実施します。
- ・定期的に、「総点検実施要領(案)【舗装編】(平成25年2月 国土交通省 道路局)」及び「総点検実施要領【舗装編】(平成26年4月 府中町建設部)」に基づく劣化状況の評価を実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・「府中町道路舗装修繕計画」に基づき、効率的かつ効果的な修繕を図るため、計画的な舗装修繕を実施します。
- ・路面の劣化状況の判定結果から、安全面に問題がある箇所を抽出するとともに、道路種別を基に優先順位を付け、修繕を実施します。
- ・修繕にあたっては、上水道、ガス等の各事業者の地下埋設物の更新・新設箇所について情報を収集し、工事工程等を調整することにより、二重投資を回避します。
- ・歩道についても、修繕計画を策定し、適切な維持管理・修繕を実施します。

③安全確保の実施方針

- ・点検等により、異常箇所を発見した場合は、速やかに修繕等を行い、安全確保に努めます。

④耐震化の実施方針

- ・道路整備にあたっては、地震による法面や盛土の崩壊を抑止する工法等の検討及び対策を実施します。

⑤長寿命化の実施方針

- ・定期点検等の結果に基づき、修繕時期を推定し、計画的な修繕により、長寿命化を図ります。

2) 橋りょう

(1) 現状と課題

- ・現在、48 橋の橋りょうを管理しています。
- ・昭和 40 (1970) 年代から昭和 60 (1980) 年代にかけて、集中的に整備しており、整備後 50 年を経過する橋りょうは、7 橋で全体の 15% を占め、20 年後には、この割合が 81% になります。
- ・平成 22 (2010) 年度から点検を実施した結果、損傷が著しく緊急対応が必要な橋りょうは確認されていませんが、一部に損傷が認められるため、詳細調査や修繕等の対策が必要です。

(2) 基本的な方針

インフラ資産に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

①点検・診断等の実施方針

- ・各部材の損傷状況を把握するため、広島県定期点検要領に基づき、原則 5 年に 1 回定期点検を実施します。また、損傷状況を定期点検調書に記録し、詳細調査及び修繕方法等の判断を行うための基礎資料とします。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・重要度や復旧の容易さ等、橋りょうごとの特性によるグループ化を行い、グループごとに管理水準や目標を設定します。
- ・定期点検等の結果から判定した橋りょうの健全度により、グループごとの管理水準や目標に基づき、追跡調査及び修繕等の対策を行います。

③安全確保の実施方針

- ・点検等により、異常箇所を発見した場合は、速やかに修繕等を行い、安全確保に努めます。

④耐震化の実施方針

- ・大規模な修繕や更新の実施に合わせ、国の耐震基準に基づく耐震化を推進します。

⑤長寿命化の実施方針

- ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうごとの点検結果及び修繕時期、修繕内容により長寿命化を行い、修繕等にかかるコストの縮減を図ります。

3) 下水道

(1) 現状と課題

- ・現在、雨水管と污水管とを合わせて118km、雨水ポンプ場5施設、調整池1施設を管理しています。
- ・平成28(2016)年4月1日現在の人口普及率(污水)は91.2%となっています。
- ・管きよについては、昭和50(1980)年代から本格的な整備が開始されており、耐用年数を50年と仮定した場合、20年後には老朽化の急激な進行が予測されます。

(2) 基本的な方針

インフラ資産に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

①点検・診断等の実施方針

- ・管きよについては、幹線管きよなど主要な管きよから計画的に調査・点検を実施し、劣化や損傷状況の把握により、その結果を更新計画に活用します。
- ・雨水ポンプ場、調整池の設備については、日常点検及び月例点検を実施しており、良好な状態を維持していることから、今後も点検を継続して実施します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・施設の状況を的確に把握した上で、長寿命化を含めた計画的な修繕・更新を実施し、増大する下水道施設の適正で効率的な維持管理を図ります。
- ・雨水ポンプ場、調整池の設備については、設備ごとに健全度判定結果を基に劣化予測を行い、複数の検討パターンから最も安価となる最適な手法を選定します。

③安全確保の実施方針

- ・幹線管きよなど主要な管きよに対する計画的な修繕・更新を実施し、老朽化した管路施設に起因する道路陥没の被害を防ぎます。

④耐震化の実施方針

- ・耐震性が確保されていない施設については、施設の重要度等を考慮し、順次、耐震化を推進します。

⑤長寿命化の実施方針

- ・雨水幹線管きよ、雨水ポンプ場、調整池については、「府中町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、長寿命化を図ります。

4) その他インフラ資産

(1) 現状と課題

- 現在、都市公園（街区公園）と児童遊園、広場等を合わせて 51 箇所、その他の施設として水路や倉庫等を管理しています。
- 各公園に設置された遊具や便所等の施設については、事後保全型の維持管理を行っている状況です。

(2) 基本的な方針

インフラ資産に関する実施方針を基本とし、施設ごとの方針を次のとおり示します。

- 各公園に設置された遊具については、長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理による長寿命化を図ります。
- 水路等の施設については、日常的なパトロールにより安全を確認し、重大な損傷等を発見した場合には、速やかに修繕等の対策を実施します。
- 倉庫や便所等、居室を有しない単独の小規模な施設については、事後保全型の維持管理を行います。

參考資料

1. 施設利用状況

施設ごとの利用者数は、次のとおりです。

■表 1-1 施設利用者数

施設類型	施設名	利用者数(人)	グラフ
住民文化系施設	くすのきプラザ (研修室、会議室)	10,084	
	府中南交流センター (ホール、会議室、和室、厨房)	24,015	
	府中町立府中公民館	62,833	
	府中町立府中南公民館	63,070	
	府中東地区センター	8,969	
	総社会館	7,840	
	鶴江地区センター	6,842	
社会教育系施設	くすのきプラザ (図書館)	260,676	
	歴史民俗資料館	8,512	
スポーツ・レクリエーション系施設	くすのきプラザ (大小アリーナ、トレーニングルーム)	87,734	
	府中町立体育場	35,384	
産業系施設	安芸府中商工センター	11,060	
学校教育系施設 (体育館)	府中北小学校	10,199	
	府中小学校	14,248	
	府中南小学校 (府中南体育場)	18,771	
	府中中央小学校	8,603	
	府中東小学校	12,199	
	府中中学校	7,362	
	府中緑ヶ丘中学校 (格技室を含む)	13,087	
保健福祉系施設	府中町ふれあい福祉センター	18,005	
	福寿館	52,903	

※利用者数は、H25～H27年度の平均値です。

2. 施設の類型、機能及び地域別の配置状況

住民のコミュニティ活動の活性化を目的として策定された「府中町コミュニティ・ネットワーク構想（H6.3）」では、住民の活動圏域を家庭、近所、住区（町内会）、地区（小学校区）、地域（中学校区）、行政区（町域）及び広域圏（都市圏）に設定し、それぞれの段階に応じた施設整備方針を掲げています。この圏域の考え方を基に、本計画における各施設の配置状況について整理を行いました。

■図表 2-1 府中町コミュニティ・ネットワーク構想における圏域の考え方

活動圏（対象範囲）	スケール		行動	対象施設の例
広域圏（都市圏） 【市町村の枠を超えた 広域行政圏】	一つないし複数の母 都市とその周辺を含 む地域	30～100万人	日常生活にあって イベント性の強い 行為活動や職場で の活動をも含んだ 生活全般にわたる 行為	市町村レベルでは、単独 に整備することが困難な 施設（高度医療病院等）
行政区（町全域） 【市町村行政区域】	中心に市街地をもつ 市町村の行政区域	3～6万人	多少高度な文化的 な生活のための活 動も可能	集約的なセンター機能を 有する施設
地域（第3次生活圏） 【中学校区】	自転車で移動可能な 圏域 （直径3km圏内）	1.5～3万人	補助的・効率的な 活動も可能	中学校 地区単位での機能配置す ることが効率的でないも のを補完する施設 センター施設 図書館 大型商業施設
地区（第2次生活圏） 【小学校区】	徒歩で移動可能な圏 域 （直径1km圏内）	7千～1.5万 人	日常生活行為が 充足する（日常的 消費活動・文化活 動・レクリエーシ ョン・休息等）	小学校 商店街 文化集会施設（公民館、 運動広場等） レクリエーション施設 （公園、運動施設等）
住区（第1次生活圏） 【町内会】	歩行系街区 （100×100m程度）	200～2千人	居住環境の日常的 な問題解決に協力 して取り組む 日常的な遊び場	地区公園 集会所
近所	向こう3軒となり （30～40m）	15～50人	近所づきあい 冠婚葬祭 相互の助け合い 幼児の遊び場	住居（集合住宅） ちょっとした広場空間 （井戸端会議ができる程 度のオープンスペース）
家庭（基礎圏）	（3m）	1～5人	食・住中心の生活	個人住居

■図表 2-2 活動圏域別の施設の配置状況（1/2）

圏域		住民文化系施設	社会教育系施設	スポーツ・レクリエーション系施設	産業系施設	学校教育系施設	子育て支援施設
広域圏(都市圏)							
行政区(町全域)		くすのきプラザ	くすのきプラザ 歴史民俗資料館	くすのきプラザ	府中商工センター 府中町商工会事務所		(南保育所)
地域 (第3次生活圏) 【中学校区】	府中 中学校区	府中北交流センター 府中公民館		町立体育場		府中中学校	府中北交流センター
	府中緑ヶ丘 中学校区	府中南交流センター 府中南公民館				府中緑ヶ丘中学校	府中南交流センター
地区 (第2次生活圏) 【小学校区】	府中北 小学校区	総社会館				府中北小学校	府中北小学校区留守 家庭児童会
	府中 小学校区	鶴江地区センター				府中小学校	(府中小学校区留守家 庭児童会)
	府中東 小学校区	府中東地区センター				府中東小学校	府中東小学校区留守 家庭児童会
	府中中央 小学校区	福寿館				府中中央小学校	府中中央小学校区留 守家庭児童会
	府中南 小学校区	(府中南交流センター)				府中南小学校	府中南小学校区留守 家庭児童会
住区 (第1次生活圏) 【町内会】	柳ヶ丘町内会集会所						
その他					旧府中町商工会事務 所		

■図表 2-2 活動圏域別の施設の配置状況（2/2）

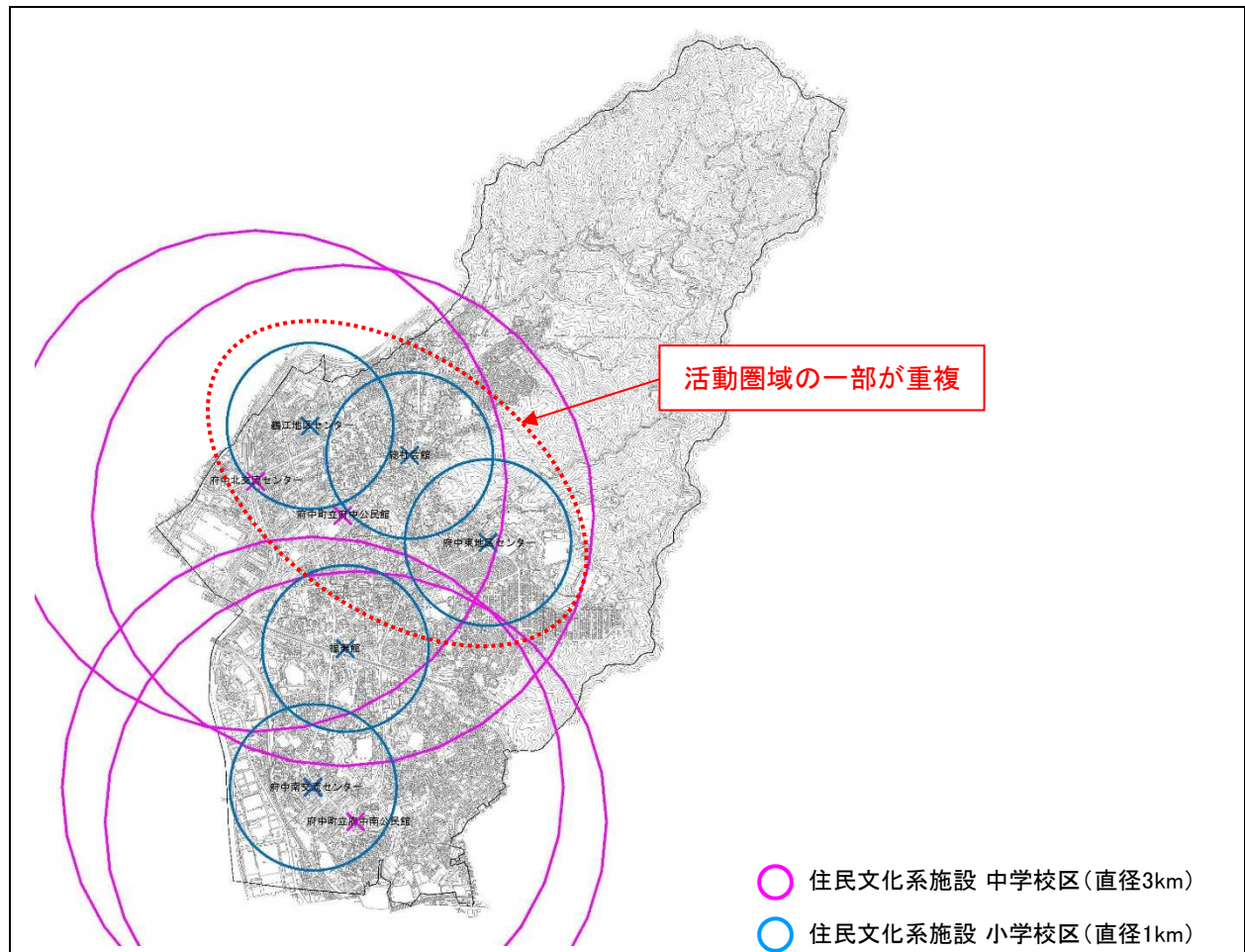
圏域		保健・福祉施設	公園	公営住宅	供給処理施設	行政系施設
広域圏(都市圏)						
行政区(町全域)		ふれあい福祉センター シルバーワークプラザ	水分峡森林公園 揚倉山健康運動公園		府中町環境センター	役場本庁舎 消防本部及び消防署 くすのぎプラザ 府中町営火葬場
地域 (第3次生活圏) 【中学校区】	府中 中学校区					消防団第2分団詰所
	府中緑ヶ丘 中学校区	南交流センター 福寿館	空城山公園			福寿館 南交流センター 消防団第3分団詰所
地区 (第2次生活圏) 【小学校区】	府中北 小学校区					
	府中 小学校区					防災倉庫及び倉庫
	府中東 小学校区					
	府中中央 小学校区					
	府中南 小学校区					
住区 (第1次生活圏) 【町内会】						
その他				鶴江住宅 五反田住宅 山田ブロック住宅 鶴江ブロック住宅 桃山住宅 青崎東住宅 府中北交流センター(本町住宅)		向洋駅周辺区画整理事務所 向洋駅北口駅舎 向洋駅前自転車等駐車場 鶴江仮住居 旧府中町公民館失対倉庫

1) 住民文化系施設の配置状況

地域（中学校区）レベルで配置されている府中南交流センター、府中北交流センター、府中公民館、府中南公民館の4施設で町人口の約98%を賄っています。

また、地区（小学校区）レベルの施設である地区センター機能を持つ施設についてみると、府中東地区センター、総社会館、鶴江地区センターの活動圏域が一部重複しており、効率的な配置とは言い難い状況です。

■図表 2-3 各施設の圏域設定と圏域人口



活動圏	圏域設定	施設名	圏域人口(人)		
行政区	町全域	くすのきプラザ	50,442	-	-
中学校区	直径3km	府中南交流センター	31,502	49,366	49,366
		府中北交流センター	28,175		
		府中町立府中公民館	36,404		
		府中町立府中南公民館	29,282		
小学校区	直径1km	府中南交流センター	5,956	27,618	
		府中東地区センター	3,715		
		総社会館	5,969		
		鶴江地区センター	7,187		
		福寿館	8,246		
住区	直径100m	柳ヶ丘町内会集会所	-	-	-

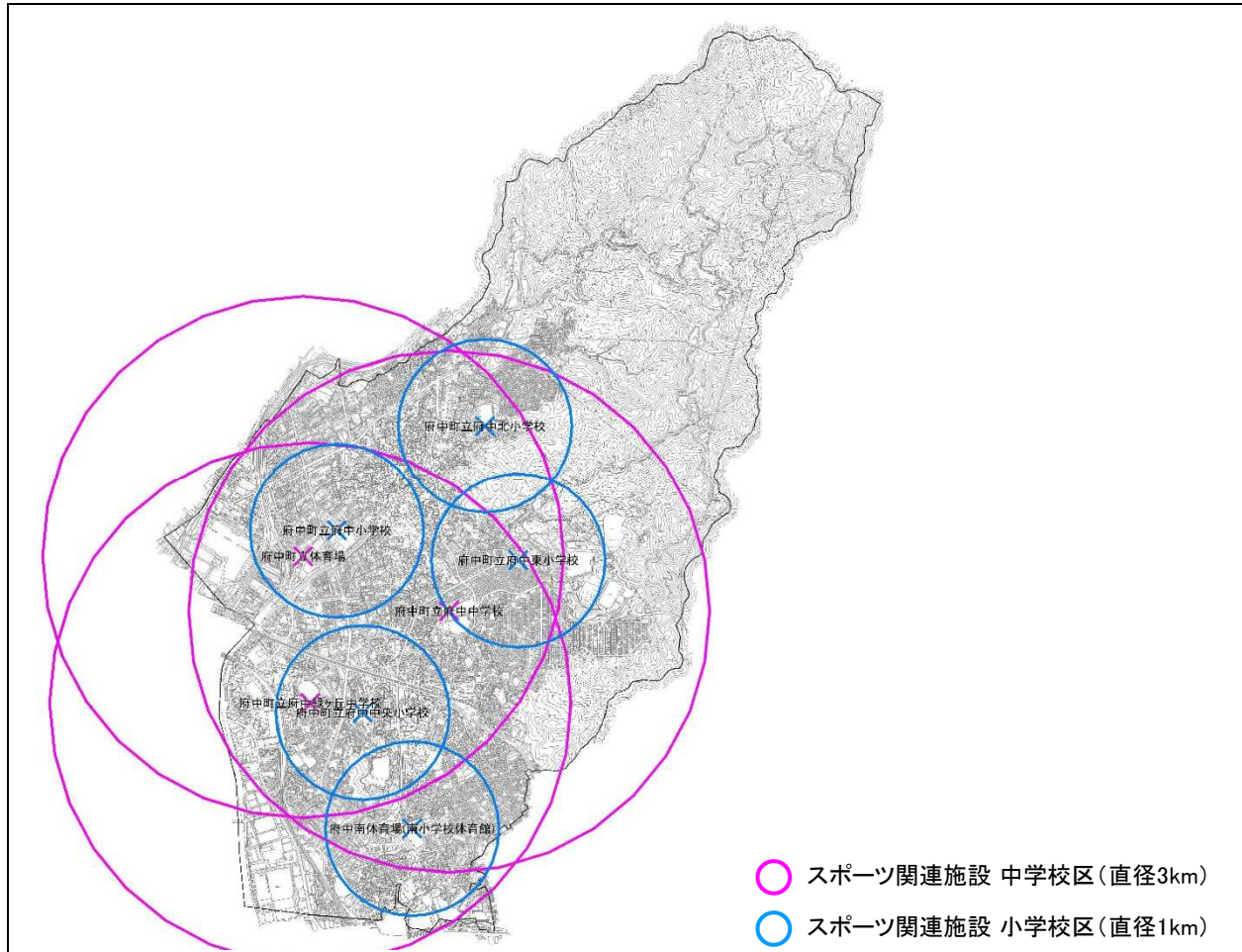
※府中南交流センターは、中学校区かつ小学校区レベルの機能を持つ施設として位置付け、福寿館は、地区センター機能を持つ施設と位置付けています。
 ※各施設の圏域人口は、H22 国政調査の 250mメッシュ人口を基に、施設の圏域がメッシュの重心を含む場合にそのメッシュ全体を活動圏域として集計しています。

2) スポーツ関連施設（スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設）の配置状況

地域（中学校区）レベルの施設である町立体育場、府中中学校、府中緑ヶ丘中学校で町のほぼ全域を賅っています。

また、地区（小学校）レベルの施設である各小学校は、町人口の約 60%を賅っており、活動圏域の重複も少なく、バランスよく配置されています。

■図表 2-4 各施設の圏域設定と圏域人口



活動圏	圏域設定	施設名	圏域人口(人)		
行政区	町全域	くすのきプラザ	50,442	-	-
中学校区	直径3km	府中町立体育場	35,455	49,555	50,151
		府中中学校	45,712		
		府中緑ヶ丘中学校	42,188		
小学校区	直径1km	府中北小学校	4,476	30,078	
		府中小学校	7,401		
		府中南体育場(府中南小学校体育館)	8,242		
		府中中央小学校	7,458		
		府中東小学校	4,335		

※各施設の圏域人口は、H22 国政調査の 250mメッシュ人口を基に、施設の圏域がメッシュの重心を含む場合にそのメッシュ全体を活動圏域として集計しています。

3. 施設の利用実態、施設規模及び運営費用の関係

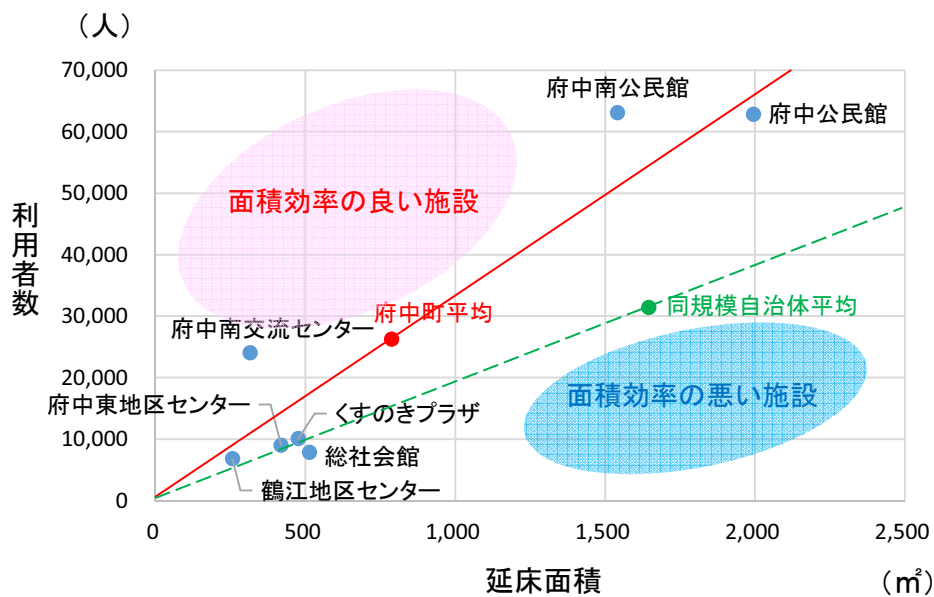
町内に複数あり、住民の利用する頻度が高い施設として住民文化系施設を例に、利用実態、施設規模及び運営費用の関係について整理を行いました。

1) 利用実態と施設規模

利用実態と施設規模の関係（延床面積当たりの利用者数）をみると、町平均が 33.3 人/㎡、同規模自治体の平均が 19.1 人/㎡であり、当町の施設は面積効率が良いと言えます。

個別施設をみると、総社会館が同規模自治体の平均を下回っており、面積効率の悪い施設であると言えます。

■図表 3-1 利用者数と延床面積の関係



施設名	利用者数(人)				延床面積 (㎡)	延床面積当たりの 利用者数(人/㎡)
	H25	H26	H27	平均		
くすのきプラザ	8,218	9,991	12,044	10,084	477	21.1
府中南交流センター	24,222	24,176	23,646	24,015	315	76.1
府中公民館	60,154	63,235	65,109	62,833	1,995	31.5
府中南公民館	61,009	64,894	63,307	63,070	1,541	40.9
府中東地区センター	9,369	8,811	8,727	8,969	420	21.4
総社会館	7,787	8,204	7,530	7,840	514	15.2
鶴江地区センター	6,862	7,265	6,400	6,842	257	26.6
町平均	25,374	26,654	26,680	26,236	788	33.3
同規模自治体平均	-	-	-	31,387	1,646	19.1

※くすのきプラザ、府中南交流センター、府中南公民館については、住民文化系施設（会議室、集会所等）の利用者数、延床面積を使用しています。

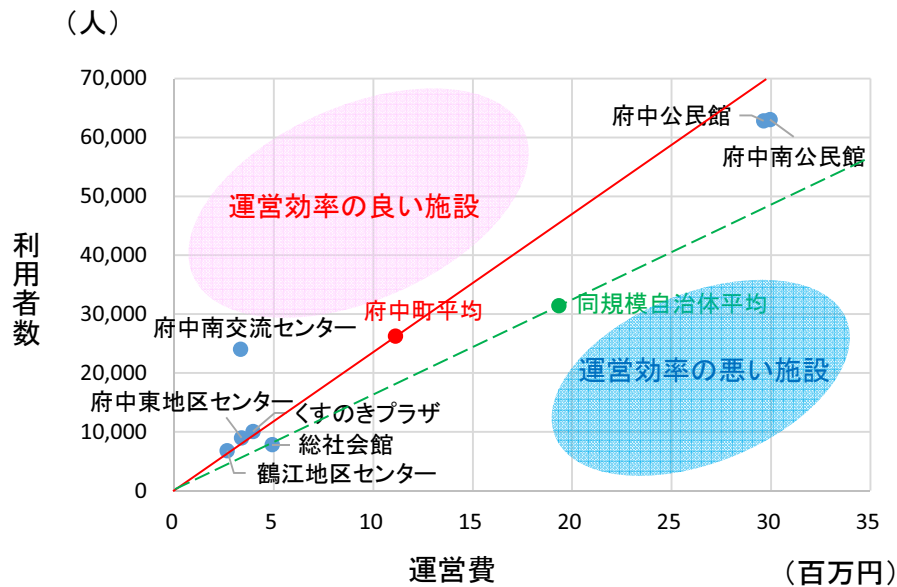
※同規模自治体は、人口 5 万人前後の市町のうち公共施設白書で施設の利用状況等が確認可能な真庭市、瑞穂市、砺波市、富津市、牧之原市の 5 市としています。

2) 利用実態と運営費用

利用実態と運営費用の関係（利用者1人当たりの運営費用）をみると、町平均が424円/人、同規模自治体の平均が616円/人となっており、当町の施設は運営効率が良いと言えます。

個別施設をみると、総社会館が同規模自治体の平均を上回っており、運営効率が悪い施設であると言えます。

■図表 3-2 利用者数と運営費の関係



施設名	運営費用(面積按分) (円)				利用者数の平均 (人)	利用者1人当たりの運営費用 (円/人)
	H25	H26	H27	平均		
くすのきプラザ	3,844,871	3,877,375	4,113,306	3,945,184	10,084	391
府中南交流センター	3,112,810	3,366,713	3,495,596	3,325,040	24,015	138
府中公民館	33,653,459	29,168,656	26,053,468	29,625,194	62,833	471
府中南公民館	33,575,905	28,727,053	27,550,846	29,951,268	63,070	475
府中東地区センター	2,907,996	3,089,345	4,138,531	3,378,624	8,969	377
総社会館	6,841,463	3,709,736	4,202,719	4,917,973	7,840	627
鶴江地区センター	2,485,802	2,711,808	2,768,646	2,655,419	6,842	388
町平均	12,346,044	10,664,384	10,331,873	11,114,100	26,236	424
同規模自治体平均	-	-	-	19,350,000	31,387	616

※運営費用は、管理運営費等の支出から使用料等の収入を引いた額を計上しています。

※くすのきプラザ、府中南交流センター、府中南公民館の運営費用は、施設の総延床面積に占める住民文化系施設の延床面積の割合で按分したものを使用しています。

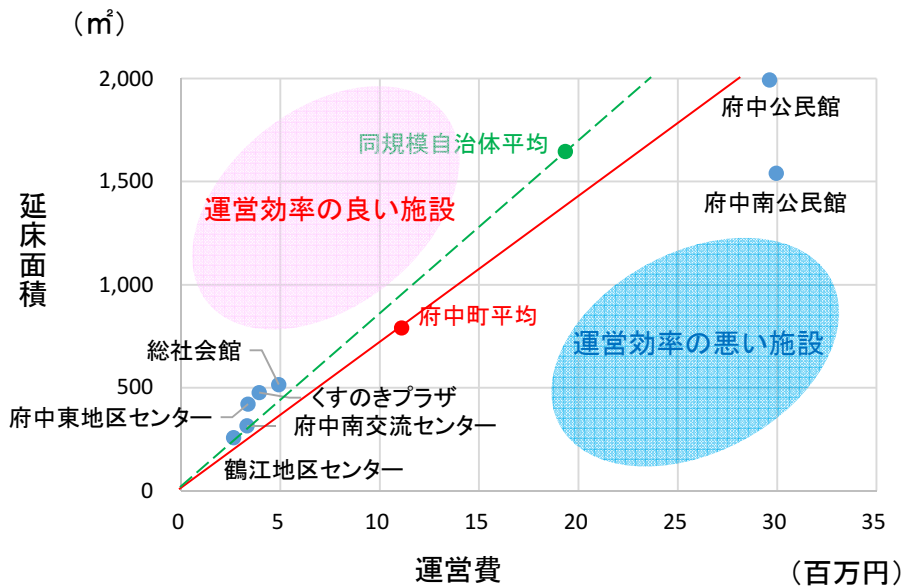
※同規模自治体は、人口5万人前後の市町のうち公共施設白書で施設の利用状況等が確認可能な真庭市、瑞穂市、砺波市、富津市、牧之原市の5市としています。

3) 延床面積と施設運営費

延床面積と運営費用の関係（延床面積当たりの運営費用）をみると、町平均が 14 千円/㎡、同規模自治体の平均が 12 千円/㎡となっており、当町の施設は運営効率が悪いと言えます。

個別施設をみると、府中公民館、府中南公民館で同規模自治体の平均を上回っており、運営効率の悪い施設であると言えます。

■図表 3-3 延床面積と運営費の関係



施設名	運営費用(面積按分) (円)				延床面積 (㎡)	延床面積当たりの運営費用 (千円/㎡)
	H25	H26	H27	平均		
くすのきプラザ	3,844,871	3,877,375	4,113,306	3,945,184	477	8
府中南交流センター	3,112,810	3,366,713	3,495,596	3,325,040	315	11
府中公民館	33,653,459	29,168,656	26,053,468	29,625,194	1,995	15
府中南公民館	33,575,905	28,727,053	27,550,846	29,951,268	1,541	19
府中東地区センター	2,907,996	3,089,345	4,138,531	3,378,624	420	8
総社会館	6,841,463	3,709,736	4,202,719	4,917,973	514	10
鶴江地区センター	2,485,802	2,711,808	2,768,646	2,655,419	257	10
町平均	12,346,044	10,664,384	10,331,873	11,114,100	788	14
同規模自治体平均	-	-	-	19,350,000	1,646	12

※運営費用は、管理運営費等の支出から使用料等の収入を引いた額を計上しています。

※くすのきプラザ、府中南交流センター、府中南公民館の運営費用は、施設の総延床面積に占める住民文化系施設の延床面積の割合で按分したものを使用しています。

※同規模自治体は、人口 5 万人前後の市町のうち公共施設白書で施設の利用状況等が確認可能な真庭市、瑞穂市、砺波市、富津市、牧之原市の 5 市としています。

4. 長寿命化による更新費用の削減について

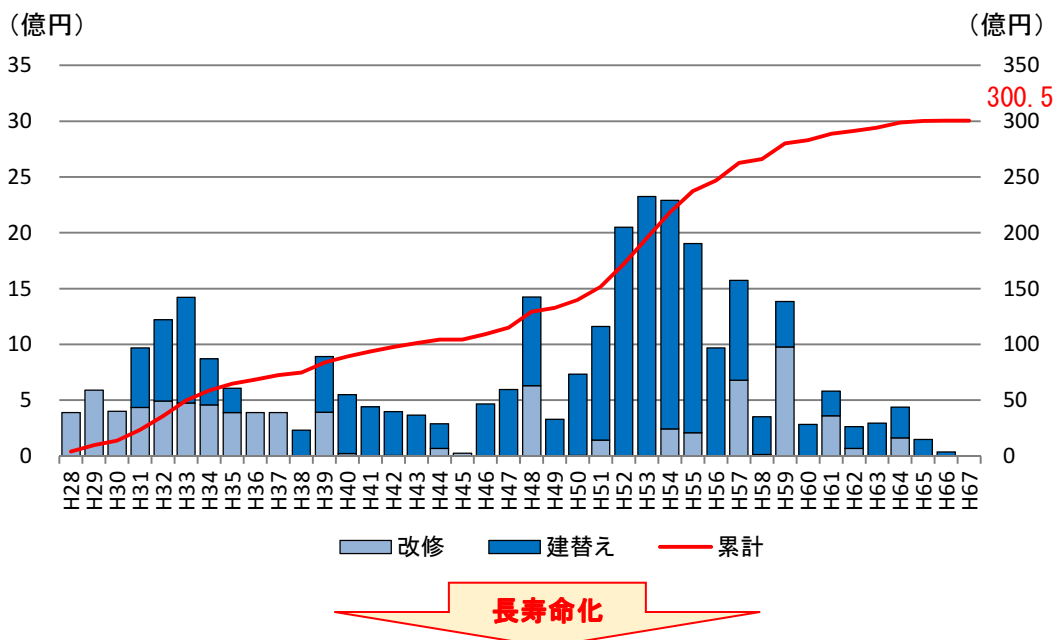
1) 公共施設

本計画において、将来的に必要となる公共施設の更新費用は、当町の公共施設の計画的な維持保全を実施するため平成 27（2015）年 12 月に策定した「維持保全計画（建築物）」を基に、大規模改修の実施時期を建築後 30 年、建替えの実施時期を建築後 60 年と設定し推計しています。

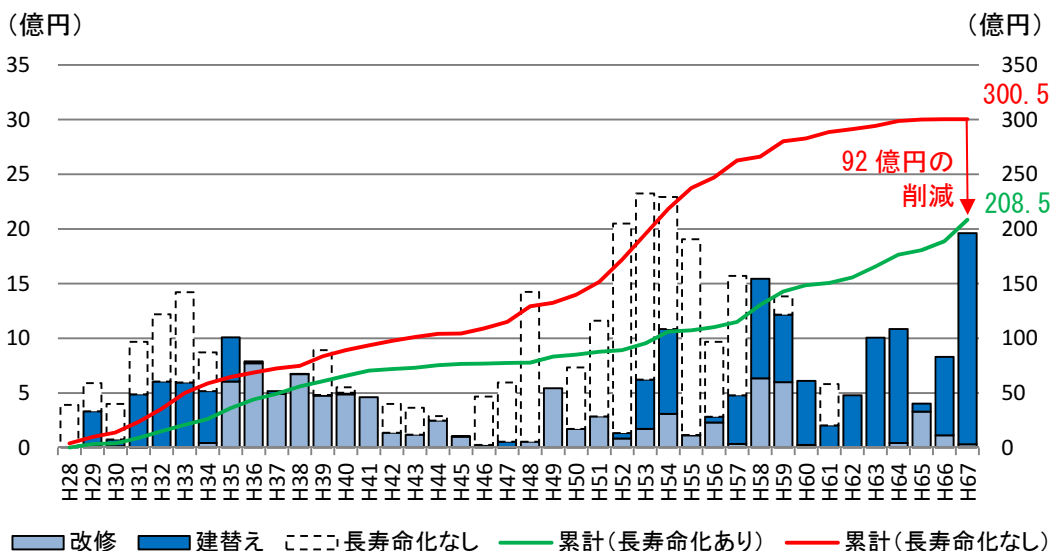
公共施設について、計画的な維持管理による長寿命化を図った結果、建替えの実施時期を 80 年※に延ばすことができた場合、今後 40 年間の更新費用総額は 300.5 億円から 208.5 億円となり、92 億円の削減、また、年平均では 7.5 億円から 5.2 億円となり、2.3 億円の削減ができると試算されます。

※「建築物の耐久計画に関する考え方」（社）日本建築学会編）において、普通品質の鉄筋コンクリート造及び鉄骨造の建築物における望ましい目標耐用年数は 50～80 年の範囲とされているため、長寿命化による建替えの実施時期を上限の 80 年と設定しています。ただし、一律に耐用年数を 80 年と設定するのではなく、施設の優先度や事業費の平準化等も考慮し設定しています。

■図表 4-1 公共施設の修繕・更新コスト試算（長寿命化なし）



■図表 4-2 公共施設の修繕・更新コスト試算（長寿命化あり）

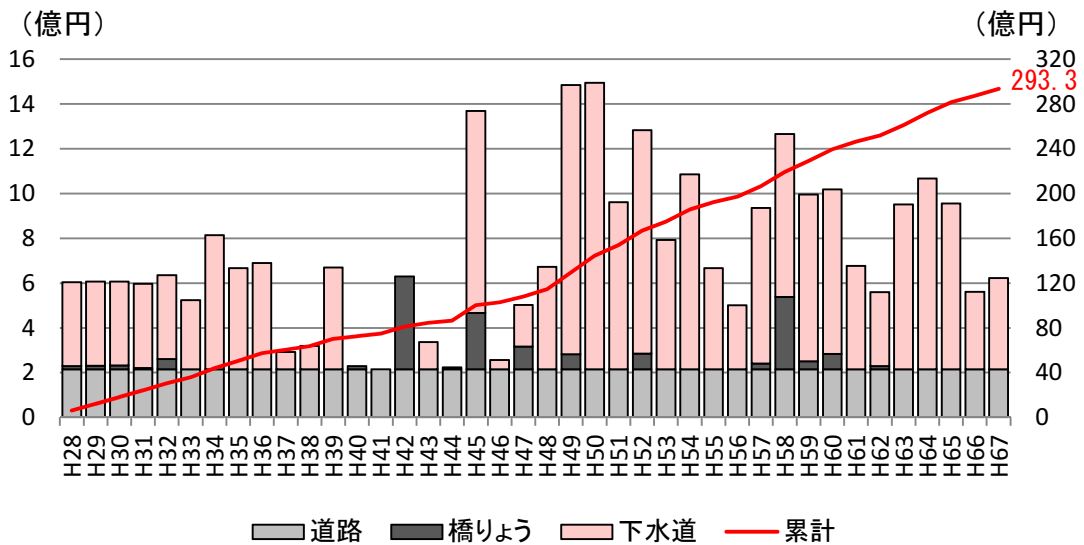


2) インフラ資産

インフラ資産について、計画的な維持管理による長寿命化を図った結果、道路舗装の更新周期を15年から20年*に延ばすことができたと仮定し、橋りょうの更新時期を「橋梁長寿命化修繕計画」に則した時期に設定した場合、今後40年間の更新費用総額は293.3億円から256.7億円となり、36.6億円の削減、また、年平均では7.3億円から6.4億円となり、0.9億円の削減ができると試算されます。

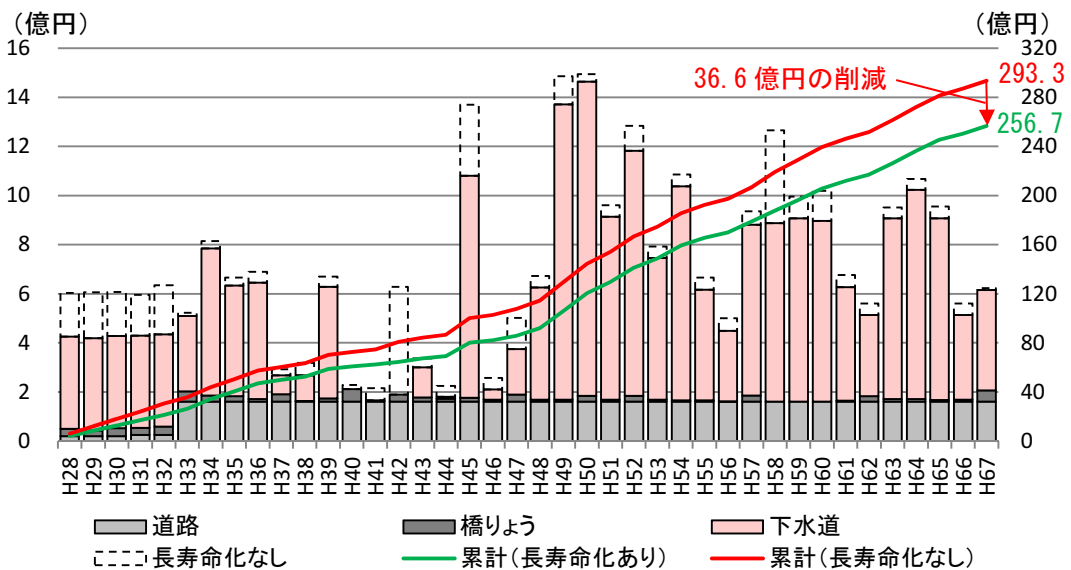
*「公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）」の仕様書において舗装の一般的な供用寿命は12～20年とされていることから、長寿命化による更新周期を上限の20年と設定しています。

■図表 4-3 インフラ資産の修繕・更新コスト試算（長寿命化なし）



長寿命化

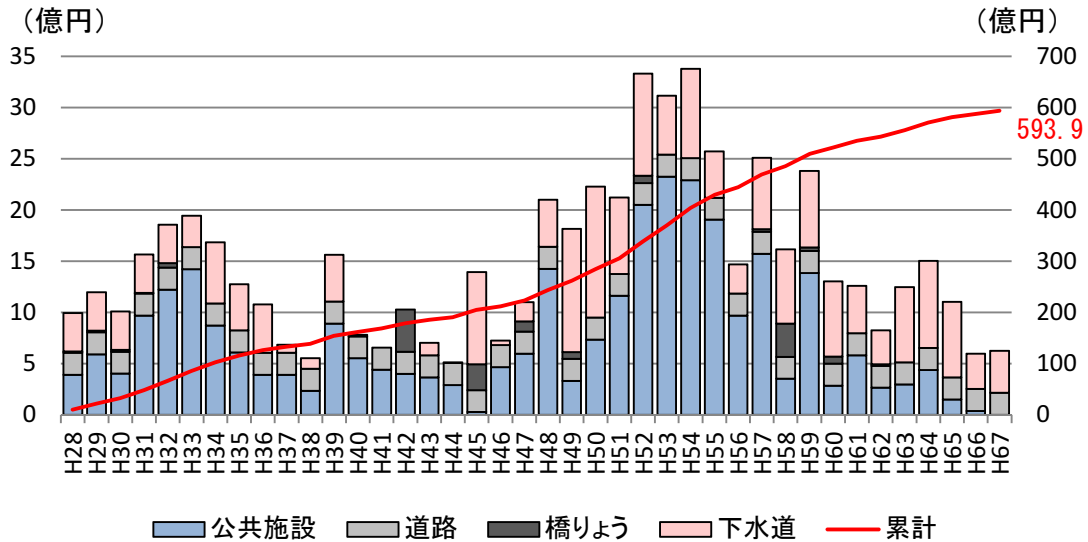
■図表 4-4 インフラ資産の修繕・更新コスト試算（長寿命化あり）



3) 公共施設及びインフラ資産

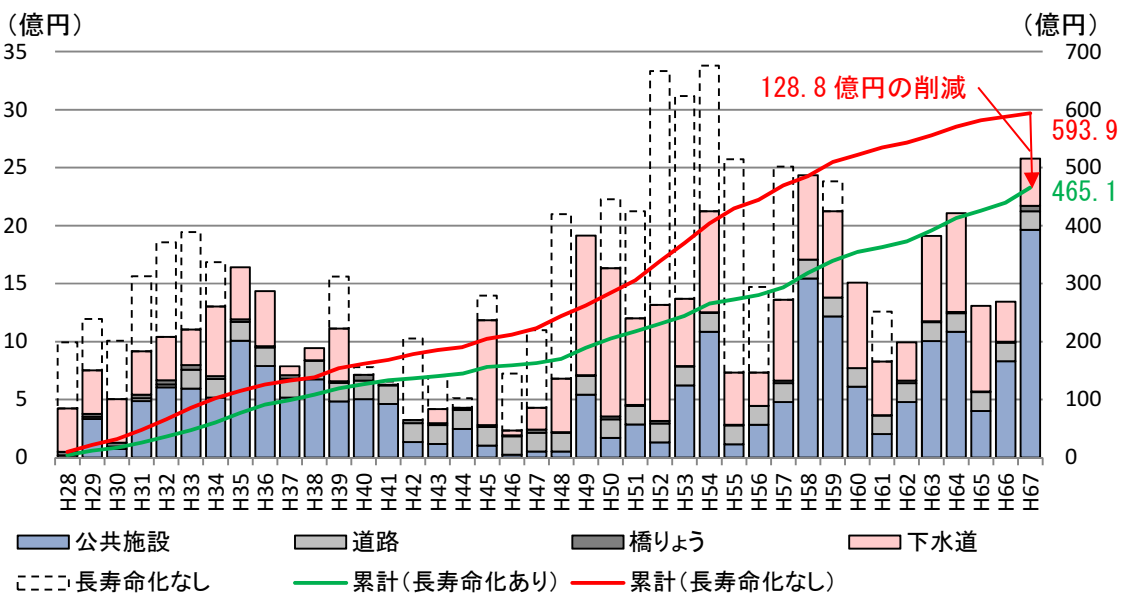
公共施設及びインフラ資産について、計画的な維持管理による長寿命化を図った場合、今後40年間の更新費用総額は593.9億円から465.1億円となり、128.8億円の削減、また、年平均では14.8億円から11.6億円となり、3.2億円の削減ができると試算されます。

■図表 4-5 公共施設及びインフラ資産の修繕・更新コスト試算（長寿命化なし）



長寿命化

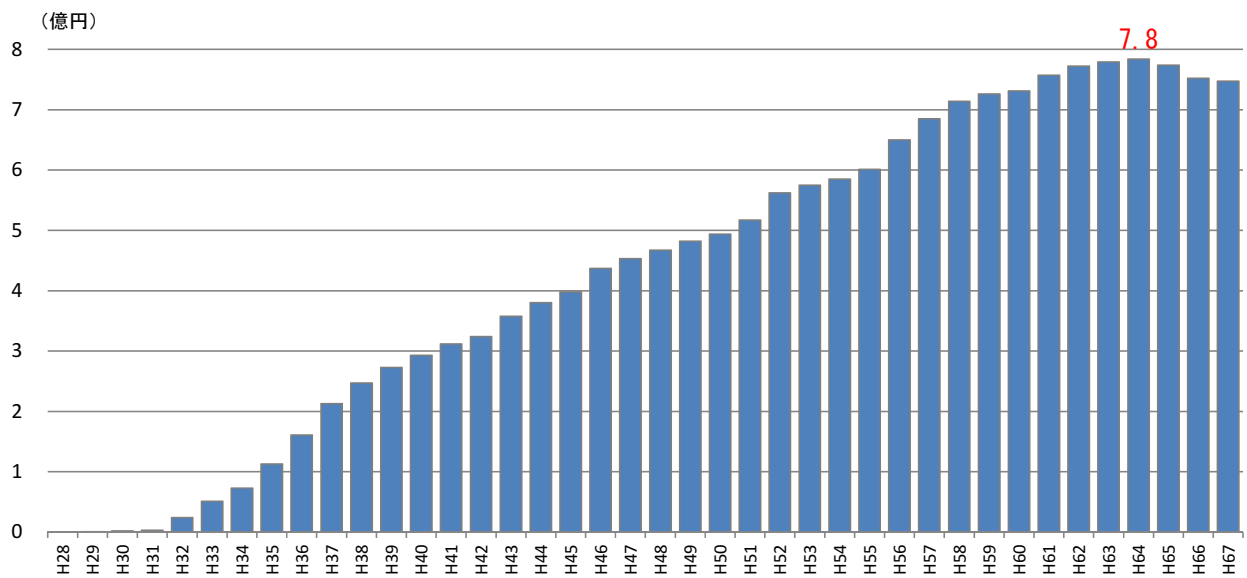
■図表 4-6 公共施設及びインフラ資産の修繕・更新コスト試算（長寿命化あり）



4) 町債償還額

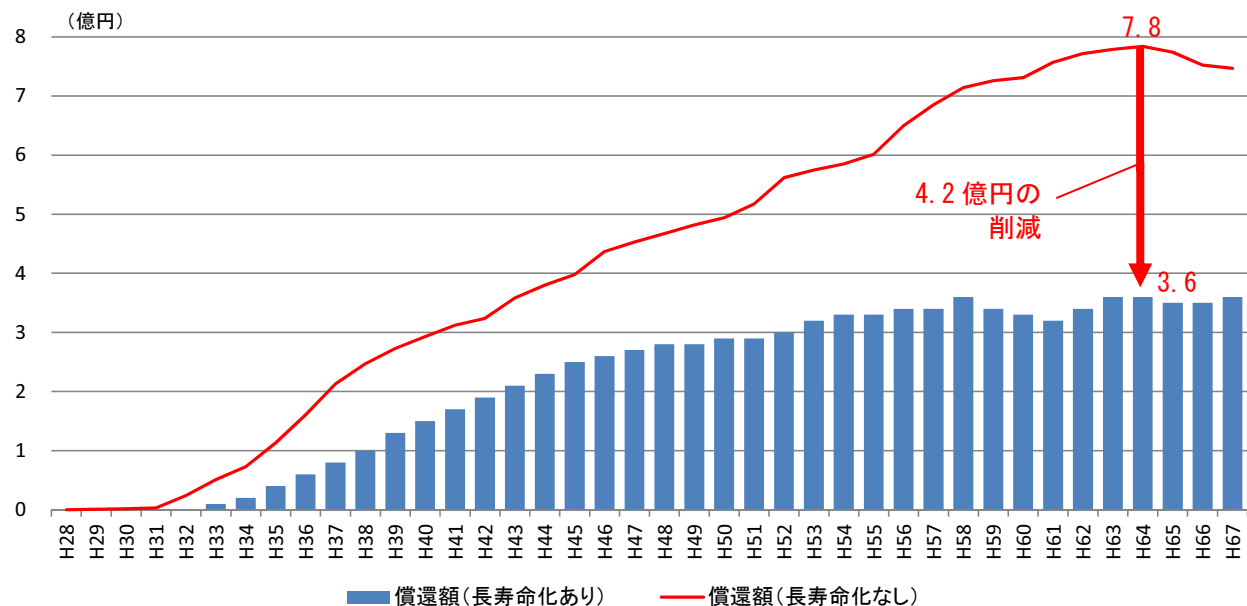
公共施設等を修繕・更新していく上で、住民負担による世代間の公平性を確保するため、町債を借り入れる必要があります。借り入れた町債については、後年度に償還（返還）を行うことになり、多額の町債を借り入れれば、後に多くの財政負担を強いられる結果となります。平成 28（2016）年度以降の町債償還額を試算すると、ピーク時である平成 64（2052）年度の 7.8 億円が長寿命化を図ることにより 3.6 億円となり、4.2 億円の削減が見込まれます。また、平成 28（2016）年度から平成 67（2055）年度までの償還総額は 172.7 億円から 87.4 億円となり、85.3 億円の削減ができる見込みとなっています。

■図表 4-7 公共施設等の修繕・更新にかかる町債償還額の試算（長寿命化なし）



長寿命化

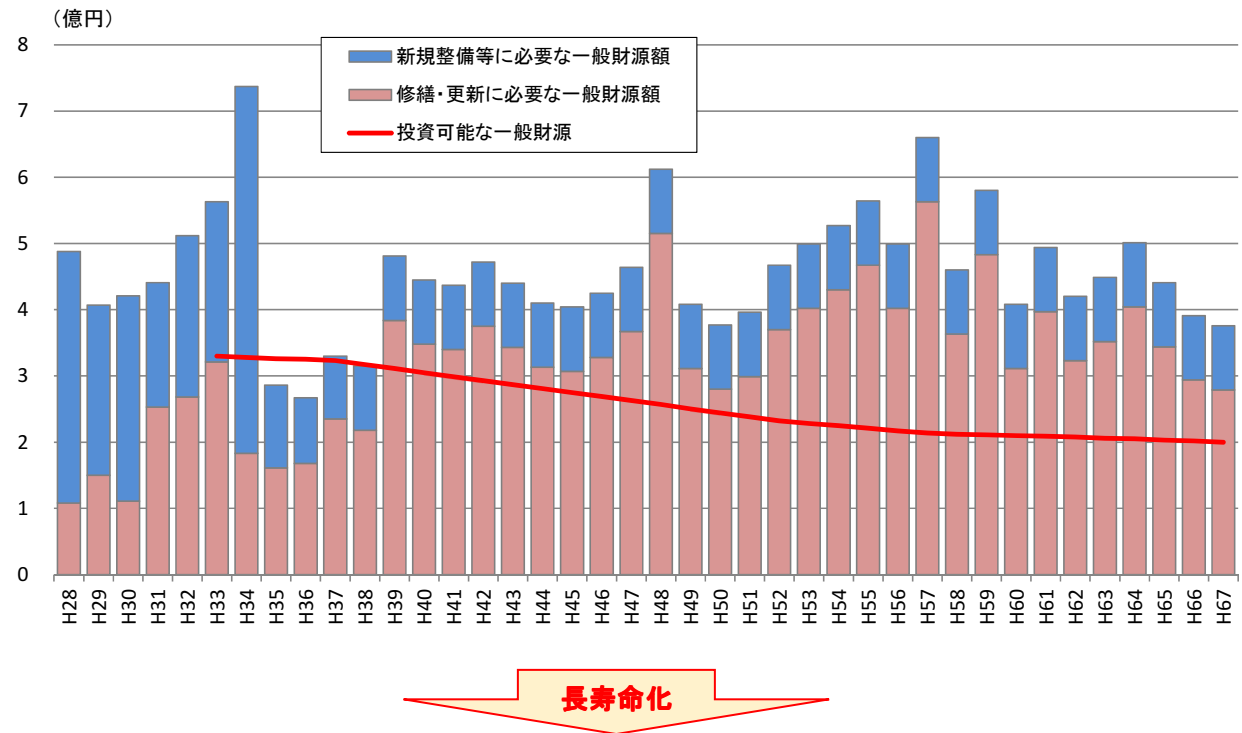
■図表 4-8 公共施設等の修繕・更新にかかる町債償還額の試算（長寿命化あり）



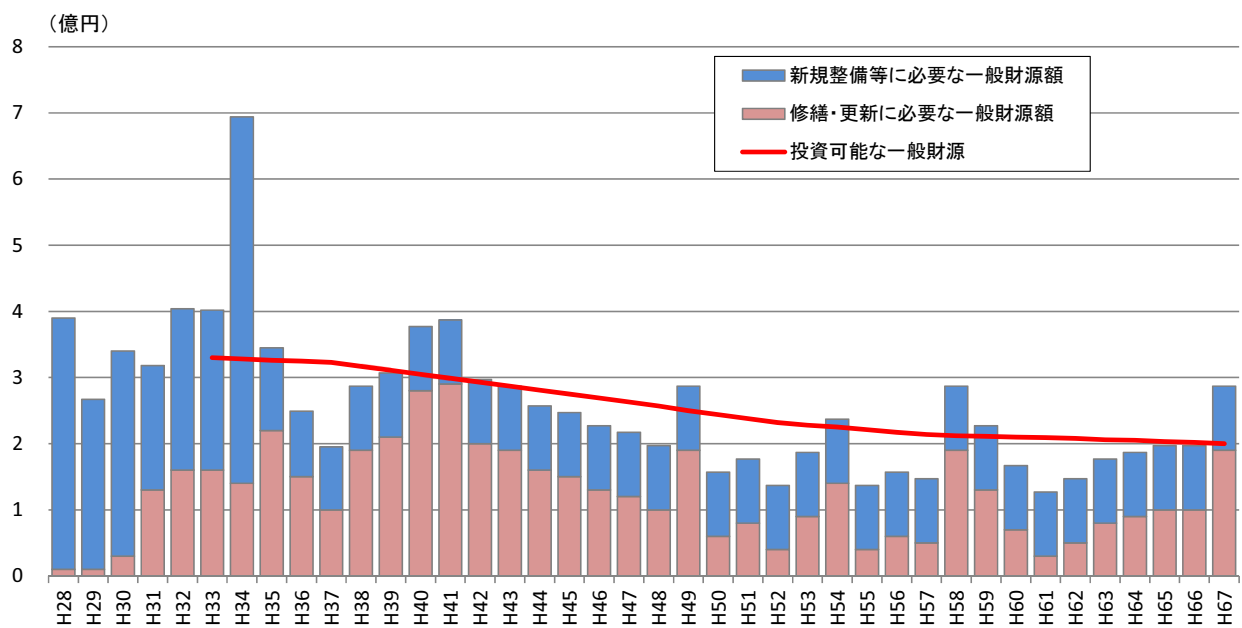
5) 必要な一般財源額

公共施設等の修繕・更新にかかる費用は、一般財源と特定財源で賄っており、そのうち特別会計となる下水道事業を除いた平成 28 (2016) 年度以降の必要な一般財源額を試算すると、平成 28 (2016) 年度から平成 67 (2055) 年度までの総額 128.7 億円は、長寿命化を図ることにより 49.1 億円となり、79.6 億円の削減ができる見込みとなっています。また、投資可能な一般財源額からみても、長寿命化により財政負担の平準化が図られ、長寿命化が実現可能なものとなっています。

■図表 4-9 公共施設等の修繕・更新にかかる必要な一般財源額の試算（長寿命化なし）



■図表 4-10 公共施設等の修繕・更新にかかる必要一般財源額の試算（長寿命化あり）



5. 公共施設の利用に関するアンケート調査について

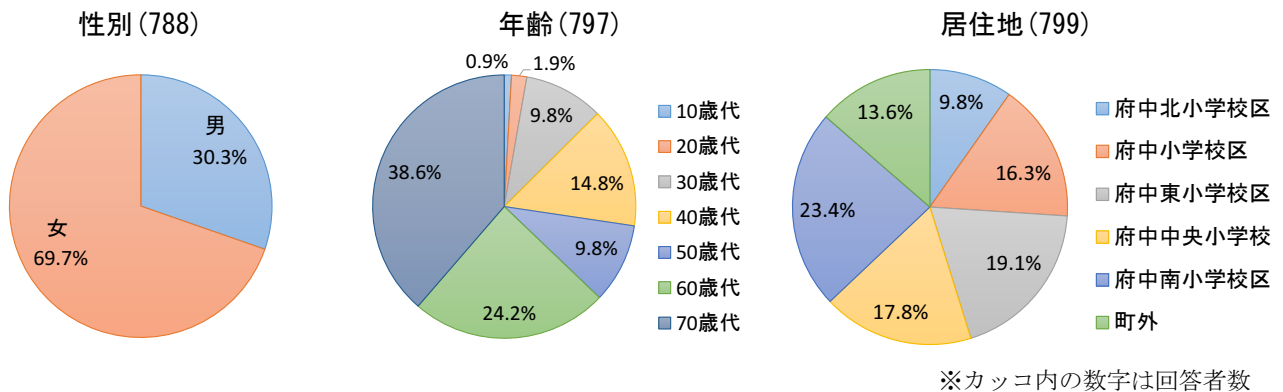
本計画の策定にあたり、今後の公共施設のあり方について、施設利用者の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました。

■実施概要

- ①実施期間：平成28年7月13日～平成28年8月17日
- ②実施方法：施設利用者への配付及び町ホームページで実施
- ③回収方法：郵送及びメールによる回答
- ④回収率：42%（回収数：808/配布数：1,936）

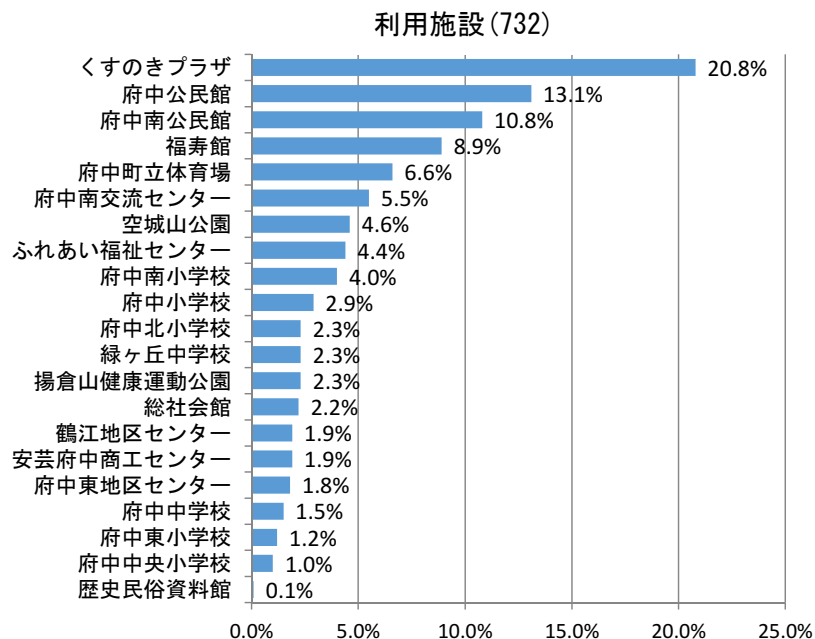
1. 回答者属性

- ・男性が30.3%、女性が69.7%となっている。
- ・70歳代が最も多く38.6%、次いで60歳代が24.2%となっている。
- ・居住地は府中南小学校区が最も多く23.4%となっている。



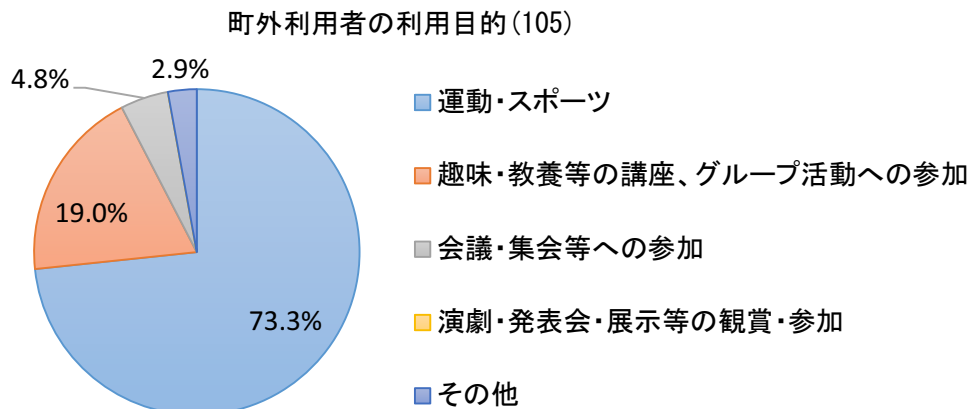
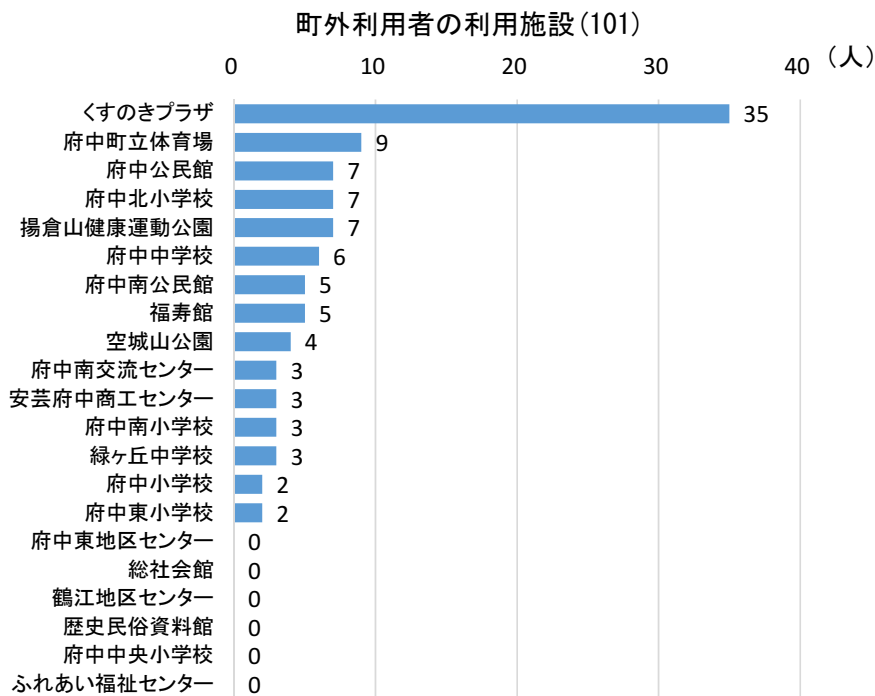
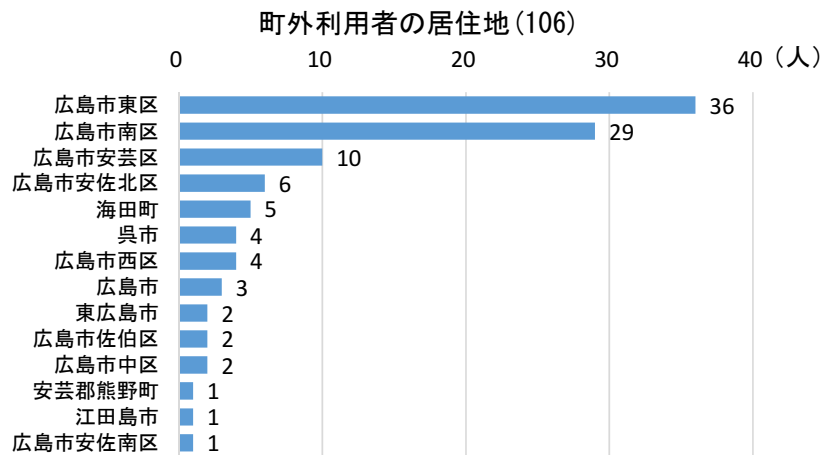
2 (1) 今回（調査時）利用された施設

- ・利用施設は「くすのきプラザ」が最も多く、次いで「府中公民館」、「府中南公民館」の順となっている。



【参考】町外居住の利用者について

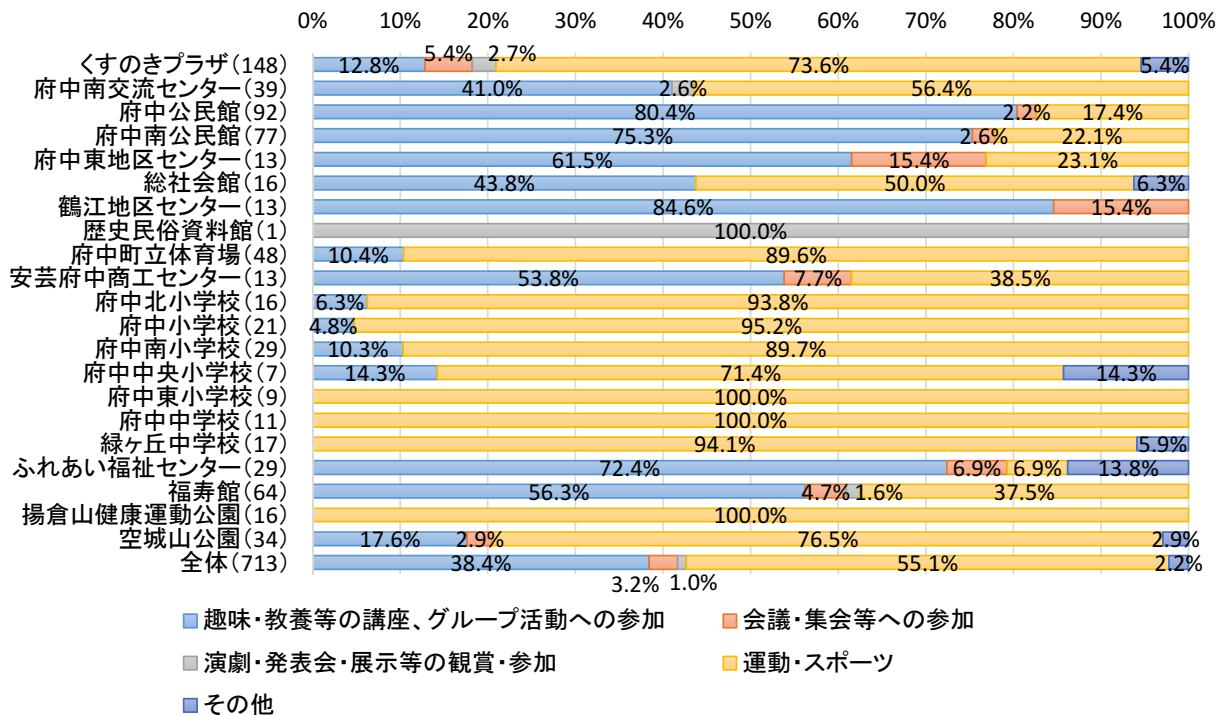
- ・居住地は広島市東区が最も多く 36 人、次いで南区の 29 人となっている。
- ・利用施設は「くすのきプラザ」が最も多く 35 人となっている。
- ・利用目的は「運動・スポーツ」が最も多く 73.3%となっている。



※カッコ内の数字は回答者数

2 (2) ア 利用目的 (施設別)

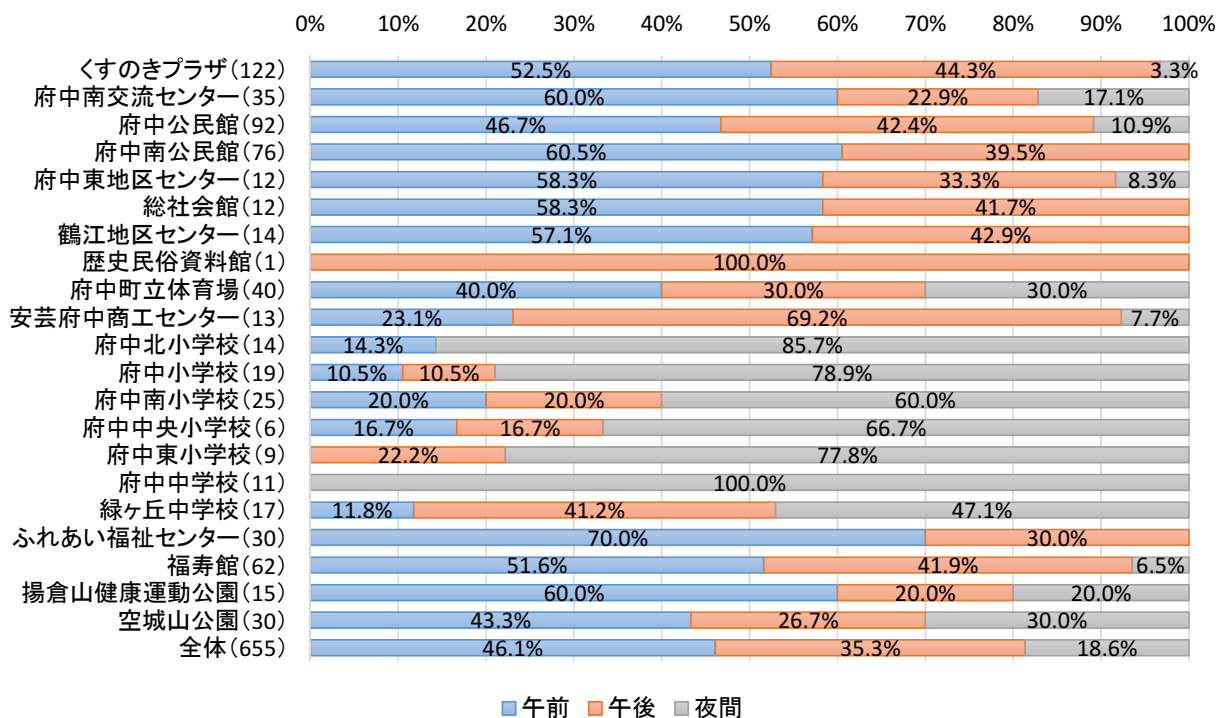
・全体では「運動・スポーツ」が最も多く 55.1%、次いで「趣味・教養等の講座、グループ活動への参加」が 38.4%となっている。



※カッコ内の数字は回答者数

2 (2) イ 利用時間帯 (施設別)

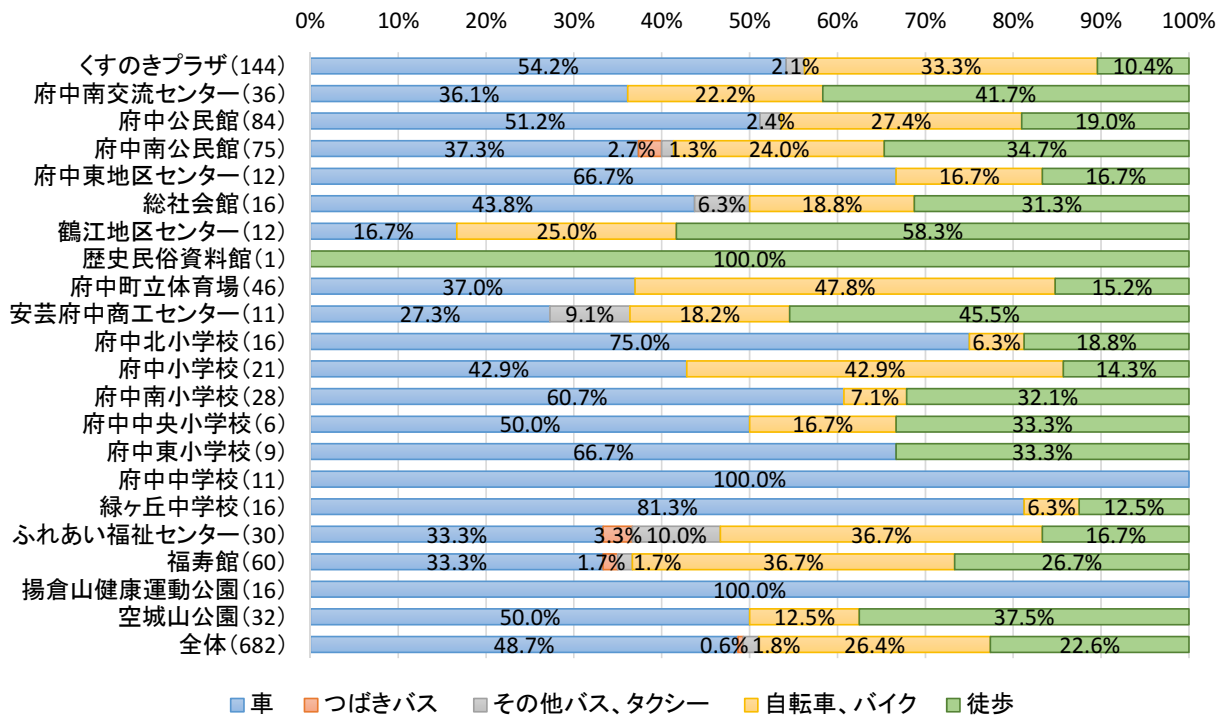
・全体では「午前」「午後」「夜間」の順となっている。
・学校施設は夜間利用が多くなっている。



※カッコ内の数字は回答者数

2 (2) ウ 利用施設までの交通手段（施設別）

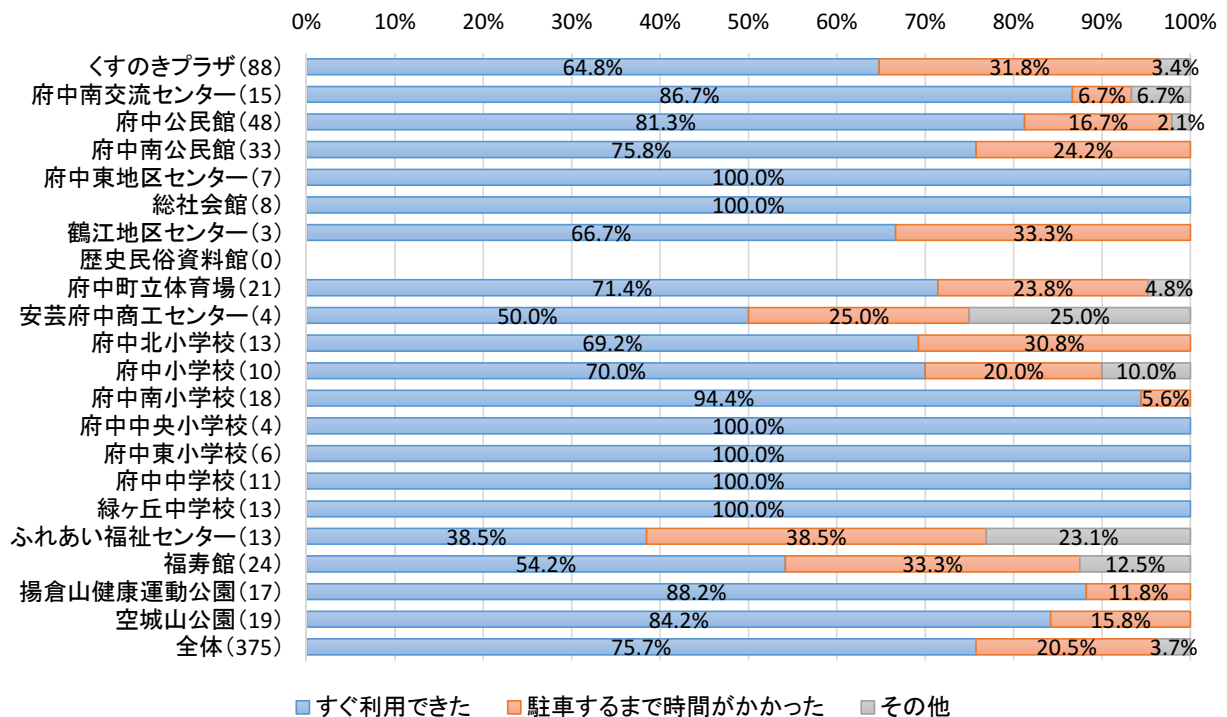
・全体では「車」が最も多く48.7%、次いで「自転車・バイク」が26.4%、「徒歩」が22.6%となっている。



※カッコ内の数字は回答者数

2 (3) ア 利用された際の駐車場の状況（施設別）

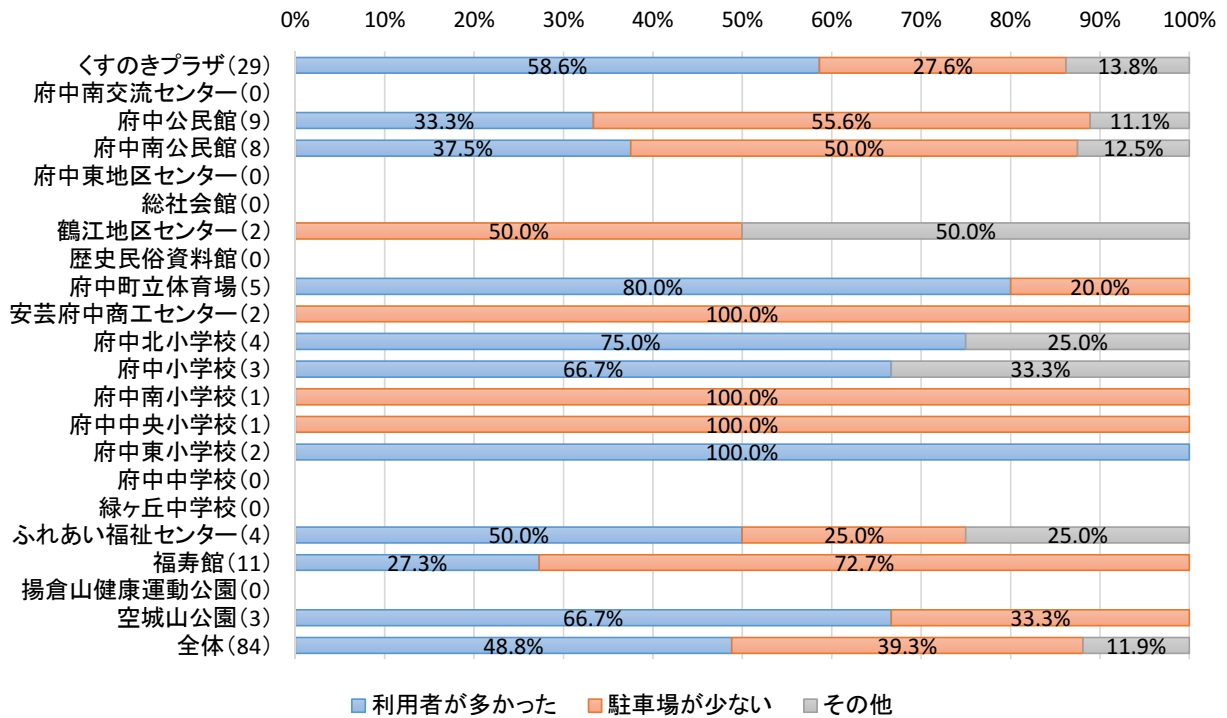
・全体では「すぐ利用できた」が75.7%となっている。
 ・「ふれあい福祉センター」では「駐車するまで時間がかかった」と「すぐ利用できた」が同数となっている。



※カッコ内の数字は回答者数

2 (3) イ 前設問で駐車するまでに時間がかかったと回答した理由（施設別）

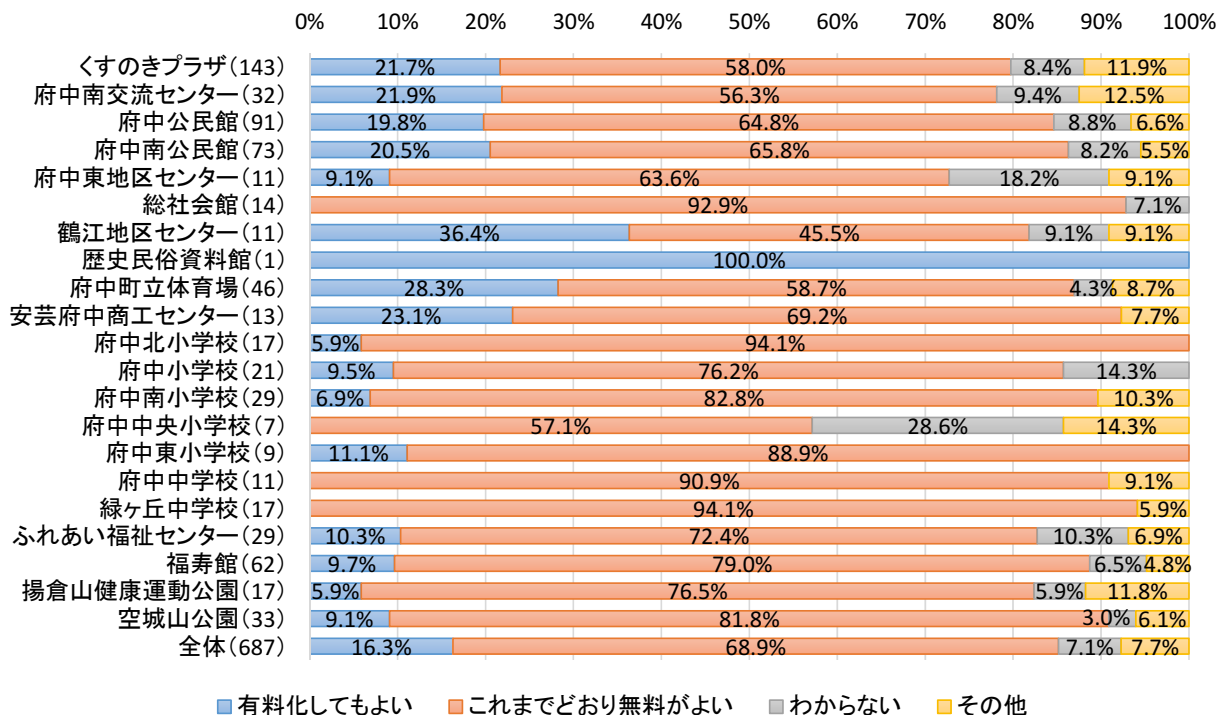
・全体では「利用者が多かったため」が48.8%、「駐車場が少ないため」が39.3%となっている。



※カッコ内の数字は回答者数

2 (4) 駐車場の有料化（施設別）

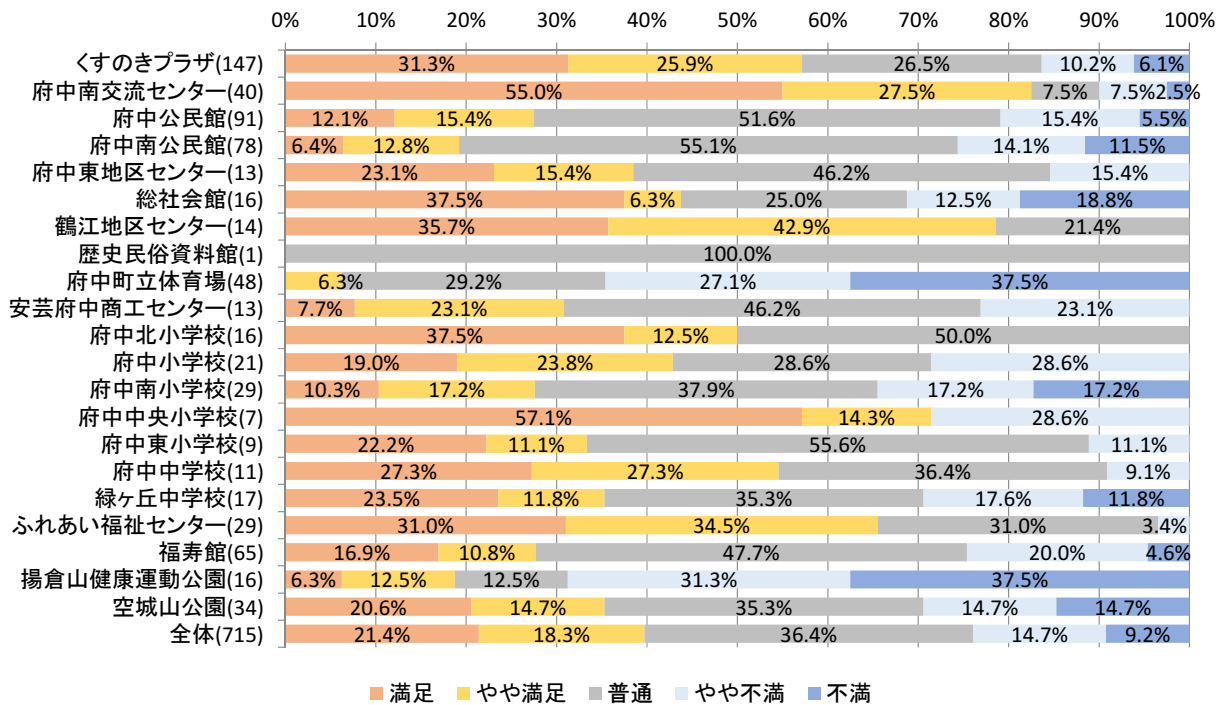
・全体では「これまでどおり無料がよい」が68.9%となっている。



※カッコ内の数字は回答者数

3 (1) 利用施設の満足度【設備・備品】(施設別)

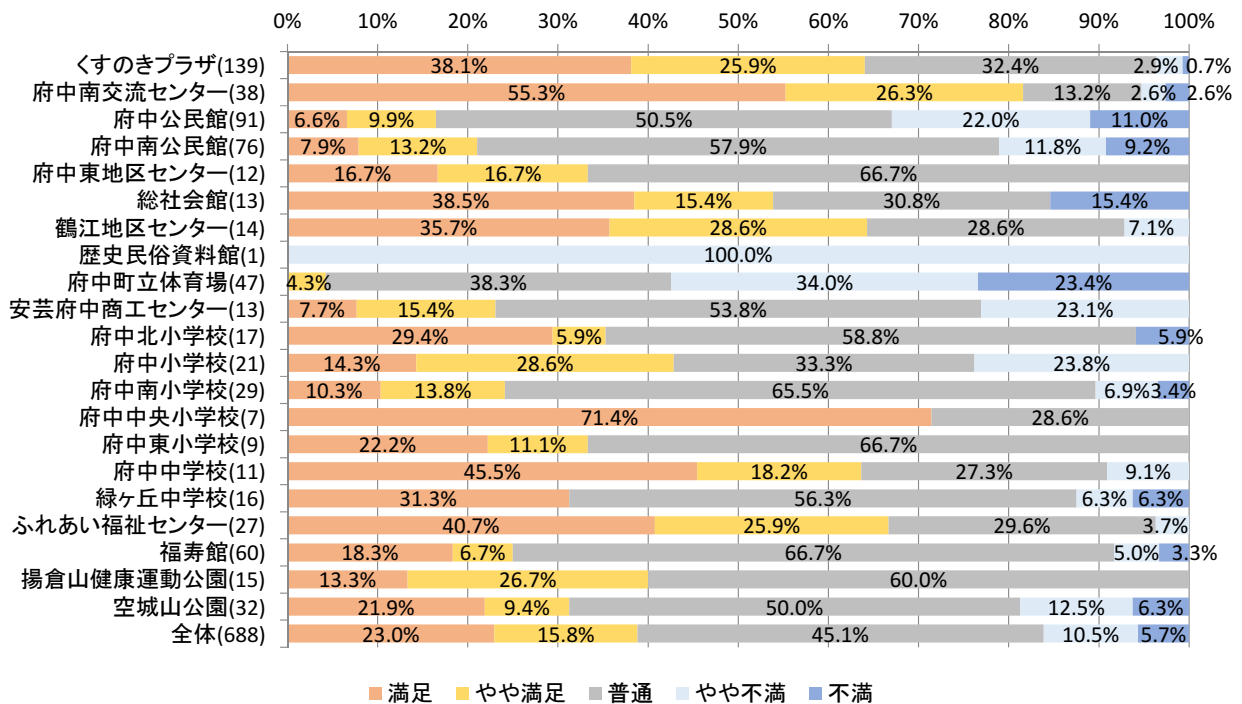
・「府中町立体育場」「揚倉山健康運動公園」で「やや不満」「不満」が50%を上回っている。
 (※サンプル数の少ない歴史民俗資料館を除く。)



※カッコ内の数字は回答者数

3 (2) 利用施設の満足度【機能】(施設別)

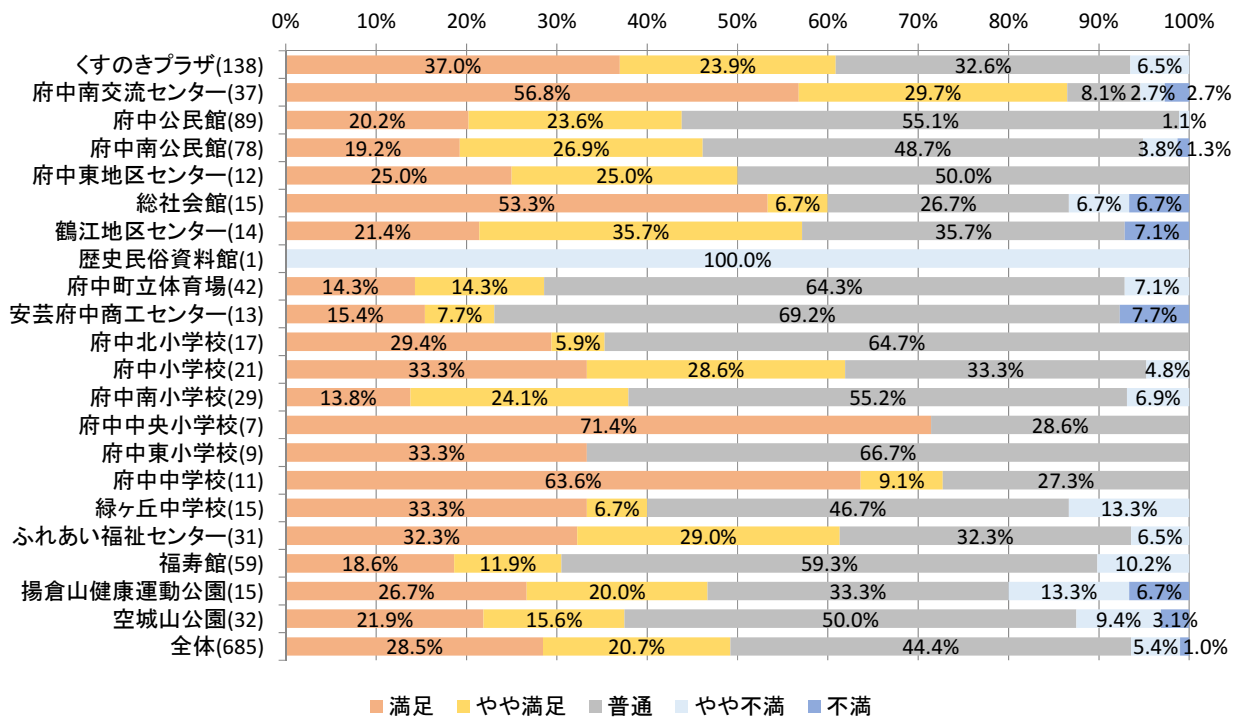
・「府中町立体育場」で「やや不満」「不満」が50%を上回っている。
 (※サンプル数の少ない歴史民俗資料館を除く。)



※カッコ内の数字は回答者数

3 (3) 利用施設の満足度【サービス】(施設別)

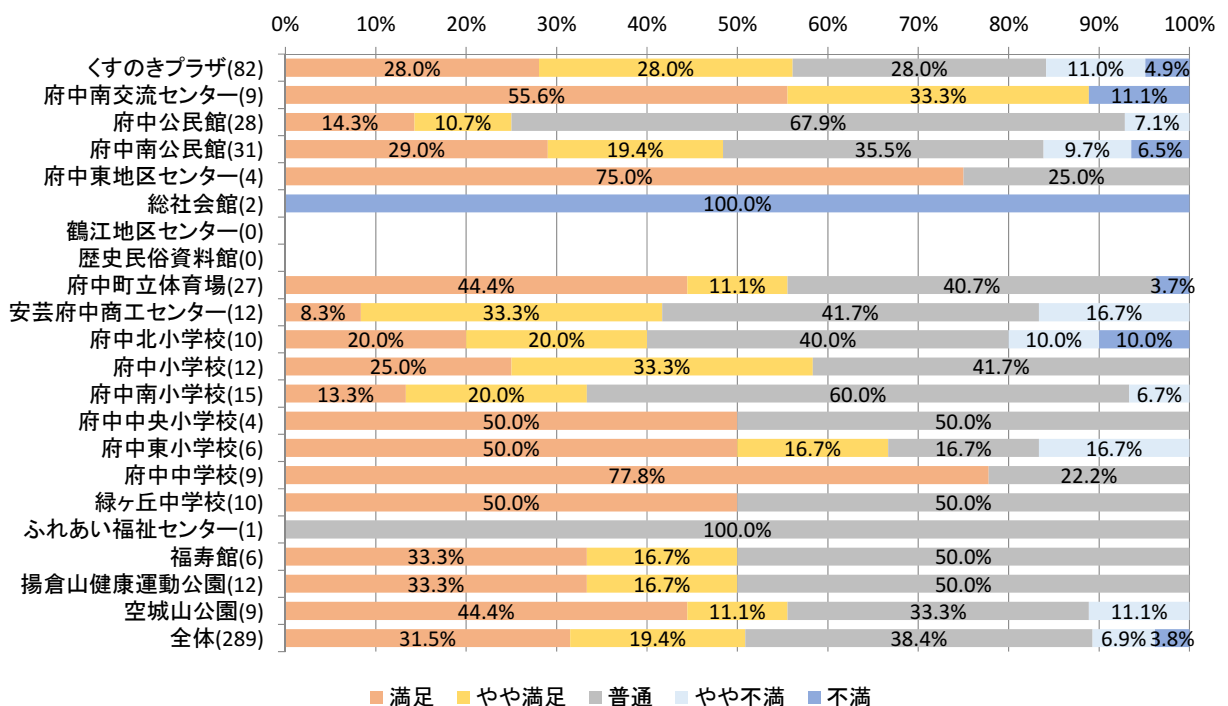
・いずれの施設でも「満足」「やや満足」の割合が「やや不満」「不満」の割合を上回っている。
 (※サンプル数の少ない歴史民俗資料館を除く。)



※カッコ内の数字は回答者数

3 (4) 利用施設の満足度【使用料】(施設別)

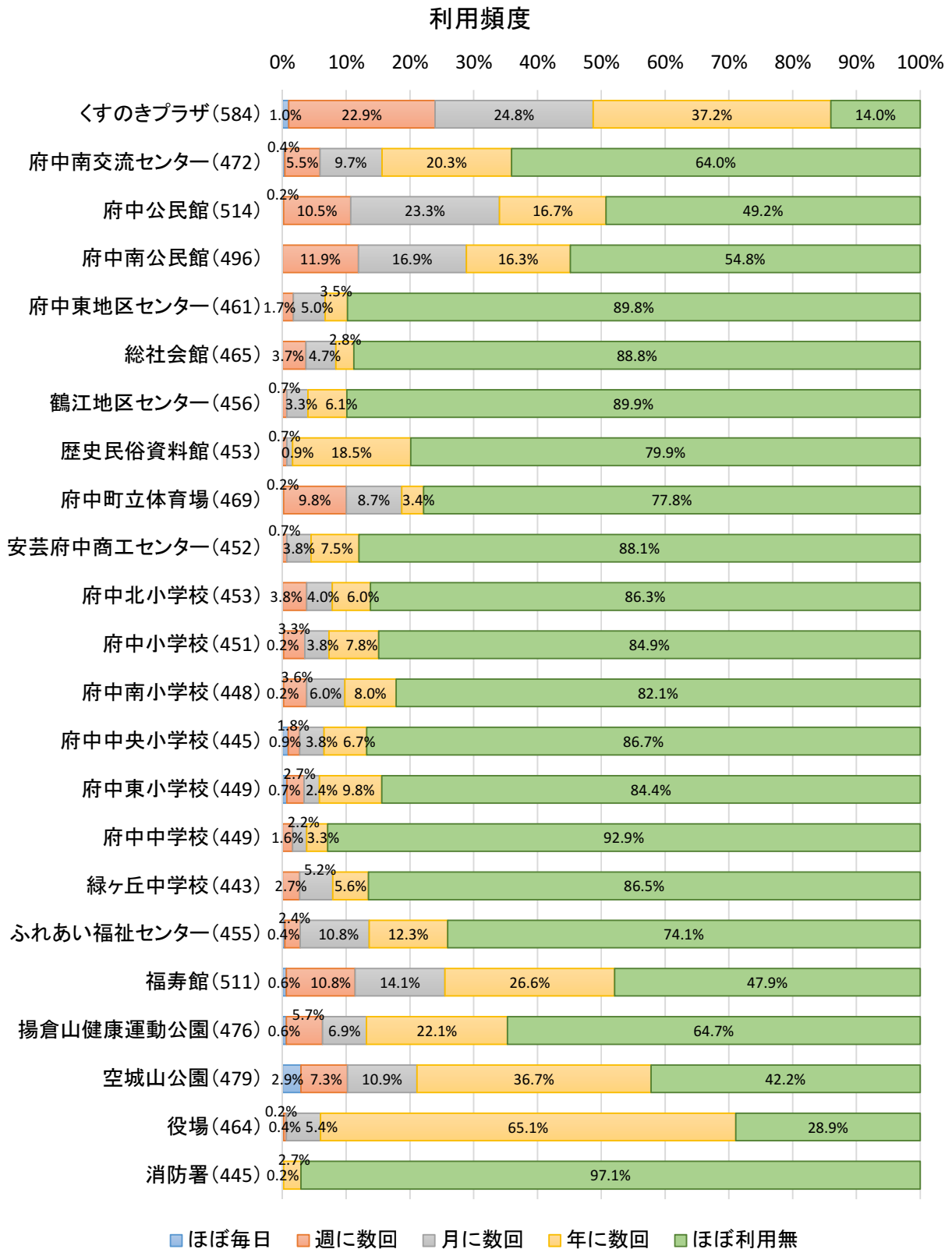
・いずれの施設でも「満足」「やや満足」の割合が「やや不満」「不満」の割合を上回っている。
 ・サンプル数は少ないが「総社会館」では「不満」が100%となっている。



※カッコ内の数字は回答者数

4 ア 過去1年間の施設の利用頻度

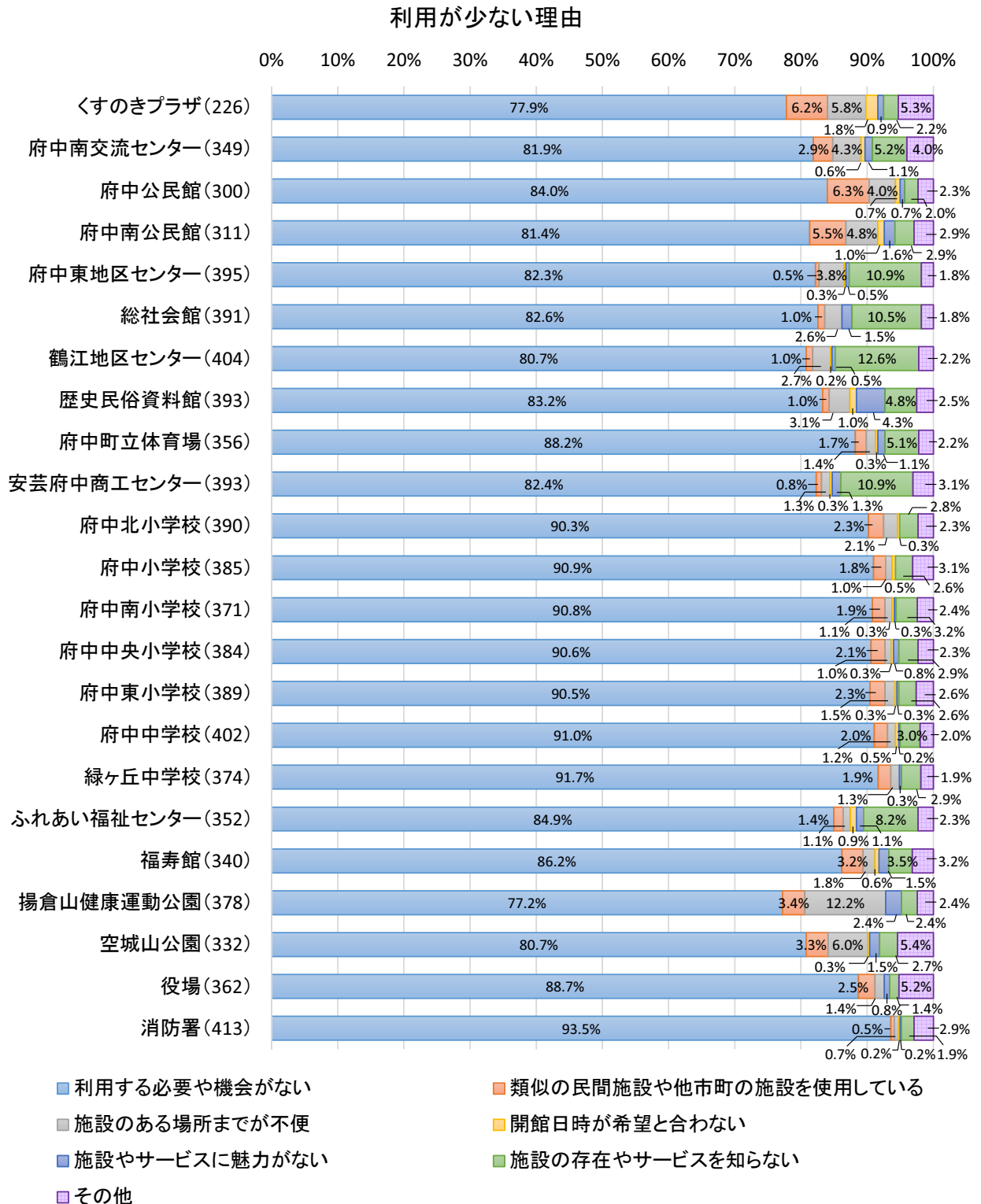
・「くすのきプラザ」の利用頻度が最も高く、85.9%が利用すると回答している。
 ・そのほか、「府中公民館」「福寿館」「空城山公園」「役場」が50%を上回っている。



※カッコ内の数字は回答者数

4 イ 前設問でほぼ利用無と回答した理由

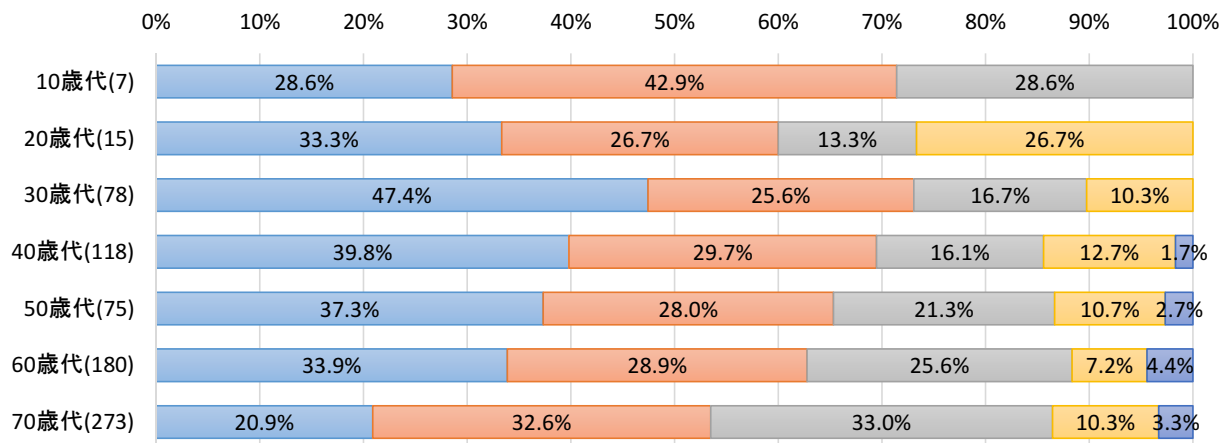
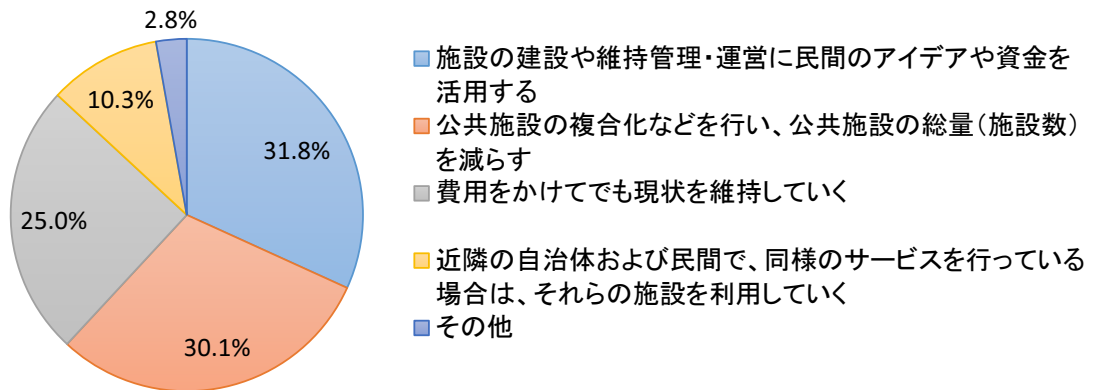
・いずれの施設も「利用する必要や機会がない」が最も多くなっている。



5 (1) 今後の施設のあり方について検討を進めていくにあたり、考慮すべきこと

- ・「施設の建設や維持管理・運営に民間のアイデアや資金を活用する」「公共施設の複合化などを行い、公共施設の総量（施設数）を減らす」がほぼ同数で約 30%、次いで「費用をかけてでも現状を維持していく」が 25.0%となっている。
- ・20～60 歳代で、「施設の建設や維持管理・運営に民間のアイデアや資金を活用する」の割合が高くなっている。

今後の施設のあり方 (n=751)



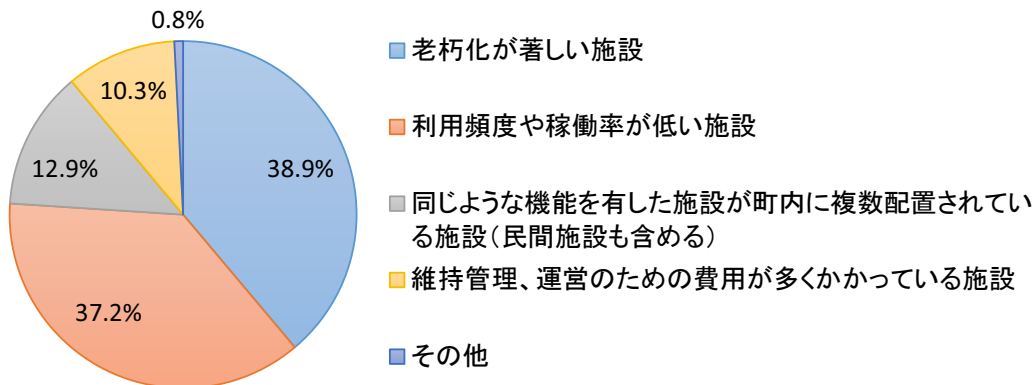
- 施設の建設や維持管理・運営に民間のアイデアや資金を活用する
- 公共施設の複合化などを行い、公共施設の総量（施設数）を減らす
- 費用をかけてでも現状を維持していく
- 近隣の自治体および民間で、同様のサービスを行っている場合は、それらの施設を利用していく
- その他

※カッコ内の数字は回答者数

5 (2) 経費抑制のための施設の複合化などによる見直し方針

・「老朽化が著しい施設」が最も多く 38.9%、次いで「利用頻度や稼働率が低い施設」が 37.2% となっている。

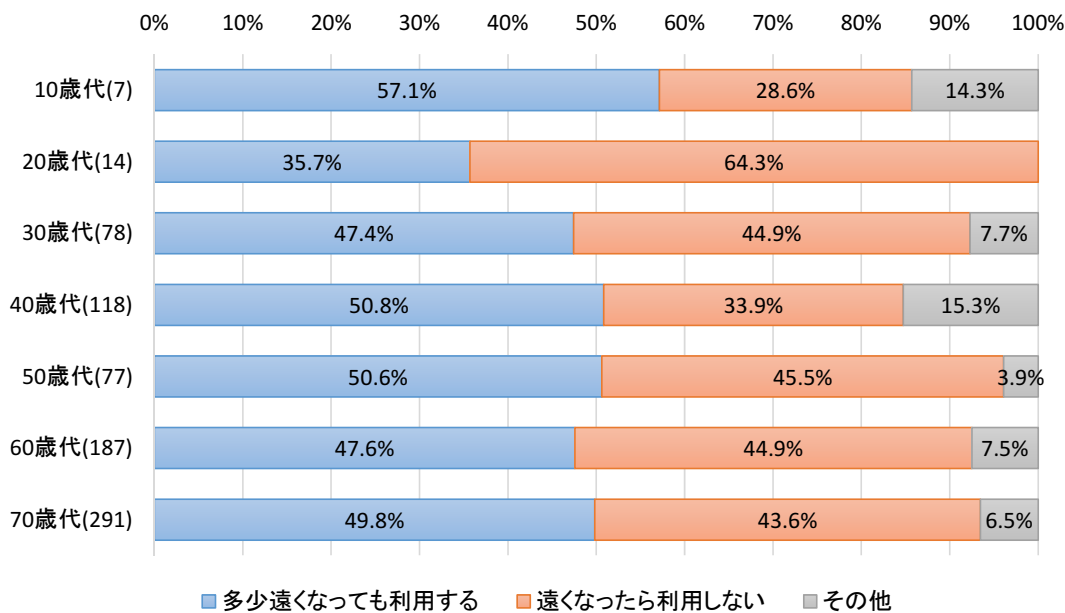
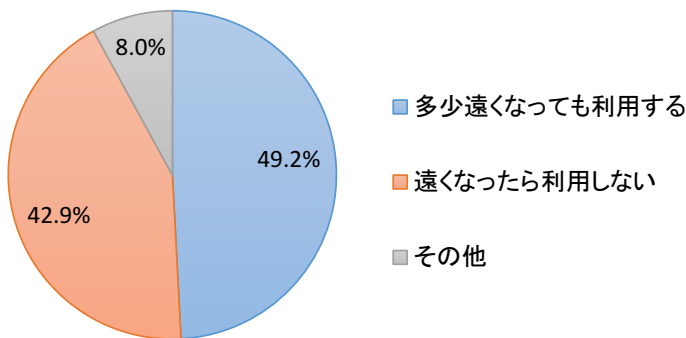
経費抑制のための施設の見直し方針 (n=767)



5 (3) 施設までの距離と利用頻度

・「多少遠くなくても利用する」が最も多く 49.2%、次いで「遠くなったら利用しない」が 42.9% となっている。
 ・20 歳代以外の年代では「多少遠くなくても利用する」の割合が高くなっている。

施設までの距離と利用頻度 (n=777)

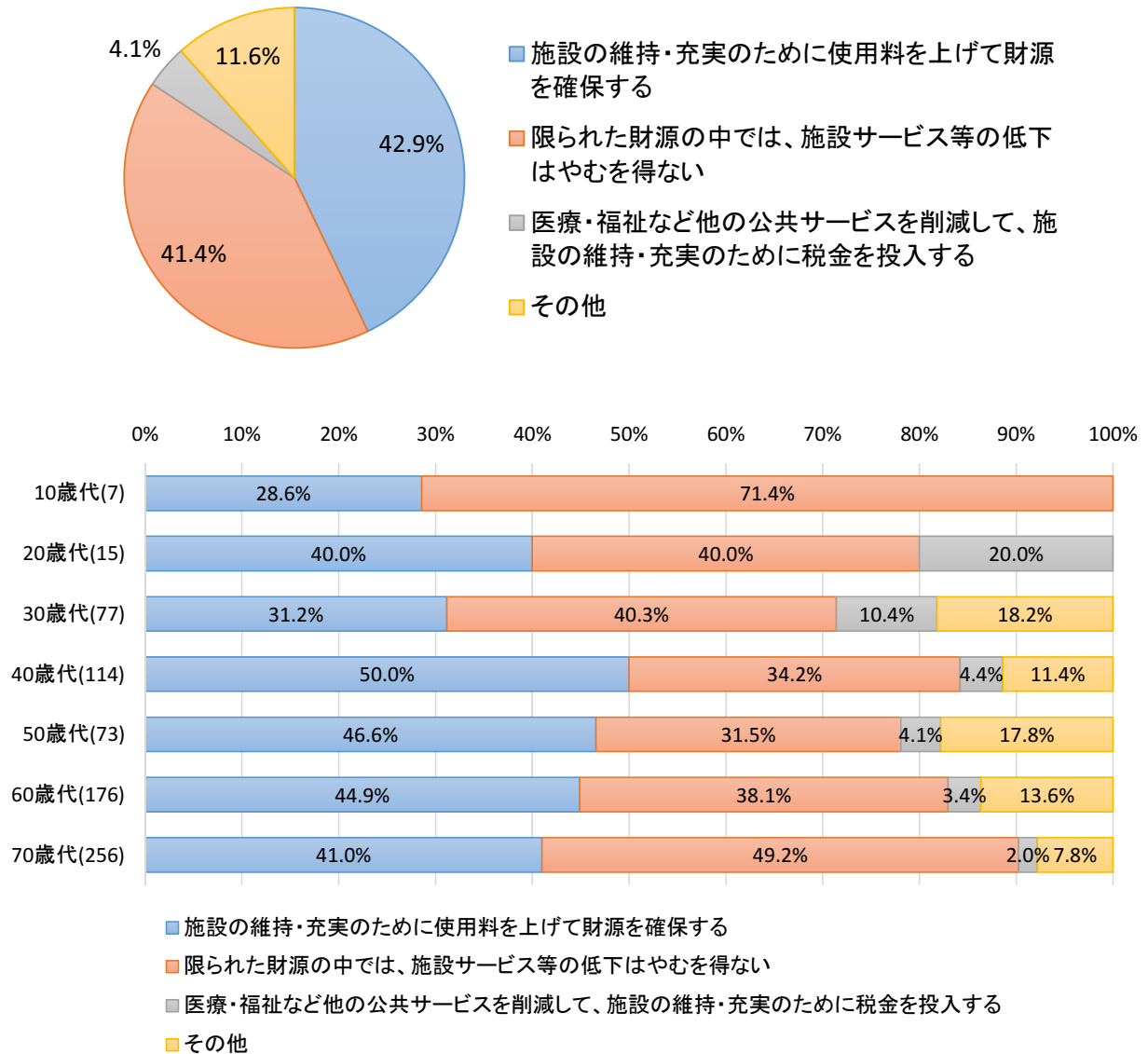


※カッコ内の数字は回答者数

6. 限られた財源の中での今後の方針

- ・「施設の維持・充実のために使用料を上げて財源を確保する」が最も多く 42.9%、次いで「限られた財源の中では、施設サービス等の低下はやむを得ない」が 41.4%となっている。
- ・10 歳代、30 歳代、70 歳代で「サービスの低下」を許容する割合が高く、40～60 歳代で「使用料の値上げ」を許容する割合が高くなっている。

限られた財源の中での今後の方針 (n=723)



※カッコ内の数字は回答者数

府中町公共施設等総合管理計画

平成 29（2017）年 3 月発行

発行・編集：府中町企画財政部企画課

〒735-8686

広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号

TEL：082-286-3122

FAX：082-286-3199

URL：<http://www.town.fuchu.hiroshima.jp>

E-mail：kikaku@town.fuchu.hiroshima.jp

